

# 租税特別措置法（法人税関係）の改正

目 次	
第一 税額控除関係……………	354
一 沖縄の特定地域において工業用機械等 等を取得した場合の法人税額の特別控 除制度……………	354
二 国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却又は法人 税額の特別控除制度……………	404
三 地方活力向上地域等において特定建 物等を取得した場合の特別償却又は法 人税額の特別控除制度……………	407
四 地方活力向上地域等において雇業者 の数が増加した場合の法人税額の特別 控除制度……………	411
五 給与等の支給額が増加した場合の法 人税額の特別控除制度……………	420
六 認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の特別償却又は法人税 額の特別控除制度（5G導入促進税 制）……………	437
七 法人税の額から控除される特別控除 額の特例……………	444
八 その他の税額控除制度……………	452
第二 特別償却関係……………	452
一 環境負荷低減事業活動用資産等の特 別償却制度（創設）……………	452
二 特定地域における工業用機械等の特 別償却制度……………	461
三 障害者を雇用する場合の特定機械装 置の割増償却制度……………	494
四 輸出事業用資産の割増償却制度（創 設）……………	495
五 倉庫用建物等の割増償却制度……………	499
六 特別償却不足額がある場合の償却限 度額の計算の特例……………	500
七 準備金方式による特別償却制度……………	502
第三 準備金等関係……………	506
一 海外投資等損失準備金制度……………	506
二 特定災害防止準備金制度……………	507
三 保険会社等の異常危険準備金制度……………	509
四 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度 ……………	511
五 農業経営基盤強化準備金制度……………	514
第四 土地税制関係……………	518
一 取用等に伴い代替資産を取得した場 合の課税の特例等……………	518
二 換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例……………	521
三 特定土地区画整理事業等のために土 地等を譲渡した場合の所得の特別控除 制度（2,000万円特別控除制度）……………	522
四 特定住宅地造成事業等のために土地 等を譲渡した場合の所得の特別控除制 度（1,500万円特別控除制度）……………	528
五 農地保有の合理化のために農地等を 譲渡した場合の所得の特別控除制度 （800万円特別控除制度）……………	533
六 特定の交換分合により土地等を取得 した場合の課税の特例……………	539
七 平成21年及び平成22年に土地等の先 行取得をした場合の課税の特例……………	540
第五 その他の特別措置関係……………	541
一 沖縄の認定法人の課税の特例……………	541
二 国家戦略特別区域における指定法人 の課税の特例……………	563
三 交際費等の損金不算入制度……………	565

四 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例……………	570	七 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例……………	584
五 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例（創設）……………	580	八 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例……………	593
六 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置……………	581	九 農業協同組合等の合併に係る課税の特例……………	595

## はじめに

令和4年度税制改正においては、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとされ、また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直すこととされたほか、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税関係（国際課税関係を除きます。）の租税特別措置法の改正では、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の改正等が行われる一方で、障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われました。

本稿は、これらの改正の内容についての解説をするものです。

租税特別措置法等の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月22日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に令和4年法律第4号として公布され、併せて関係政省令等も公布されています。

関係法令は、次のとおりです。

（法律）

- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（令4.3.31法律第4号）

（政令）

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令4.3.31政令第148号）
- ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令4.3.31政令第153号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令4.3.31政令第156号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令4.3.31政令第157号）
- ・ 法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令4.3.31政令第160号）

（省令）

- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令4.3.31財務省令第23号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令4.3.31財務省令第29号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令4.3.31財務省令第30号）
- ・ 法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令4.3.31財務省令第34号）
- ・ 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令4.4.15財務省令第39号）
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する

法律施行規則の一部を改正する省令（令4.4.15  
財務省令第41号）

（告示）

＜給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度関係＞

- ・ 事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示（令4.3.31厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ・ 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示（令4.3.31経済産業省告示第88号）

＜特定地域における工業用機械等の特別償却制度関係＞

- ・ 平成25年総務省、農林水産省、国土交通省告示第2号の一部を改正する件（令4.3.31総務省、農林水産省、国土交通省告示第2号）

＜海外投資等損失準備金制度関係＞

- ・ 租税特別措置法施行規則第21条第1項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続き等の一部を改正する告示（令4.3.31経済産業省告示第86号）

なお、令和2年度税制改正において措置された連結納税制度からグループ通算制度への移行は、令和4年4月1日から施行されています。この改正に関し、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）第3条の規定による改正後の法人税法、令和2年改正法第16条の規定による改正後の租税特別措置法等の規定は、同日以後に開始する事業年度から適用することとされるとともに、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、令和2年改正法第3条の規定による改正前の法人税法、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法等の規定は、なおその効力を有することとされています（令和2年改正法附則14）。

（注1） 令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度（以下「旧事業年

度」といいます。）の所得に対する法人税については、令和2年改正法第3条の規定による改正後の法人税法、令和2年改正法第16条の規定による改正後の租税特別措置法等は適用されず、令和2年改正法第3条の規定による改正前の法人税法（以下「令和2年改正前法人税法」といいます。）、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年改正前租税特別措置法」といいます。）等の規定は、なおその効力を有することとされています（令和2年改正法附則14）。したがって、旧事業年度については、令和2年改正前法人税法、令和2年改正前租税特別措置法等の規定が適用されます。

（注2） 連結納税制度の適用の有無にかかわらず、令和4年4月1日以前に開始し、同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税については、令和2年改正前法人税法、令和2年改正前租税特別措置法等の規定が適用されます。

したがって、令和4年度税制改正事項のうち、改正後の制度を令和4年4月1日以前に開始した事業年度及び旧事業年度の所得に対する法人税又は連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税についても適用すべき事項については、令和2年改正前租税特別措置法、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号。以下「令和2年改正令」といいます。）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和2年改正前租税特別措置法施行令」といいます。）、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号。以下「令和2年改正省令」といいます。）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正省令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「令和2年改正前租税特別措置法施行規則」といいます。）等を改正することにより対応が行われています。

## 第一 税額控除関係

### 一 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成14年4月1日から令和4年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、沖縄振興特別措置法に規定する次の表の特定地域内において同表の特定事業の用に供する一定の規模の設備の新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る同表の工業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその新設若しくは増設に係る同表の工業用機械等の製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、その特定事業の用に供した日を含む事業年度

において、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の税額控除ができるというものです（措法42の9①）。

なお、控除を受ける金額は当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることとされています（措法42の9①後段②③）。

また、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の9①）。

	特定地域	特定事業	工業用機械等
(1)	観光地形成促進地域	特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	特定民間観光関連施設のうち一定のものを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
(2)	情報通信産業振興地域	電気通信業その他一定の事業	機械及び装置、一定の器具及び備品、一定の建物及びその附属設備並びに一定の構築物
(3)	産業高度化・事業革新促進地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備
(4)	国際物流拠点産業集積地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備
(5)	経済金融活性化特別地区	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備

(注1) 一定の期間は、観光地形成促進地域に係る措置（上記の表の(1)）、情報通信産業振興地域に係る措置（上記の表の(2)）、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置（上記の表の(3)）又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記の表の(4)）についてはそれぞれ沖縄県知事から主務大臣への観光地形成促進計画、情報通信産業振興計画、産業高度化・事業革新促進計画又は国際物流拠点産業集積計画の提出のあった日から令和4年3月31日までの期間と、経済金融活性化特別地区に係る措置（上記の表の(5)）については経済金融活性化計画の認定の日から令和4年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内に特定地域に該当しないこととなった場合等には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法42の9①、措令27の9①）。

(注2) 一定の規模の設備は、観光地形成促進地域に係る措置については対象施設に含まれる一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（その対象施設に含まれない部分があるものについては、その対象施設に含まれる部分に限ります。）の取得価額の合計額が1,000万円を超える

ものと、情報通信産業振興地域に係る措置、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（国際物流拠点産業集積地域に係る措置については、機械及び装置）で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものとされています（措法42の9①、措令27の9②、措規20の4①②）。

(注3) 観光地形成促進地域に係る措置の対象施設は、一定の特定民間観光関連施設のうち次の施設の区分に応じそれぞれ次の施設（その施設に専ら附属する施設として設置するものを含みます。）とされています（措法42の9①、措令27の9②一、措規20の4①②）。

- ① スポーツ又はレクリエーション施設……庭球場、水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナ及びダイビング施設
- ② 教養文化施設……劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設
- ③ 休養施設……展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設及び国際健康管理・増進施設
- ④ 集会施設……会議場施設及び研修施設
- ⑤ 販売施設……沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令第7条第1号に規定する小売施設及び飲食施設

(注4) 特定事業は、具体的には、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法42の9①、措令27の9④⑥⑨、認定経済金融活性化計画）。

- ① 観光地形成促進地域に係る措置……特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業
- ② 情報通信産業振興地域に係る措置……電気通信業、情報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業並びに情報通信技術利用事業
- ③ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及び計量証明業
- ④ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業
- ⑤ 経済金融活性化特別地区に係る措置……金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業

(注5) 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置については、沖縄振興特別措置法第35条の3第5項に規定する認定事業者が特定事業の用に供した場合に限り適用を受けることができることとされています（措法42の9①）。

(注6) 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています（措法42の9①）。

## 2 改正の経緯及び趣旨

本年5月15日、沖縄が本土に復帰してから50年を迎え、沖縄の振興については、これまで様々な振興策を講じてきた結果、着実に成果を上げてきました。しかしながら、いまだ低い1人当たり県民所得や、深刻な子供の貧困など、依然として様々な課題を抱えています。

改正前の沖縄振興特別措置法の有効期限は令和4年3月31日とされており、この有効期限の到来後の沖縄振興策について令和3年8月に「新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）」（以下「検討の基本方向」といいます。）が内閣府において取りまとめられました。この検討の基本方向においては、これまでの沖縄振興策により県内総生

産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど一定の成果が見られたとする一方で、1人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を上回る水準にあるなど、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要があるとされました。また、法的措置の枠組みとしては、諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定の整備をするとされました。さらに、検討の基本方向においては、観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域・特別地区、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び経済金

融活性化特別地区の各制度について、それぞれ見直すなどの措置を講ずることとされました。

これらの沖縄の状況を踏まえ、沖縄の一層の振興を図っていくため、沖縄振興特別措置法等の有効期限の延長、特区・地域制度をより効率的かつ計画的なものとする等の措置を講ずるための「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」が、第208回国会に提出されました。「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」においては、沖縄振興特別措置法について、同法の有効期限を10年間延長し、令和14年3月31日までとするとともに、更なる産業振興のため、特区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等の沖縄県知事による認定制度を導入することとし、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設けることとされました。

「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」は、令和4年3月31日に参議院において可決・成立し、同日に法律第7号として公布されました。この改正法による改正後の沖縄振興特別措置法の規定に基づき新たな基本方針（「沖縄振興基本方針」）が令和4年5月10日に内閣総理大臣により定められました。また、新たな沖縄振興計画（「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」）が令和4年5月15日に沖縄県知事により定められ、同日に内閣総理大臣に提出されました。

この沖縄振興特別措置法の改正等を踏まえ、令和4年度税制改正においては、租税特別措置法が改正され、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の各地域・特区に係る措置について、その対象者を改正後の沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事の認定を受けた事業者とする制度とし、対象事業等を見直すなどの改正が行われました。

### 3 改正の内容

#### (1) 観光地形成促進地域に係る措置

観光地形成促進地域に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。

また、対象施設の範囲の見直し等が行われました。

#### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法42の9①表一）。

沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する認定事業者とは、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した同法第7条の2第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置がその区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

（注1） 沖縄県知事は、基本方針に即して、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（観光地形成促進計画）を定めることができることとされています（沖振法6①）。

また、沖縄振興特別措置法第6条第4項において、沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した観光地形成促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出観光地形成促進計画」ということとされています（沖振法7①）。

（注2） 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資す

る高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置（観光地形成促進措置）を実施する者は、提出観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置の実施に関する計画（観光地形成促進措置実施計画）を作成し、その観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法7の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第7条の2第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その観光地形成促進措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとするとしてされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る観光地形成促進措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定観光地形成促進措置実施計画」ということとされています（沖振法7の2⑧）。

(注3) 特定民間観光関連施設とは、沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設をいい、具体的には、スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設であって、民間事業者が設置及び運営するものをいいます（沖振法8①）。なお、販売施設は、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で次の要件に該当するものであって、その施設がその要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限ることとされています（沖振法8①、沖振令7）。

イ 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下「小売施設」とい

います。）、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下「飲食施設」といいます。）及び次のイからホまでの施設のうちのいずれかの施設（以下「附帯施設」といいます。）が一体的に設置される施設であること。

イ スポーツ又はレクリエーション施設

ロ 教養文化施設

ハ 休養施設

ニ 集会施設

ホ 観光に関する情報を提供する施設

ロ 一の事業者が小売施設及び飲食施設の設置をすること。

ハ 小売施設及び飲食施設の床面積の合計が、おおむね3,000㎡以上であること。

ニ 附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計のおおむね4分の1以上であること。

(注4) 関係法令については、下記の(参考1)及び(参考2)をご参照ください。

改正前の観光地形成促進地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされてきました（旧措法42の9①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、観光地形成促進措置実施計画の認定を受ける必要があります。また、適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、観光地形成促進措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が観光地形成促進地域の区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

(注5) 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・国交告1）。

イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次の(イ)に該当し、かつ、次の(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ) その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ロ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ハ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又はニの場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の特定民間観光関連施設を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働

者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれにも該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置（以下「対象措置」といいます。）を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注6) 上記（注5）における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売



費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率＝（措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額＝事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額÷その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度（以下「確認申請事業年度」といいます。）に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式に

より算出した額をいいます。

基準類似付加価値額＝基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度終了の日においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率＝沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

※ 給与額補正率＝沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注7）関係法令については、下記の（参考3）をご参照ください。

② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第6条第4項の規定により沖縄県知事が観光地形成促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①一）。

（注） 適用期間の初日は、改正前と同様に、沖縄県知事が観光地形成促進計画を主務大臣に提出した日とされていますが、観光地形成促進計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな観光地形成促進計画の提出の日が、適用期間の初日となります。

なお、観光地形成促進計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第6条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域に係る適用期間の初日とすることとされています（措令27の9①一）。

また、観光地形成促進計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第6条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています（措令27の9①一）。

③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域とされています（措法42の9①表一）。

④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業とされています（措法42の9①表一）。

（注） 沖縄振興特別措置法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の範囲については、上記①（注3）をご参照ください。

⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法42の9①）。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、対象施設に含まれる一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（その対象施設に含まれない部分があるものについては、その対象施設に含まれる部分に限ります。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「特定の設備」といいます。）とされています（措令27の9②一）。

（注） 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令27の9②一）。

この取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかの判定の基礎となる対象施設は、特定民間観光関連施設のうち観光関連施設の整備に著しく資する施設とされています（措令27の9②一、措規20の4②）。この対象施設について、次の見直しが行われました。

イ スポーツ又はレクリエーション施設から庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナ及びダイビング施設が除外され、スポーツ又はレクリエーション施設にテーマパークが追加されました（措規20の4②一）。

（注） テーマパークとは、文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、その設備により客に娯楽を提供する施設をいいます（措規20の4②一）。

ロ 教養文化施設から博物館及び美術館が除外されました（措規20の4②二）。

ハ 休養施設から海洋療法施設が除外され、休養施設にスパ施設が追加されました（措

規20の4②三）。

（注） スパ施設とは、浴場施設であって、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄の泥岩等の堆積岩又は沖縄の農産物等の植物の有する美容・瘦身効果等の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいいます（措規20の4②三）。

ニ 集会施設に結婚式場が追加されました（措規20の4②四）。

（注） 結婚式場とは、専ら挙式、披露宴の挙行その他の婚礼のための役務を提供するための施設をいいます。なお、宿泊施設に附属する施設でその宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除くこととされています（措規20の4②四）。結婚式場は「専ら婚礼のための役務を提供するための施設」とされていますので、例えば、婚礼のための役務を提供しないときにレストランとして営業する施設など、婚礼のための役務以外の役務の提供をするものは、この結婚式場には該当しません。

上記イからニまでの改正により、対象施設となる特定民間観光関連施設は、次の施設となります。

- ・ スポーツ又はレクリエーション施設……水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場及びテーマパーク（措規20の4②一）
- ・ 教養文化施設……劇場、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設（措規20の4②二）
- ・ 休養施設……展望施設、温泉保養施設、スパ施設及び国際健康管理・増進施設（措規20の4②三）
- ・ 集会施設……会議場施設、研修施設及び結婚式場（措規20の4②四）
- ・ 販売施設……沖縄振興特別措置法第8条

第1項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令第7条第1号に規定する小売施設及び飲食施設（措規20の4②五）

なお、対象施設となる特定民間観光関連施設からは、次の施設を除くこととされています（措令27の9②一、措規20の4①）。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの

- ・ 施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する次の施設

(イ) 会員等その施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設。ただし、施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で施設を利用させるものである旨がその施設の利用に関する規程において明らかにされているものを除きます。

(ロ) 宿泊施設に附属する施設で、その宿泊施設の利用者が主として利用するもの。ただし、温泉保養施設等については、その温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客にその宿泊施設の利用者と同一の条件でその温泉保養施設等を利用させるものである旨がその温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除くこととされています。

なお、温泉保養施設等とは、温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに会議場施設及び研修施設をいいます（措規20の4①二）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものと

されています（措法42の9①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定観光地形成促進措置実施計画に記載されたものとされています（措令27の9③一）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、改正前と同様に、特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定のものとしてされています（措法42の9①表一）。

一定のものとは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とされています（措令27の9④）。なお、対象施設の範囲については見直しが行われています。見直しの詳細については、上記⑤をご参照ください。

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、この制度における他の措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法42の9①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法42の9①）。

#### ⑧ 税額控除限度額

税額控除限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附

属設備並びに構築物については、8%）相当額とされています（措法42の9①）。

また、改正前と同様に、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

### (2) 情報通信産業振興地域に係る措置

情報通信産業振興地域に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象事業の範囲の見直し等が行われました。

#### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第31条第1項に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法42の9①表二）。

沖縄振興特別措置法第31条第1項に規定する認定事業者とは、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第29条の2第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置がその区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

(注1) 沖縄県知事は、基本方針に即して、情報通信産業の振興を図るための計画（情報通信産業振興計画）を定めることができることとされています（沖振法28①）。

また、沖縄振興特別措置法第28条第4項において、沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した情報通信産業振興計画（その変更につ

いて同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のものを「提出情報通信産業振興計画」ということとされています（沖振法29①）。

（注2） 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置（情報通信産業振興措置）を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画（情報通信産業振興措置実施計画）を作成し、その情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法29の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第29条の2第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その情報通信産業振興措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとするものとされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものを「認定情報通信産業振興措置実施計画」ということとされています（沖振法29の2⑧））。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

改正前の情報通信産業振興地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされていました（旧措法42の9①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、情報通信産業振興措置実施計画の認定を受ける必要があります。また、適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第31条第1項に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、情報通信産業振興措置実施計画

について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置が情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

（注4） 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・総務・経産省1）。

イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次のイに該当し、かつ、次のロ又はハのいずれかに該当すること。

イ その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

ロ 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

ハ 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又はニの場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の事業を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれにも該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置（以下「対象措置」といいます。）を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注5) 上記（注4）における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実

施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めなくて、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額 - 基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額 = 事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額 ÷ その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、

基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度（以下「確認申請事業年度」といいます。）に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似付加価値額＝基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度終了の日においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率＝沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与補正率

※ 給与補正率＝沖縄県が直近に公

表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注6） 関係法令については、下記の（参考4）をご参照ください。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第28条第4項の規定により沖縄県知事が情報通信産業振興計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①二）。

（注） 適用期間の初日は、改正前と同様に、沖縄県知事が情報通信産業振興計画を主務大臣に提出した日とされていますが、情報通信産業振興計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな情報通信産業振興計画の提出の日が、適用期間の初日となります。

なお、情報通信産業振興計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第28条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域に係る適用期間の初日とすることとされています（措令27の9①二）。

また、情報通信産業振興計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第28条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています（措令27の9①二）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出情報通信産業振興計画に定められた情報

通信産業振興地域の区域とされています（措法42の9①表二）。

④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業とされています（措法42の9①表二、措令27の9⑤）。

なお、適用対象事業の範囲の見直しが行われ、情報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業及び情報通信技術利用事業が適用対象事業から除外されました（措令27の9⑤）。

⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法42の9①）。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、次のいずれかの規模のものとされています（措令27の9②二）。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（注1）生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます（措令27の9②二イ）。

（注2）減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令27の9②二イ）。

（注3）取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令27の9②一）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています（措法42の9①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その

法人の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載されたものとされています（措令27の9③二）。

⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、次のものとされています（措法42の9①表二、措令27の9⑥、措規20の4③④）。なお、対象減価償却資産の範囲は、適用対象事業から除外された事業に係るものが除外されたことを除き、改正前と同様とされています。

イ 機械及び装置

ロ 器具及び備品のうち次のもの

(イ) 電子計算機

計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限ります。）のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除きます。）が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限ることとされています。なお、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、デジタルタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限ります。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含みます。）又は電源装置を含みます。

(ロ) デジタル交換設備

専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいいます。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限ることとされています。なお、これと同時に設置する専用の制御装置（そのデジタル信号を交換するための機能を制御するものに限ります。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号



化装置を含みます。

（ハ） デジタルボタン電話設備

（ロ）の専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及びその専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限ることとされています。なお、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含みます。

（ニ） ICカード利用設備

ICカードとの間における情報の交換並びにその情報の蓄積及び加工を行うものをいいます。なお、これと同時に設置する専用のICカードリーダーライター、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含みます。

ハ 次の事業の区分に応じそれぞれ次の建物及びその附属設備

（イ） 電気通信業……電気通信設備に供される建物及び研究所用の建物

（ロ） ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業……事務所用、作業場用又は研究所用の建物

ニ 電気通信業の用に供される構築物（アンテナ及びその支持物並びにケーブル）

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、この制度における他の措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法42の9①）。

⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等でその製作

若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法42の9①）。

⑧ 税額控除限度額

税額控除限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額とされています（措法42の9①）。

また、改正前と同様に、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

（3） 産業イノベーション促進地域（改正前：産業高度化・事業革新促進地域）に係る措置

産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、沖縄振興特別措置法の改正により計画の名称及び地域の名称が「産業イノベーション促進計画」及び「産業イノベーション促進地域」とされたことに伴い「産業イノベーション促進地域に係る措置」とされ、沖縄県知事の認定を受けた事業者が該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象事業及び対象減価償却資産の追加等が行われました。

① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者が該当するものとされています（措法42の9①表三）。

沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者とは、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新

設し、又は増設した同法第35条の3第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置がその区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

(注1) 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいいます。）を促進するための計画（産業イノベーション促進計画）を定めることができることとされています（沖振法35①）。

また、沖縄振興特別措置法第35条第4項において、沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した産業イノベーション促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出産業イノベーション促進計画」ということとされています（沖振法35の2①）。

(注2) 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（産業高度化・事業革新措置）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（産業高度化・事業革新措置実施計画）を作成し、その産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である

旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法35の3①）。

また、沖縄振興特別措置法第35条の3第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする事とされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」ということとされています（沖振法35の3⑧）。

(注3) 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

改正前の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人のうち、産業高度化・事業革新措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けた法人とされていました（旧措法42の9①）。改正後の適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、産業高度化・事業革新措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が産業イノベーション促進地域の区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

(注4) 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・経産省2）。  
イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次の(イ)に該当し、かつ、次の(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ) その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ロ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ハ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又は二の場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の事業を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれに

も該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置（以下「対象措置」といいます。）を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注5) 上記（注4）における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率＝（措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額＝事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額÷その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度（以下「確認申請事業年度」といいます。）に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似付加価値額＝基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度終了の日に

においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率＝沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

※ 給与額補正率＝沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注6）関係法令については、下記の（参考5）をご参照ください。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第35条第4項の規定により沖縄県知事が産業イノベーション促進計画を主務大臣に提出した日から

令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①三）。

なお、産業イノベーション促進計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第35条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域に係る適用期間の初日とすることとされています（措令27の9①三）。

また、産業イノベーション促進計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第35条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています（措令27の9①三）。

### ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とされています（措法42の9①表三）。

### ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及びガス供給業とされています（措法42の9①表三、措令27の9⑦）。

（注1） 電気業とは、沖縄振興特別措置法施行令第4条第8号に掲げる電気業をいい、具体的には、電気業のうち沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与する一定の施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において設置して行うものをいいます。なお、沖縄振興特別措置法施行令の改正により、施設又は設備を設置す

る場所が、「産業高度化・事業革新促進地域の区域」から「提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域」とされています。

（注2） ガス供給業とは、沖縄振興特別措置法施行令第4条第9号に掲げるガス供給業をいい、具体的には、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において液化ガス貯蔵設備に液化天然ガスを貯蔵し、その液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給する事業をいいます。

（注3） 液化ガス貯蔵設備とは、ガス事業法第2条第4項第2号イに規定する液化ガス貯蔵設備でガスを供給する事業を営む者から道路運送車両による移動の方法によりガスを受け入れるものをいいます。ただし、ガス製造事業の用に供されるものは除きます。

（注4） 関係法令については、下記の（参考2）をご参照ください。

なお、適用対象事業について、ガス供給業を適用対象事業に追加し、計量証明業を適用対象事業から除外する見直しが行われました（措令27の9⑦）。

### ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法42の9①）。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、次のいずれかの規模のものとされています（措令27の9②二）。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の

合計額が100万円を超えるもの

(注1) 生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます（措令27の9②二イ）。

(注2) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令27の9②二イ）。

(注3) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令27の9②一）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています（措法42の9①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載されたものとされています（措令27の9③三）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、次のものとされています（措法42の9①表三、措令27の9⑧、措規20の4⑤～⑧）。なお、対象減価償却資産については、新たに構築物が追加されるなどの改正が行われています。

イ 機械及び装置。ただし、ガス供給業の用に供されるものについては、液化ガス貯蔵設備並びにこれと一体となって設置される機械及び装置に限ることとされています。

ロ 次の事業の区分に応じそれぞれ次の器具及び備品

(イ) 製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業……次の器具及び備品

A 専ら開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6の上欄に掲げる器具及び備品

(注) 開発研究とは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます。

B 上記(2)⑥ロの器具及び備品

(ロ) 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業……上記(2)⑥ロの器具及び備品

なお、ガス供給業については、対象となる器具及び備品はありません。

ハ 工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除きます。）並びに次の事業の区分に応じそれぞれ次の建物及びその附属設備

(イ) 道路貨物運送業……車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ロ) 倉庫業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ハ) 卸売業……作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

(ニ) デザイン業……事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

(ホ) 自然科学研究所に属する事業……研究所用の建物及びその附属設備

ニ 製造業又はガス供給業の用に供される構築物のうち、液化ガス貯蔵設備に該当するガス貯槽及び液化天然ガスを利用するためにそのガス貯槽と一体として設置される送配管

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、この制度における他の措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法42の9①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域

内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法42の9①）。

#### ⑧ 税額控除限度額

税額控除限度額は、工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額とされています（措法42の9①）。

また、改正前と同様に、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

#### (4) 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象区域の見直し等が行われました。

##### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法42の9①表四）。

沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者とは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第42条の2第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置がその区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

（注1） 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画

（国際物流拠点産業集積計画）を定めることができることとされています（沖振法41①）。

また、沖縄振興特別措置法第41条第4項において、沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出国際物流拠点産業集積計画」ということとされています（沖振法42①）。

（注2） 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（国際物流拠点産業集積措置）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（国際物流拠点産業集積措置実施計画）を作成し、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法42の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第42条の2第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする事とされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」ということとされています（沖振法42の2⑧）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）

をご参照ください。

改正前の国際物流拠点産業集積地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされていました（旧措法42の9①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受ける必要があります。また、適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、国際物流拠点産業集積措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が国際物流拠点産業集積地域の区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

（注4） 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・経産省3）。

イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次の(イ)に該当し、かつ、次の(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ) その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ロ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

ハ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又はニの場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の事業を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれにも該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置（以下「対象措置」といいます。）を実施する事業所に雇用されている常用労働者



の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることでとされています。

(注5) 上記(注4)における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めなくて、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額 - 基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額 = 事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額 ÷ その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度（以下「確認申請事業年度」といいます。）に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似付加価値額 = 基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額 ÷ 基準事業年度終了の日においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数 × 措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数 × 付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率 = 沖縄県が直前に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得 ÷ 特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖

縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……  
次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

※ 給与額補正率＝沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注6） 関係法令については、下記の（参考6）をご参照ください。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第41条第4項の規定により沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①四）。

（注） 適用期間の初日は、改正前と同様に、沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日とされていますが、国際物流拠点産業集積計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな国際物流拠点産業集積計画の提出の日が、適用期間の初日となります。

なお、国際物流拠点産業集積計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第41条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域に係る適用期間の初日とすることとされています（措令27の9①四）。

また、国際物流拠点産業集積計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第41条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています（措令27の9①四）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域とされています（措法42の9①表四）。

（注） 池武当地区（沖縄市の一部）、仲嶺・上江洲地区（うるま市の一部）及び平安座地区（うるま市の一部）が、国際物流拠点産業集積地域に追加される予定です。

## ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業とされています（措法42の9①表四、措令27の9⑨）。

## ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法42の9①）。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、次のいずれかの規模のものとされています（措令27の9②二）。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（注1） 生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます（措令27の9②二イ）。

(注2) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令27の9②二イ）。

(注3) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令27の9②一）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています（措法42の9①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載されたものとされています（措令27の9③四）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、改正前と同様に、次のものとされています（措法42の9①表四、措令27の9⑩）。

イ 機械及び装置

ロ 工場用の建物及びその附属設備並びに次の事業の区分に応じそれぞれ次の建物及びその附属設備

(イ) 道路貨物運送業……車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ロ) 倉庫業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ハ) 卸売業……作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

(ニ) 無店舗小売業……事務所用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ホ) 機械等修理業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ヘ) 不動産賃貸業……倉庫用の建物及びその附属設備

(ト) 航空機整備業……事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物及びその附属設備

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものに

ついては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、この制度における他の措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法42の9①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法42の9①）。

#### ⑧ 税額控除限度額

税額控除限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備については、8%）相当額とされています（措法42の9①）。

また、改正前と同様に、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

#### (5) 経済金融活性化特別地区に係る措置

経済金融活性化特別地区に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象設備の取得価額の下限額の引下げ等の見直しが行われました。

##### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法42の9①表五）。

沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者とは、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実

施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第55条の4第4項の認定を受けた事業者をいいます。

(注1) 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができることとされています（沖振法55①）。

なお、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができることとされています（沖振法55④）。また、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が沖縄における経済金融の活性化を図るために必要とされる要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴いて、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、その経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができることとされています（沖振法55⑤）。

(注2) 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（経済金融活性化計画）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとされています（沖振法55の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第55条の2第4項において、内閣総理大臣は、沖縄県知事の認定の申請があった場合において、その経済金融活性化計画が基本方針に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。この認定を受けた経済金融活性化計画（同条第

7項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものを「認定経済金融活性化計画」ということとされています（沖振法55の2⑨）。

なお、内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が基本方針に適合するものであること等の要件に該当しないこととなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされています（沖振法55の2⑩）。

(注3) 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（経済金融活性化措置）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（経済金融活性化措置実施計画）を作成し、その経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法55の4①）。

また、沖縄振興特別措置法第55条の4第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとするものとされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る経済金融活性化措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものを「認定経済金融活性化措置実施計画」ということとされています（沖振法55の4⑧）。

(注4) 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

改正前の経済金融活性化特別地区に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされていました（旧措法42の9①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、経済金融活性化措置実施計画の認定を受

ける必要があります。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第55条の2第4項の規定により内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①五）。

（注）適用期間の初日は、改正前と同様に、内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日とされていますが、経済金融活性化計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな経済金融活性化計画の認定の日が、適用期間の初日となります。

次のイの区域及びロの事業については、それぞれ次のイ及びロの日をその区域及び事業に係る適用期間の初日とすることとされています（措令27の9①五）。

イ 経済金融活性化特別地区の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域……その該当することとなった日

ロ 経済金融活性化計画の変更により新たに適用対象事業に該当することとなった事業……その変更に係る認定の日

また、次のハの区域及びニの事業については、それぞれ次のハ及びニの期間を適用期間とすることとされています（措令27の9①五）。

ハ 経済金融活性化特別地区の解除又は変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域……その初日からその該当しないこととなった日までの期間

ニ 経済金融活性化計画の変更により適用対象事業に該当しないこととなった事業……その初日からその変更に係る認定の日までの期間

なお、認定経済金融活性化計画の認定が取り消された場合には、その初日からその取り消された日までの期間が適用期間となります（措令27の9①五）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、沖縄振興特別措置法第55条第1項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域とされています（措法42の9①表五）。

（注）沖縄振興特別措置法第55条第4項又は第5項の規定により変更があった場合には、その変更後の地区の区域が適用対象区域となります。

なお、平成26年4月10日に経済金融活性化特別地区として名護市が指定されています。この指定は、沖縄振興特別措置法の改正前後で変更はなく、引き続き名護市の全域が、経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域に該当します。

## ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業とされています（措法42の9①表五）。

## ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法42の9①）。

一定の規模の設備は、次のいずれかの規模のものとされています（措令27の9②三）。なお、それぞれ取得価額の下限額が引き下げられています。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（改正前：1,000万円）を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円（改正前：100万円）を超えるもの

（注1）生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます（措令27の9②二イ）。

(注2) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令27の9②二イ）。

(注3) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令27の9②一）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています（措法42の9①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定経済金融活性化措置実施計画に記載されたものとされています（措令27の9③五）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、改正前と同様に、次のものとされています（措法42の9①表五、措規20の4⑧）。

イ 機械及び装置

ロ 上記(2)⑥ロの器具及び備品

ハ 建物及びその附属設備

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、この制度における他の措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法42の9①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法42の9①）。

#### ⑧ 税額控除限度額

税額控除限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備については、8%）相当額とされています（措法42の9①）。

また、改正前と同様に、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

#### (6) 繰越税額控除

税額控除限度超過額を4年間繰り越して控除ができる制度について、各事業年度終了の日において、認定事業者であることが要件とされました（措令42の9②）。この改正により、各事業年度終了の日において、上記(1)①、(2)①、(3)①、(4)①又は(5)①の適用対象法人に該当しない法人については、前期から繰り越した税額控除限度超過額の控除ができなかったこととされました。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)から(6)までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の9①②、68の13①②、令和2年改正前措令27の9、39の43、令和2年改正前措規20の4）。

(参考1) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

（観光地形成促進計画の作成等）

第6条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省略

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光

地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域

### 三～五 省 略

#### 3 省 略

4 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

#### 5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更について準用する。

（観光地形成促進計画の実施状況の報告等）

第7条 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した観光地形成促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

#### 2・3 省 略

（観光地形成促進措置実施計画の認定等）

第7条の2 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置（以下この款において「観光地形成促進措置」という。）を実施する者は、提出観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下この条において「観光地形成促進措置実施計画」という。）を作成し、当該観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

#### 2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その観

光地形成促進措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出観光地形成促進計画に適合するものであること。

二 観光地形成促進措置を実施することが当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切なものであること。

三 観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

#### 5 省 略

6 第4項の認定を受けた者（以下この款において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

#### 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る観光地形成促進措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この款において「認定観光地形成促進措置実施計画」という。）に従って観光地形成促進措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 9・10 省 略

（課税の特例）

第8条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、

当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

（情報通信産業振興計画の作成等）

第28条 沖縄県知事は、基本方針に即して、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 省 略

二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域

### 三～六 省 略

## 3 省 略

4 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

## 5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。

（情報通信産業振興計画の実施状況の報告等）

第29条 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

## 2・3 省 略

（情報通信産業振興措置実施計画の認定等）

第29条の2 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「情報通信産業振興措置」という。）を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画（以下この条において「情報通信産業振興措置実施計画」という。）を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

## 2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その情報通信産業振興措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出情報通信産業振興計画に適合するものであること。

二 情報通信産業振興措置を実施することが当該区域における情報通信産業の振興を図るために有効かつ適切なものであること。

三 情報通信産業振興措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

## 5 省 略



6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

## 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定情報通信産業振興措置実施計画」という。）に従って情報通信産業振興措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 9・10 省 略

（課税の特例）

第31条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

（産業イノベーション促進計画の作成等）

第35条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大

きな変化をいう。次項及び第40条において同じ。）を促進するための計画（以下「産業イノベーション促進計画」という。）を定めることができる。

2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 省 略

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。）の区域

### 三～五 省 略

## 3 省 略

4 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

## 5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、産業イノベーション促進計画の変更について準用する。

（産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等）

第35条の2 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した産業イノベーション促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下この節において「提出産業イノベーション促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

## 2・3 省 略

（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）

第35条の3 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

#### 2・3 省略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること。

二 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該区域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。

三 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

#### 5 省略

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

#### 7 省略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実

施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 9・10 省略

（課税の特例）

第36条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第41条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 省略

二 関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地

域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域

三～五 省 略

### 3 省 略

4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

### 5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）

第42条 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

### 2・3 省 略

（国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等）

第42条の2 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「国際物流拠点産業集積措置」という。）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（以下この条において「国際物流拠

点産業集積措置実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

### 2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。

二 国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること。

三 国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

### 5 省 略

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

### 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）に従って国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

### 9・10 省 略

（課税の特例）

第50条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の

区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

（経済金融活性化特別地区の指定）

第55条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

## 2・3 省 略

4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第1項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

（経済金融活性化計画の認定等）

第55条の2 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省 略

二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の内容に関する事項

三～五 省 略

3 省 略

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5・6 省 略

7 沖縄県知事は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

9 内閣総理大臣は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画（第7項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実

施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第4項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

#### 11 省 略

（経済金融活性化措置実施計画の認定等）

第55条の4 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「経済金融活性化措置」という。）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（以下この条において「経済金融活性化措置実施計画」という。）を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

#### 2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定経済金融活性化計画に適合するものであること。

二 経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切なものであること。

三 経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

#### 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計画」という。）に従って経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 9・10 省 略

（課税の特例）

第57条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

#### 2 省 略

（参考2） 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）

（産業高度化・事業革新促進事業）

第4条 法第3条第10号に定める業種は、次のとおりとする。

#### 一～七 省 略

八 電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令

で定める施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画（法第35条の2第1項に規定する提出産業イノベーション促進計画をいう。次号において同じ。）に定められた産業イノベーション促進地域（法第35条第2項第2号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。）の区域内において設置して行うものに限る。）

九 ガス供給業（提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第4項第2号イに規定する液化ガス貯蔵設備（同条第9項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む者から車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。）に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給するものに限る。）

十～十二 省 略  
（販売施設の要件）

第7条 法第8条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「小売施設」という。）、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「飲食施設」という。）及びイからホまでに掲げる施設のうちいずれかの施設（第4号及び次条第1項第1号において「附帯施設」という。）が一体的に設置される施設であること。

イ スポーツ又はレクリエーション施

設

ロ 教養文化施設

ハ 休養施設

ニ 集会施設

ホ 観光に関する情報を提供する施設

二 一の事業者が小売施設及び飲食施設  
の設置をすること。

三 小売施設及び飲食施設の床面積の合計が、おおむね3,000平方メートル以上であること。

四 附帯施設の床面積の合計が小売施設  
及び飲食施設の床面積の合計のおおむね4分の1以上であること。

（参考3） 沖縄振興特別措置法第8条第1項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、国土交通省告示第1号）  
（定義）

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設する認定事業者（法第7条の2第4項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する観光地形成促進措置

三 確認申請 法第8条第1項に規定する主務大臣の確認に係る申請

四 確認申請事業年度 確認申請の日の

属する事業年度

五 措置開始事業年度 対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所

九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所

十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度

十一 特別確認申請 法第7条の2第6項の規定に基づく観光地形成促進措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの

十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

十三 常用労働者 期間を定めなくて、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれか多い数）

十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人

十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の特定民間観光関連施設を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの（主務大臣が定める基準）

第2条 法第8条第1項に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 2年 1,000分の30

(2) 3年 1,000分の45

(3) 4年 1,000分の60

(4) 5年 1,000分の75

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に

1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

- (1) 2年 1,000分の30
- (2) 3年 1,000分の45
- (3) 4年 1,000分の60
- (4) 5年 1,000分の75

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。）次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。
- (2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合にあつては、措置終了事業年度において

見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

（確認書の交付）

第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であつて、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

（注） 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

（注） 基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付



加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

- 3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

(注) 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

- 4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額)÷基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

- 5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

(注) 特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所(類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。)とする。以下同じ。

- 6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算(沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。)における1人当たり県民所得

- 7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

- 8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査(沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。)における現金給与総額

(参考4) 沖縄振興特別措置法第31条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等(令和4年5月内閣府、総務省、経済産業省告示第1号)  
(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域(以下「対象地域」という。)の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計

- 画（以下「対象計画」という。）に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第29条の2第4項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者
- 二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する情報通信産業振興措置
- 三 確認申請 法第31条第1項に規定する主務大臣の確認に係る申請
- 四 確認申請事業年度 確認申請の日の属する事業年度
- 五 措置開始事業年度 対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度
- 六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度
- 七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間
- 八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所
- 九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所
- 十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度
- 十一 特別確認申請 法第29条の2第6項の規定に基づく情報通信産業振興措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの
- 十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度
- 十三 常用労働者 期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）
- 十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれか多い数）
- 十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人
- 十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの
- 十七～二十五 省 略
- （法第31条第1項に規定する主務大臣が定める基準）
- 第2条 法第31条第1項に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。
- 一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。
- イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の

- (1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。
- (1) 2年 1,000分の30
  - (2) 3年 1,000分の45
  - (3) 4年 1,000分の60
  - (4) 5年 1,000分の75
- ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。
- (1) 2年 1,000分の30
  - (2) 3年 1,000分の45
  - (3) 4年 1,000分の60
  - (4) 5年 1,000分の75
- ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。
- 二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。）次のいずれかに該当すること。
- イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。
- ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合にあっては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。
- 三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。
- （確認書の交付）
- 第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であって、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。
- （備考）
- この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。
- 1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

（注）費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

（注）基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

（注）現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

（注）基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

（注）特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。）とする。以下同じ。

6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における1人当たり県民所得

7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

9～12 省略

(参考5) 沖縄振興特別措置法第36条の規定に基

づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、経済産業省告示第2号）  
（定義）

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第35条の3第4項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、法第36条に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置

三 確認申請 法第36条に規定する主務大臣の確認に係る申請

四 確認申請事業年度 確認申請の日の属する事業年度

五 措置開始事業年度 対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所

九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする

事業所

十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度

十一 特別確認申請 法第35条の3第6項の規定に基づく産業高度化・事業革新措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの

十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

十三 常用労働者 期間を定めなくて、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれか多い数）

十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人

十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの

（主務大臣が定める基準）

第2条 法第36条に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

- (1) 2年 1,000分の30
- (2) 3年 1,000分の45
- (3) 4年 1,000分の60
- (4) 5年 1,000分の75

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

- (1) 2年 1,000分の30
- (2) 3年 1,000分の45
- (3) 4年 1,000分の60
- (4) 5年 1,000分の75

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回る

こと。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。
- (2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合にあつては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

(確認書の交付)

第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であって、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。

(備考)

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

(注) 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額 ÷ 当該事業年度の月数

(注) 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額 ÷ 基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数 × 措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数 × 付加価値額補正率

(注) 特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。）とする。以下同じ。

6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得 ÷ 特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における1人当たり県民所得

7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所

に雇用されている常用労働者の平均1人  
当たり給与額×給与額補正率

8 給与額補正率は、次の算式により算出  
した割合とする。ただし、特定類似事業  
所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計  
調査の地方調査における現金給与総額÷  
特定類似事業所が所在する沖縄県以外の  
都道府県が公表した毎月勤労統計調査の  
地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月  
勤労統計調査の地方調査の月と同一の月  
のものとする。）における現金給与総額

(参考6) 沖縄振興特別措置法第50条の規定に基  
づく国際物流拠点産業の集積に特に資す  
るものとして主務大臣が定める基準等（令  
和4年5月内閣府、経済産業省告示第3  
号）  
(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、  
沖縄振興特別措置法（以下「法」とい  
う。）において使用する用語の例によるほ  
か、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 対象者 提出国際物流拠点産業集積  
計画に定められた国際物流拠点産業集積  
地域（以下「対象地域」という。）の  
区域内において認定国際物流拠点産業  
集積措置実施計画（以下「対象計画」  
という。）に従って国際物流拠点産業の  
用に供する設備を新設し、又は増設す  
る認定事業者（法第42条の2第4項の  
認定を受けた者をいう。以下同じ。）で  
あって、法第50条第1項に規定する主  
務大臣の確認を受けようとする者
- 二 対象措置 対象者が対象計画に従っ  
て実施する国際物流拠点産業集積措置
- 三 確認申請 法第50条第1項に規定す  
る主務大臣の確認に係る申請
- 四 確認申請事業年度 確認申請の日の  
属する事業年度

- 五 措置開始事業年度 対象措置の実施  
期間の開始の日の属する事業年度
- 六 措置終了事業年度 対象措置の実施  
期間の終了の日の属する事業年度
- 七 措置期間 措置開始事業年度の初日  
から措置終了事業年度の末日までの期  
間
- 八 既設事業所 対象者が確認申請事業  
年度の初日の前日以前に設置した事業  
所
- 九 新設事業所 対象者が確認申請事業  
年度に設置し、又は設置しようとする  
事業所
- 十 基準事業年度 措置開始事業年度の  
直前の事業年度
- 十一 特別確認申請 法第42条の2第6  
項の規定に基づく国際物流拠点産業集  
積措置実施計画の変更に伴う確認申請  
であって、措置開始事業年度の翌事業  
年度以降に行われるもの
- 十二 特別基準事業年度 特別確認申請  
の日の属する事業年度の直前の事業年  
度
- 十三 常用労働者 期間を定めなくて、  
又は1箇月以上の期間を定めて雇用さ  
れている労働者（事業主又は法人の代  
表者及び給与の支給を受けていない家  
族従事者（労働者のうち、事業主又は  
法人の代表者の親族である者をいう。）  
を除く。）
- 十四 基準常用労働者数 基準事業年度  
の末日において事業所に雇用されてい  
る常用労働者の数（対象者による確認  
申請が特別確認申請である場合は、特  
別基準事業年度の末日において当該事  
業所に雇用されている常用労働者の数  
又は基準事業年度の末日において当該  
事業所に雇用されている常用労働者の  
数のいずれか多い数）
- 十五 新設法人等 対象者のうち、確認



申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人  
十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの

十七～二十五 省 略

（法第50条第1項に規定する主務大臣が定める基準）

第2条 法第50条第1項に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

- (1) 2年 1,000分の30
- (2) 3年 1,000分の45
- (3) 4年 1,000分の60
- (4) 5年 1,000分の75

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加

率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

- (1) 2年 1,000分の30
- (2) 3年 1,000分の45
- (3) 4年 1,000分の60
- (4) 5年 1,000分の75

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。
- (2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合に

っては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

（確認書の交付）

第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であって、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

（注）費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

（注）基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加

価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

（注）現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

（注）基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

（注）特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限

る。）とする。以下同じ。

- 6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における1人当たり県民所得

- 7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与補正率

- 8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

9～12 省 略

#### 4 適用関係及び経過措置

- (1) 上記3(1)から(5)までの改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則40①、改正措令附則13③、改正措規附則6）。令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても同様です（改正法附則56①、64①、改正措令附則25③、31③、改正措規附則14）。

- (2) 上記3(1)から(4)までの措置の改正について、それぞれ次の経過措置が設けられています（改正法附則40②、改正措令附則13①）。令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則56②、64②、改正措令附則25①、31①）。

##### ① 観光地形成促進地域に係る措置

経過旧観光地形成促進計画期間においては、旧観光地形成促進地域の区域を観光地形成促進地域の区域（上記3(1)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第42条の9の規定を適用することとされています（改正法附則40②一、改正措令附則13①一）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(1)①の適用対象法人に該当します。また、認定観光地形成促進措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(1)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧観光地形成促進計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧観光地形成促進地域の区域内において上記3(1)④の適用対象事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧観光地形成促進計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに観光地形成促進計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則40②一、改正措令附則13①一）。

(注2) 旧観光地形成促進地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出観光地形成促進計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された観光地形成

促進計画をいいます。）に定められている観光地形成促進地域の区域をいいます（改正法附則40②一）。

② 情報通信産業振興地域に係る措置

経過旧情報通信産業振興計画期間においては、旧情報通信産業振興地域の区域を情報通信産業振興地域の区域（上記3(2)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第42条の9の規定を適用することとされています（改正法附則40②二、改正措令附則13①二）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(2)①の適用対象法人に該当します。また、認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(2)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧情報通信産業振興計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧情報通信産業振興地域の区域内において上記3(2)④の適用対象事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧情報通信産業振興計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに情報通信産業振興計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則40②二、改正措令附則13①二）。

(注2) 旧情報通信産業振興地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出情報通信産業振興計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された情報通信産業振興計画をいいます。）に定められている情報通信産業振興地域の区域をい

います（改正法附則40②二）。

③ 産業イノベーション促進地域に係る措置

経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間においては、旧産業高度化・事業革新促進地域の区域を産業イノベーション促進地域の区域（上記3(3)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第42条の9の規定を適用することとされています（改正法附則40②三、改正措令附則13①三）。この場合には、改正前の沖縄振興特別措置法の規定による沖縄県知事の認定を受けた事業者（以下「旧認定事業者」といいます。）に該当する法人であることが産業イノベーション促進地域に係る措置の適用対象法人の要件とされています。なお、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(3)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人で旧認定事業者に該当するものが、経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧産業高度化・事業革新促進地域の区域内において上記3(3)④の適用対象事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28②一、40②三、改正措令附則13①三）。

(注2) 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出産業高度化・事業革新促進計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された産業高度化・事業革新促進計

画をいいます。）に定められている産業高度化・事業革新促進地域の区域をいいます（改正法附則28②一、40②三）。

（注3） 適用対象事業である電気業について、沖縄振興特別措置法施行令の改正に伴いその範囲が変更されていますが、この経過措置の適用を受ける場合には、改正前の沖縄振興特別措置法施行令に規定する電気業を適用対象事業とする経過措置が設けられています（改正措令附則13④）。

（注4） 新たに適用対象事業に追加されたガス供給業についても、旧認定事業者に該当する法人であることが、この経過措置の適用要件となります。沖縄振興特別措置法施行令において、「ガス供給業」は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において液化ガス貯蔵設備に液化天然ガスを貯蔵し、その液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給する事業に限ることとされています（沖振令4九）。したがって、旧産業高度化・事業革新促進地域の区域内において行う事業は、「ガス供給業」には該当しないこととなりますので、「ガス供給業」にはこの経過措置の適用がないこととなっています。

④ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

経過旧国際物流拠点産業集積計画期間においては、旧国際物流拠点産業集積地域の区域を国際物流拠点産業集積地域の区域（上記3(4)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第42条の9の規定を適用することとされています（改正法附則40②四、改正措令附則13①四）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(4)①の適用対象法人に該当します。また、認定国際物流拠点産業集積措置実

施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(4)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧国際物流拠点産業集積計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧国際物流拠点産業集積地域の区域内において上記3(4)④の適用対象事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

（注1） 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28②二、40②四、改正措令附則13①四）。

（注2） 旧国際物流拠点産業集積地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出国際物流拠点産業集積計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された国際物流拠点産業集積計画をいいます。）に定められている国際物流拠点産業集積地域の区域をいいます（改正法附則28②二、40②四）。

（3） 上記3(5)の措置の改正について、経過旧経済金融活性化計画期間においては、旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、特定経済金融活性化産業に属する事業（上記3(5)④の適用対象事業）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第42条の9の規定を適用することとされています（改正法附則40③、改正措令附則13②）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(5)①の適用対象法人に該当します。また、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された資産であることを適用対象

資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(5)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧経済金融活性化計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを上記3(5)③の適用対象区域内において旧特定経済金融活性化産業に属する事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧経済金融活性化計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに経済金融活性化計画の認定があった場合には、同年4月1日からその認定があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28③、40③、改正措令附則13②）。

(注2) 旧特定経済金融活性化産業に属する事業とは、令和4年3月31日において旧認定経済金融活性化計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき認定を受けた経済金融活性化計画をいいます。）に定められている特定経済金融活性化産業に属する事業を

いいます（改正法附則28③、40③）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則56③、64③、改正措令附則25②、31②）。

(4) 上記3(6)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度（適用年度に限ります。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度及び同日以後に終了する事業年度（適用年度を除きます。）については、従前どおりとされています（改正法附則40④）。

適用年度とは、法人が上記3(1)①、(2)①、(3)①、(4)①又は(5)①の適用対象法人に該当することとなった日以後に終了する事業年度をいいます（改正法附則40④）。したがって、令和4年4月1日以後に終了する事業年度において、繰越税額控除限度超過額を有する法人で、一度も適用対象法人に該当したことがない法人については、従前どおり繰越税額控除の適用を受けることができます。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則56④、64④）。

## 二 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人に該当するもの（以下「指定法人」といいます。）が、同法の施行の日（平成23年8月1日）から令和4年3月31日までの間に、同法に規定する国際戦略総合特別区域（以下「国際戦略総合特別区域」といいます。）内において、その国際戦略総合特別区域に係るその指定法人の認定国際戦略総合特別区域計画に適合する計画（以下「指定法人事業実施計画」といいます。）に記載された機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものに限り、建物及びその附属設備並びに構築物（以下

「特定機械装置等」といいます。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等の製作若しくは建設をして、これをその指定法人の特定国際戦略事業の用に供した場合には、その特定国際戦略事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却限度額（次の(1)の金額をいいます。）の特別償却とその特定機械装置等の取得価額に次の(2)の割合を乗じて計算した金額の合計額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の11①②）。

(1) 次の特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次の金額

① 平成31年4月1日から令和4年3月31日ま

での間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成31年3月31日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除きます。）……その取得価額の34%（建物及びその附属設備並びに構築物については、17%）相当額

② 上記①の特定機械装置等以外の特定機械装置等……その取得価額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額

(2) 次の特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次の割合

① 上記(1)①の特定機械装置等……10%（建物及びその附属設備並びに構築物については、5%）

② 上記(1)②の特定機械装置等……12%（建物及びその附属設備並びに構築物については、6%）

(注1) 特定機械装置等は一定の規模のものに限ることとされており、一定の規模のものとは、次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の規模のものをいいます（措法42の11①、措令27の11②）。

(1) 機械及び装置……1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの

(2) 器具及び備品……1台又は1基の取得価額が1,000万円以上のもの

(3) 建物及びその附属設備並びに構築物……一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上のもの

(注2) 特定国際戦略事業とは、次の事業であって法人により行われるものをいいます（総合特区法2②ニイロ、総合特区令1一～三、総合特区規15二、1①～③）。

(1) 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資する事業（下記(2)の事業を除きます。）

具体的には、次の事業とされています。

① 環境への負荷の低減その他環境の保全に資する高度な技術に関する研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次のもの

イ 電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車（以下「環境配慮型自動車」といいます。）の製造又は研究開発に関する事業

ロ 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事業

ハ 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除きます。）をいいます。）その他化石燃料以外のエネルギーのうち、永続的に利用することができるものと認められるものの利用に係る研究開発又は供給に関する事業

ニ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業

ホ 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業

ヘ 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業

ト 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業

② 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次のもの

イ 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

ロ 神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下「高度再生医療」といいます。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

ハ 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

ニ 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

ホ 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含みます。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

ヘ 高度な医療を提供する医療施設又は

医療設備の整備又は運営に関する事業

③ 上記①及び②の事業のほか、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る高度な産業技術の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次のもの

イ 微細な炭素繊維に係る技術の研究開発その他ナノテクノロジーの研究開発に関する事業

ロ 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

ハ 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

ニ 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又はその技術の活用に関する事業

(2) 上記(1)の事業であって地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの（規制の特例措置の適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものに限り。）

税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の11②後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の11①②）。

## 2 改正の内容

### (1) 対象事業の除外

対象事業である特定国際戦略事業から付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又はその技術の活用に関する事



業（上記1（注2）(1)③ニ）が除外されました（総合特区規15ニ）。

## (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法42の11①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法について

も、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の11①、68の14の2①）。

## 3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正総合特区規附則）。

# 三 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から令和4年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、その認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画である場合には、一定の地方活力向上地域）内において、その認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその計画に記載された特定建物等の建設をして、これをその法人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定建物等の取得価額の15%（その認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、25%）相当額の特別償却と4%（その認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、7%）相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の11の3①②）。

なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42

の11の3②後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の11の3①②）。

（注1） 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます（措法42の11の3①）。

（注2） 地方活力向上地域とは、集中地域以外の地域であり、かつ、その地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいいます（地再法5④五イ）。集中地域とは、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域をいいます（地再法5④五イ、地再令5①）。

また、準地方活力向上地域とは、集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域以外の地域であり、かつ、その地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいいます（地再法5④五ロ、地再令5②）。

（注3） 特定建物等は、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模のものとされています（措法42の11の3①）。認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域

等特定業務施設整備計画をいい、同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいいます（措法42の11の3①）。一定の規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上のものとされています（措令27の11の3）。ただし、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）にあっては、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円以上のものとされています（措令27の11の3）。

（注4） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における(3)の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある

全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)及び(2)の法人以外の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注5） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

（注6） 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

## 2 改正の内容

### (1) 特定建物等の事業供用期限の見直し

取得又は建設をした特定建物等を事業の用に供する期限（以下「事業供用期限」といいます。）が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた日の翌日以後3年（改正前：2年）を経過する日とされました（措法42の11の3①②）。

（注） 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までにその地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を取り消された場合には、その取り消された日の前日が事業供用期限となります（措法42の11の3①②）。

### (2) 特定建物等の取得価額に係る要件の引上げ

中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、2,500万円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました（措令27の11の3）。

### (3) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法42の11の3①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)から(3)までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の11の3①②、68の15①②、令和2年改正前措令27の11の3、39の45①）。

### (4) その他関係法令の改正

#### ① 特定業務施設の範囲の見直し

特定業務施設に、事業所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の情報サービス事業部門のために使用さ

れるものが追加されました（地再規8一ホ）。

（注） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

#### ② 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件の見直し

「事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること又はその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たさない場合でも、拡充型計画に従って実施する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象となる地方活力向上地域に設定することができることとされました（地再規29二）。

（注1） 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

#### ③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件の見直し

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件のうち、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数及び認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数に係る要件における従業員の数が、中小企業者にあっては1人以上（改正前：2人以上）とされました（地再規32、33一）。

(注1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。

(注2) 中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

(注3) 関係法令については、下記の(参考)をご参照ください。

(参考) 地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)

(法第5条第4項第5号の内閣府令で定める業務施設)

第8条 法第5条第4項第5号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定業務施設」という。)は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

- イ 調査及び企画部門
- ロ 情報処理部門
- ハ 研究開発部門
- ニ 国際事業部門
- ホ 情報サービス事業部門
- ヘ その他管理業務部門

二・三 省略

(法第17条の2第1項第2号の内閣府令で定める要件)

第29条 法第17条の2第1項第2号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域をその区域に含む人口(当該地方活力向上地域が2以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計)がおおむね10万人以上である市町村(当該市町村の昼間人口(従業地、通学地による人口が統計法(平成19年法律第53号)第8条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。))を

当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。)を除いて得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。)からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 産業の集積が形成されていること若しくは地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること又は事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること若しくはその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること。

三 特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。

四 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

- イ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ロ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ハ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第32条 法第17条の2第3項第2号の内閣府令で定める数は、5人とする。ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を

行う者が中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。次条第1号において同じ。）である場合には、1人とする。（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第33条 法第17条の2第3項第2号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が5人以上（中小企業者の場合は、1人以上）であること。

二 省 略

### 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、令和2年3月31日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が令和4年4月1日以後

に取得又は建設をするその認定に係る特定建物等について適用し、次の特定建物等については、従前どおりとされています（改正法附則41）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則57、65）。

① 令和2年3月31日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が令和4年4月1日前に取得又は建設をしたその認定に係る特定建物等

② 令和2年3月31日前に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が取得又は建設をしたその認定に係る特定建物等

(2) 上記2(2)の改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得又は建設をする特定建物等について適用し、法人が同日前に取得又は建設をした特定建物等については、従前どおりとされています（改正措令附則14）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則26、32）。

(3) 上記2(4)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正地再規附則）。

## 四 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

#### (1) 地方事業所基準雇用者数に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で認定事業者であるものが、適用年度において、次の①の要件を満たす場合には、次の②の金額（以下「税額控除限度額」といいます。）の税額控除ができるというものです（措法42の12①）。

(注1) 認定事業者とは、地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行

の日（平成27年8月10日）から令和4年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定（以下「計画の認定」といいます。）を受けた法人をいいます（措法42の12①）。

(注2) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます（措法42の12①）。

(注3) 適用年度とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期

間内の日を含む事業年度をいい、合併、分割又は現物出資による設立以外の設立の日を含む事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くこととされています（措法42の12⑥一）。

① 次の全ての要件

イ その法人のその適用年度の特定新規雇用者等数が2人以上であること。

（注1） 特定新規雇用者等数とは、地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいいます（措法42の12①一イ）。

（注2） 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設（以下「適用対象特定業務施設」といいます。）のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（措法42の12⑥六、措令27の12⑦、措規20の7③）。

（注3） 特定業務施設とは、地域再生法に規定する特定業務施設で、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（その認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画である場合には、一定の地方活力向上地域）においてその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたものをいいます（措法42の12⑥二）。

なお、地方活力向上地域とは、集中

地域以外の地域であり、かつ、その地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいいます（地再法5④五イ）。集中地域とは、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域をいいます（地再法5④五イ、地再令5①）。

また、準地方活力向上地域とは、集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域以外の地域であり、かつ、その地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいいます（地再法5④五ロ、地再令5②）。

（注4） 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいい（措法42の12⑥五）、雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法に規定する一般被保険者に該当するものをいい（措法42の12⑥三）、高年齢雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法に規定する高年齢被保険者に該当するものをいいます（措法42の12⑥四）。

（注5） 特定新規雇用者数とは、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者でその適用年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数をいい（措法42の12⑥八、措令27の12⑧、措規20の7③）、特定雇用者とは、次の要件（無期雇用かつフルタイム）を満たす雇用者をいいます（措法42の12⑥七）。

（イ） その法人との間で労働契約法に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

（ロ）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する短時間労働者でないこと。

（注6）新規雇用者総数とは、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます（措法42の12⑥九、措令27の12⑨、措規20の7③）。

ロ 雇用保険法に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業）を行っていないこと。

## ② 次の金額の合計額

イ 30万円に、その法人のその適用年度の地方事業所基準雇用者数のうちその適用年度の新規雇用者数に達するまでの数（以下「特定新規雇用者基礎数」といいます。）を乗じて計算した金額（措法42の12④二イ）

（注）地方事業所基準雇用者数は、その地方事業所基準雇用者数とその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とすることとされています。

なお、この金額は、その適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型計画に限ります。）について計画の認定を受けたその法人のその計画の認定に係る特定業務施設（以下「移転型特定業務施設」といいます。）においてその適用年度に新たに雇用された特定雇用者でその適用年度終了の日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数（以下「移転型特定新規雇用者数」といいます。）がある場合には、20万円に、その特定新規

雇用者基礎数のうちその移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされています（措法42の12④二イ、措令27の12③、措規20の7②）。

ロ 20万円に、その法人のその適用年度の地方事業所基準雇用者数からその適用年度の新規雇用者総数を控除して計算した数を乗じて計算した金額（措法42の12④二ロ）

なお、この計算した数は、移転型特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数として証明がされた数から移転型特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数を控除した数（以下「移転型非新規基準雇用者数」といいます。）が0を超える場合には、その計算した数のうちその移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数とすることとされています（措法42の12④二ロ、措令27の12④⑤、措規20の7②）。

この措置は、その適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度において、その適用を受けようとする法人にその法人の都合により解雇された雇用者又は高年齢雇用者であった者（以下「離職者」といいます。）がいないことにつき証明がされた場合に限り、適用できるとされています（措法42の12⑧、措令27の12⑪、措規20の7⑥）。

ただし、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度との選択適用とされています（措法42の12⑦）。

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12④後段）。

## (2) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で認定事業者であるもののうち、上記(1)の措置の適用を受ける又は受けたもの（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば、上記(1)の措置の適用があるものを含みます。）が、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度（その法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型計画に限ります。）について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が0に満たない事業年度以後の事業年度を除きます。）において、雇用保険法に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業）を行っていない場合には、その適用年度において、40万円にその法人のその適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（その計画の認定に係る特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円にその特定業務施設に係るその法人のその適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額となります。）の税額控除ができるというものです（措法42の12②）。

(注) 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型計画に限ります。）について計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数の合計数をいいます（措法42の12⑥十、措令27の12⑩、措規20の7④）。この措置は、その適用を受けようとする事業

年度及びその事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度において、その適用を受けようとする法人に離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り、適用できることとされています（措法42の12⑧、措令27の12⑪、措規20の7⑥）。

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされており、上記(1)の措置により調整前法人税額から控除される金額又は地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度における税額控除により調整前法人税額から控除される金額がある場合には、その調整前法人税額の20%相当額からこれらの金額を控除した残額を上限とすることとされています（措法42の12②後段）。

## (3) グループ通算制度

### ① 通算法人の上記(1)の措置における税額控除限度額の計算

通算法人の適用年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。）に係る上記(1)の措置における税額控除限度額は、次のとおりとされています（措法42の12⑤一・二）。

イ 上記(1)②イの金額は、次の金額の合計額とすることとされています。

(イ) 30万円にその適用年度の特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額に、特定新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

(注) 特定新規基準雇用者割合とは、その適用年度及びその適用年度終了の日においてその通算法人と間に通算完全支配関係がある他の通算法人（認定事業者であるものに限りません。）の同日に終了する適用年度（上記(1)①の要件を満たす適用年度に限ります。以下「他の適用年度」といいます。）の特定新規雇用者基礎数の合計（以下「特定新規



雇用者基礎合計数」といいます。)のうち占めるその適用年度及びその適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の基準雇用者数の合計(以下「基準雇用者合計数」といいます。)の割合(その特定新規雇用者基礎合計数が0である場合及びその基準雇用者合計数が0以下である場合には0とし、その割合が1を上回る場合には1とすることとされています。)をいいます(措法42の12⑤一イ)。

- (ロ) 20万円にその適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数(特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数をいいます。)を乗じて計算した金額に、移転型特定新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

(注) 移転型特定新規基準雇用者割合とは、その適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうち占める基準雇用者合計数の割合(その合計が0である場合及びその基準雇用者合計数が0以下である場合には0とし、その割合が1を上回る場合には1とすることとされています。)をいいます(措法42の12⑤一ロ)。

- ロ 上記(1)②ロの金額は、上記(1)②ロの金額に(イ)の数のうちに(ロ)の数の占める割合を乗じて計算した金額とすることとされています。

(注) 上記の割合は、(イ)の数が0である場合及び(ロ)の数が0以下である場合には0とし、その割合が1を上回る場合には1とすることとされています(措法42の12⑤二)。

- (イ) その適用年度及び他の適用年度の地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数

を控除した数(移転型非新規基準雇用者数が0を超える場合には、その控除した数(以下「非新規基準雇用者数」といいます。)のうちその移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数(以下「対象移転型非新規基準雇用者数」といいます。)を加算した数)の合計

- (ロ) 次の数の合計

- A その適用年度及び他の適用年度の非新規基準雇用者数の合計

(注) 上記の合計が基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数(以下「対象非新規基準雇用者上限数」といいます。)を超える場合には、その対象非新規基準雇用者上限数とされています(措法42の12⑤二ロ(1))。

- B その適用年度及び他の適用年度の対象移転型非新規基準雇用者数の合計

(注) 上記の合計が対象非新規基準雇用者上限数を超える場合には、その対象非新規基準雇用者上限数とされています(措法42の12⑤二ロ(2))。

- ② 通算法人の上記(2)の措置の適用

通算法人の適用年度(その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了する事業年度に限ります。)終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの他の通算法人の同日に終了する事業年度がそのいずれかの他の通算法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(移転型計画に限ります。)について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が0に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、その適用年度については、上記(2)の措置は、適用しないこととされています(措法42の12⑤三)。

- ③ 通算法人の上記(1)及び(2)の適用要件

上記(1)及び(2)の措置は、通算法人の事業年

度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「対象年度」といいます。）にあつては、その対象年度及びその対象年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度において、その通算法人に離職者がいないことにつき証明がされた場合で、かつ、その対象年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及びその事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り、適用できることとされています（措法42の12⑧、措令27の12⑪⑫、措規20の7⑥⑦）。

## 2 改正の内容

### (1) 地方事業所基準雇用者数に係る措置（上記1(1)の見直し

#### ① 適用要件のうち雇用者の増加に係る要件の廃止

「その法人のその適用年度の特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件（上記1(1)①イ）が廃止されました（旧措法42の12①一イ、旧措令27の12①、旧措規20の7①）。

#### ② 特定新規雇用者数及び新規雇用者総数の見直し

特定新規雇用者数、移転型特定新規雇用者数、新規雇用者総数及び移転型新規雇用者総数について、他の事業所において新たに雇用された者でその雇用された事業年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務する者の数を含むこととされました（措法42の12⑥八～十・十三）。

一方、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（以下「計画の認定」といいます。）の日を含む事業年度開始の日からその計画の認定の日の前日までの間に新たに雇用された者の数が含まれないことが明確化されました（措法42の12⑥八～十・十三）。

（注）これは、従前より運用上上記のように取り扱われていたものを条文上明確化するものであり、実質の変更を伴うものではありません。

これにより、特定新規雇用者数、移転型特定新規雇用者数、新規雇用者総数及び移転型新規雇用者総数は、次のとおりとなります。

#### イ 特定新規雇用者数

特定新規雇用者数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者でその適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するものの数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその特定雇用者の数をいいます（措法42の12⑥八、措令27の12④）。

（注1）確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

上記の「財務省令で定める書類」は、その法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類で、その法人の雇用促進計画の達成状況のうち計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものの写しとなります（措規20の7①）。

（注2）法人の事業所は、その法人が通算法

人である場合にはその法人に係る通算親法人の事業所となり、その法人（その法人が通算法人である場合には、その法人に係る通算親法人）が2以上の事業所を有する場合にはその2以上の事業所のうち主たる事業所となります（措規20の7①）。

ロ 移転型特定新規雇用者数

移転型特定新規雇用者数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者でその適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその特定雇用者の数をいいます（措法42の12⑥九、措令27の12⑤）。

（注1） 移転型適用対象特定業務施設とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「移転型計画」といいます。）について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいいます（措法42の12⑥九）。

上記の「財務省令で定める書類」は、その法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類で、その法人の雇用促進計画の達成状況のうち移転型計画についての計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものの写しとなります（措規20の7②）。

（注2） その法人が通算法人である場合及びその法人（その法人が通算法人である場合には、その法人に係る通算親法人）が2以上の事業所を有する場合の

法人の事業所については、上記イ（注2）と同様です。

ハ 新規雇用者総数

新規雇用者総数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するもの（以下「新規雇用者」といいます。）の総数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその新規雇用者の総数をいいます（措法42の12⑥十、措令27の12⑥）。

この「財務省令で定める書類」は、上記イと同様です（措規20の7①）。

ニ 移転型新規雇用者総数

移転型新規雇用者総数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその雇用者の総数をいいます（措法42の12⑥十三、措令27の12⑨）。

この「財務省令で定める書類」は、上記ロと同様です（措規20の7②）。

③ 税額控除限度額の計算の基礎となる非新規基準雇用者数の見直し

税額控除限度額の計算の基礎となる非新規基準雇用者数（上記1(1)②ロの「計算した数」）が、無期雇用かつフルタイムの雇用者の数に限ることとされ、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限）から新規雇用者総数を控除した数のうち特定非新規雇用者数に達するまでの数とされました（措法42の12①二ロ）。

具体的には、上記1(1)②ロの金額は、20万

円に、その法人のその適用年度の地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限）からその適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうちその適用年度の特非新規雇用者数に達するまでの数（以下「特非新規雇用者基礎数」といいます。）を乗じて計算した金額とされました（措法42の12①二口）。

なお、その適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数からその適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうちその適用年度の移転型特非新規雇用者数に達するまでの数（以下「移転型特非新規雇用者基礎数」といいます。）が0を超える場合には、20万円に、その特非新規雇用者基礎数のうちその移転型特非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算することとされています（措法42の12①二口）。

#### イ 特非新規雇用者数

特非新規雇用者数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除きます。）でその適用年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその特定雇用者の数をいいます（措法42の12⑥十一、措令27の12⑦）。

この「財務省令で定める書類」は、上記②イと同様です（措規20の7①）。

#### ロ 移転型地方事業所基準雇用者数

移転型地方事業所基準雇用者数とは、移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその基準雇用者数をいいます（措

法42の12⑥十二、措令27の12⑧）。

この「財務省令で定める書類」は、上記②ロと同様です（措規20の7②）。

#### ハ 移転型特非新規雇用者数

移転型特非新規雇用者数とは、適用年度（その適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除きます。）でその適用年度終了の日においてその移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数が記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたその特定雇用者の数をいいます（措法42の12⑥十四、措令27の12⑩）。

この「財務省令で定める書類」は、上記②ロと同様です（措規20の7②）。

### (2) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法42の12①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の12①⑤、令和2年改正前措令27の12④～⑩、令和2年改正前措規20の7①②）。連結納税制度については、本制度は連結グループ全体で税額控除限度額を計算しており、これらの改正は下記3で述べるとおり令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされていることから、連結納税制度において改正後の本制度を適用すべき場面がないため、改正されていません。

### (3) グループ通算制度

上記(1)③の改正に伴い、通算法人の適用年度

（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。以下同じです。）に係る上記1(1)の措置における税額控除限度額のうち、上記1(1)②ロの金額は、次の金額の合計額とされました（措法42の12⑤二）。

- ① 20万円にその適用年度の特定非新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額に、特定非新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

（注）特定非新規基準雇用者割合とは、その適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数の合計（以下「特定非新規雇用者基礎合計数」といいます。）のうちに占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合をいいます。この場合において、特定非新規雇用者基礎合計数が0である場合にはその割合は0とし、その割合が1を上回る場合にはその割合は1とすることとされています（措法42の12⑤二イ）。

- ② 20万円にその適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数（0を超えるものに限ります。）に達するまでの数を乗じて計算した金額に、移転型特定非新規基準雇用者割合を乗じて計算した金額

（注）移転型特定非新規基準雇用者割合とは、その適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数の合計（以下「移転型特定非新規雇用者基礎合計数」といいます。）のうちに占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合をいいます。この場合において、移転型特定非新規雇用者基礎合計数が0である場合にはその割合は0とし、その割合が1を上回る場合にはその割合は1とすることとされています（措法42の12⑤二ロ）。

#### （4）その他関係法令等の改正

- ① 特定業務施設の範囲の見直し

特定業務施設に、事業所であって、地方活

力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の情報サービス事業部門のために使用されるものが追加されました（地再規8一ホ）。

（注）関係法令については、前述「三 地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」の「2 改正の内容」の（参考）をご参照ください。

- ② 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件の見直し

「事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること又はその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たさない場合でも、拡充型計画に従って実施する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象となる地方活力向上地域に設定することができることとされました（地再規29二）。

（注1）拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。

（注2）関係法令については、前述「三 地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」の「2 改正の内容」の（参考）をご参照ください。

- ③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件の見直し

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件のうち、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設におい

て常時雇用する従業員の数及び認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数に係る要件における従業員の数が、中小企業者にあつては1人以上（改正前：2人以上）とされました（地再規32、33一）。

（注1） 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。

（注2） 中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

（注3） 関係法令については、前述「三 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特

別控除制度」の「2 改正の内容」の（参考）をご参照ください。

#### ④ 雇用促進計画の提出期限の見直し

雇用促進計画の提出期限が、運用上、計画の認定を受けた日を含む事業年度にあつては、その計画の認定の日から3月以内（改正前：2月以内）とされました。

### 3 適用関係

- （1） 上記2(1)及び(3)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則55）。
- （2） 上記2(4)①から③までの改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正地再規附則）。

## 五 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

#### (1) 法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において次の①の要件を満たすときは、その法人のその事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額（その事業年度において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（措法42の12）の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除

した残額）の15%（その事業年度において次の②の要件を満たす場合には、20%）相当額の税額控除ができるというものです（措法42の12の5①）。

① その法人の新規雇用者給与等支給額からその新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であること。

② その法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること。

（注1） 国内新規雇用者とは、法人の国内雇用者のうちその法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないものをいいます（措法42の12の5③二）。

（注2） 国内雇用者とは、法人の使用人のうちそ

の法人の有する国内の事業所に勤務する雇業者に該当するものをいいます（措法42の12の5③九）。

（注3） 控除対象新規雇業者給与等支給額とは、法人の各事業年度（以下「適用年度」といいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇業者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含みます。以下同じです。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうちその法人のその適用年度の調整雇業者給与等支給増加額に達するまでの金額をいいます（措法42の12の5③四）。

（注4） 調整雇業者給与等支給増加額とは、雇業者給与等支給額（その雇業者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額）から比較雇業者給与等支給額（その比較雇業者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額）を控除した金額をいいます（措法42の12の5③四）。

（注5） 雇業者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇業者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額。以下同じです。）をいい（措法42の12の5③五・十）、比較雇業者給与等支給額とは、法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇業者に対する給与等の支給額をいいます（措法42の12の5③十一）。

（注6） 雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第

1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法42の12の5③四イ）。

（注7） 新規雇業者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇業者のうち一般被保険者に該当するものに対する給与等の支給額をいい（措法42の12の5③五）、新規雇業者比較給与等支給額とは、法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇業者のうち一般被保険者に該当するものに対する給与等の支給額をいいます（措法42の12の5③六）。

（注8） 教育訓練費とは、法人がその国内雇業者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用をいい（措法42の12の5③七）、比較教育訓練費の額とは、法人の適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の12の5③八）。

（注9） 教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（措法42の12の5①二）。

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の5①後段）。

ただし、設立事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の5①）。

## （2） 中小企業者等の雇業者給与等支給額が増加した場合に係る措置

この措置は、中小企業者等が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する

各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が15%以上であるときは、その中小企業者等のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（その事業年度において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（措法42の12）の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）の15%（その事業年度において次の要件を満たす場合には、25%）相当額（以下「中小企業者等税額控除限度額」といいます。）の税額控除ができるというものです（措法42の12の5②）。

① その中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次の要件のいずれかを満たすこと。

イ その中小企業者等のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

ロ その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画（同法の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

（注1） 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます（措法42の12の5②）。

（注2） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑯七、措令1の2③、27の4⑳）。

① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記イの法人を除きます。）

② 上記①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上



が大規模法人の所有に属している法人

③ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①及び②の法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

(注5) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

(注6) 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、中小企業者等の雇用者給与等支給額からその中小企業者等の比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（措法42の12の5⑬十二）。ただし、その金額がその中小企業者等の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額とされています（措法42の12の5⑬十二）。

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の5⑭後段）。

ただし、上記(1)の措置の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この措置の適用を受けることはできません（措法42の12の5⑮）。

## 2 改正の趣旨

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に新しい資本主義実現本部が設置されました。この新しい資本主義実現本部の下で開催された「新しい資本主義実現会議」の令和3年11月8日の「緊急提言」において、「民間企業において人的資本など未来への投資を強化することで、中長期的に稼ぐ力を高め、その収益を賃上げ等の分配や更なる未来投資へ循環させることで持続的な成長を実現する。そして、現場で働く従業員や下請企業も含めて、広く関係者の幸せにつながる、多様なステークホルダーを重視した、持続可能な資本主義を構築していく。」と述べられ、分配戦略について「従業員に賃金の形で分配することで、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、持続的な成長につながる。我が国の労働分配率は、他の先進国と比較しても低い水準にあり、分配戦略は、成長を支える重要な基盤である。」と述べられています。また、人的投資について「成長と分配を同時に実現するためには、幼児教育・保育

や小中学校から企業内まで、「人」への投資を強化する必要がある。」と述べられています。こうした中で、成長と分配の好循環を早期に起動させ、分配政策として持続的かつ積極的に賃上げを進める観点から、本制度について、抜本的に強化することとされました。

具体的には、上記1(1)の法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置が改組され、一人一人の積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者に対する給与等の支給額の増加が要件とされるとともに、人的資本への投資を促進する観点から、教育訓練費を一定割合増加させた法人について税額控除割合を上乗せする措置を引き続き講ずることとされました。また、一定規模以上の大企業については、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を促進する観点から、持続的な賃上げなどマルチステークホルダーに配慮した経営への取組を宣言することを適用要件とすることとされました。

一方で、上記1(2)の中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置については、一人一人の賃上げに加え、雇用を拡大することによる給与等の支給額の増加に対するインセンティブとしても機能するよう、改正前と同様に全雇用者の給与等の支給額の増加が要件とされた上、税額控除割合の上乗せ措置が拡充されました。なお、適用要件及び税額控除割合の上乗せ要件としての給与等の支給額の増加割合要件は、改正前と同様に1.5%以上及び2.5%以上とされており、これは大企業に比べ賃上げ余力が小さい中小企業の実態なども配慮して、改組後の上記1(1)の措置よりも低い要件とされたものです。

### 3 改正の内容

#### (1) 法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置（改組後：法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置）

##### ① 改組後の措置の概要

本措置は、次のとおり、法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に雇用者給与等

支給額の増加額に対して税額控除ができる措置に改組されました。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるときは、その法人のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（その事業年度において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）に15%（その事業年度において次の要件を満たす場合にはそれぞれ次の割合を加算した割合とし、その事業年度において次の要件の全てを満たす場合には次の割合を合計した割合を加算した割合とします。）を乗じて計算した金額（以下「税額控除限度額」といいます。）の税額控除ができるというものです。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……10%

ロ その法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること……5%

ただし、事業年度終了の時において、法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限り、改組後の措置の適用を受けることができるとされています。

（注）グループ通算制度について、グループ全体で計算するなどのグループ通算制度固有

の調整措置は設けられていません。

## ② 適用対象法人

改組後の措置の適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人に限定されているほか、特段の要件はありません（措法42の12の5①）。したがって、外国法人、公益法人等及び人格のない社団等も適用対象法人となります。なお、実質的に改組前の措置と変更がないこととなります。

（注） 中小企業者等であっても、当然この改組後の措置の適用ができます。

## ③ 適用事業年度

改組後の措置は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用できるとされています（措法42の12の5①）。ただし、次の事業年度は、除外されています（措法42の12の5①）。

### イ 設立事業年度

法人の設立の日を含む事業年度をいいます。なお、次の法人にあっては、それぞれ次の事業年度とされています（措法42の12の5③一）。改組前と同様です。

（イ） 法人税法第2条第4号に規定する外国法人……恒久的施設を有することとなった日を含む事業年度

（ロ） 公益法人等及び人格のない社団等……新たに収益事業を開始した日を含む事業年度

（ハ） 収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等……その普通法人又は協同組合等に該当することとなった日を含む事業年度

ロ 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度

ハ 清算中の各事業年度

## ④ 適用要件

改組後の措置は、適用対象法人が、適用事業年度において、次のイ及びロの要件を満たす場合に適用できるとされています（措法42の12の5①）。ただし、適用事業年度終

了の時にあっては、適用対象法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、適用対象法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、次のイ及びロの要件に加え、次のハの要件も満たす必要があります。

イ 国内雇用者に対して給与等を支給すること。

国内雇用者は、具体的には、法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者とされています（措法42の12の5③二、措令27の12の5⑤⑥）。役員やその親族等、さらに使用人兼務役員が除かれること、日々雇い入れられる者が含まれること等、改組前とその範囲に変更はありません。

また、給与等とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等、すなわち、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいいます（措法42の12の5③三）。改組前と同様です。

ロ 継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であること。

この3%という数値については、令和3年11月26日に開催された新しい資本主義実現会議における岸田内閣総理大臣の「民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。」との発言が考慮されたものです。

なお、賞与等の一時金を除いた基本給の増加を要件とすべきとの議論もありましたが、様々な形態の給与の支給方法に対応する必要があること、また、企業の実務面を踏まえ、煩雑ではない制度設計とする必要があることなどに加えて、重要な課題である賃上げをより多くの企業が行うためのインセンティブとなる制度とするといった観点から、賞与等の一時金を含めた給与等の

支給額の総額を対象として要件が設けられています。

(イ) 継続雇用者給与等支給増加割合

継続雇用者給与等支給増加割合とは、その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合をいいます（措法42の12の5①）。

(ロ) 継続雇用者に該当し得る国内雇用者

継続雇用者に該当し得る国内雇用者は、一般被保険者に該当する者に限るものとされています。また、法人の就業規則において継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次の書類のいずれかにその者がその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者を除くこととされています（措法42の12の5③四、措令27の12の5⑦、措規20の10①）。令和3年度税制改正前と同様です。

A 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

B その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法に規定する賃金台帳

(注1) 一般被保険者とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいい、継続雇用制度とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度をいいます（措令27の12の5⑦）。

(注2) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(ハ) 継続雇用者

継続雇用者とは、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措令27の12の5⑦）。令和3年度税制改

正前と同様です。

A 適用事業年度の月数と前事業年度の月数とが同じ場合

上記(ロ)の国内雇用者のうちその法人の国内雇用者として適用事業年度及び前事業年度の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた者が継続雇用者となります（措令27の12の5⑦一）。

(注1) 前事業年度とは、適用事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます（措令27の12の5⑦一）。

(注2) 適用事業年度開始の日の前日を含む事業年度が外国法人である人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日を含む事業年度である場合には、その開始した日からその事業年度終了の日までの期間のみが上記（注1）の前事業年度となります。

B 前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合

上記(ロ)の国内雇用者のうちその法人の国内雇用者として適用事業年度の期間及び前1年事業年度特定期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた者が継続雇用者となります（措令27の12の5⑦二イ）。

(注1) 前1年事業年度特定期間とは、適用事業年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度の期間をいいます（措令27の12の5⑦二イ）。ただし、適用事業年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度のうち、適用事業年度開始の日から起算して1年前の日を含む事業年度にあっては、適用事業年度開始の日から起算して1年前の日からその事業年度終了の日までの期間のみが前1年事業年度特定期間に含まれます。

(注2) 上記(注1)の適用事業年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度は、次の法人にあっては、それぞれ次の事業年度に限ることとされています（措令27の12の5⑦ニイ）。

(A) 法人税法第2条第4号に規定する外国法人……恒久的施設を有することとなった日以後に終了した事業年度

(B) 公益法人等及び人格のない社団等……新たに収益事業を開始した日以後に終了した事業年度

(C) 収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等……その普通法人又は協同組合等に該当することとなった日以後に終了した事業年度

また、外国法人である人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日を含む事業年度については、適用事業年度開始の日から起算して1年前の日とその収益事業を開始した日とのうちいずれか遅い日からその事業年度終了の日までの期間のみが前1年事業年度特定期間に含まれます。

(注3) 適用事業年度が1年に満たない場合には、上記(注1)及び(注2)において、「1年」は、「適用事業年度の期間」となります。

### C 前事業年度の月数が適用事業年度の月数を超える場合

上記(ロ)の国内雇用者のうちその法人の国内雇用者として適用事業年度の期間及び前事業年度特定期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた者が継続雇用者となります（措令27の12の5⑦ニロ）。

(注) 前事業年度特定期間とは、前事業年度の期間のうち適用事業年度の期間に相当する期間で前事業年度終了の日に終了する期間をいいます（措令27の12の5⑦ニロ）。したがって、前事業年度が12か月で適用事業年度が6か月の場合には、前事業年度のうち最後の6か月間が前事業年度特定期間となります。

### (二) 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者給与等支給額とは、雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額とされています（措法42の12の5③四、措令27の12の5⑧）。

雇用者給与等支給額の計算上給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」に雇用安定助成金額が含まれないことを除き、令和3年度税制改正前の継続雇用者給与等支給額と同様です。なお、雇用者給与等支給額は、上記1(2)の措置における雇用者給与等支給額と同様です。

また、継続雇用者給与等支給額は、従前より法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除制度の不適用措置（措法42の13⑤）の要件として用いられている継続雇用者に対する給与等の支給額と同様です。

### (ホ) 継続雇用者比較給与等支給額

継続雇用者比較給与等支給額とは、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法42の12の5③五、措令27の12の5⑨）。

#### A 上記(イ)Aの場合

上記(イ)Aの法人の前事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額が、継続雇用者比較給与等支給額となります（措令27の12の5⑨一）。

給与等支給額とは、法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入

される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額からは、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除することとされています（措法42の12の5③四）。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用安定助成金額は、給与等の支給額から控除しないこととされています（措法42の12の5③四）。

（注1） 他の者には、その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含むこととされています（措法42の12の5①二）。

（注2） 雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法42の12の5③四）。改組前と同様です。

#### B 上記(ハ)Bの場合

上記(ハ)Bの法人の適用事業年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（前1年事業年度特定期間に対応する金額に限ります。）の合計額に適用事業年度の月数を乗じてこれを前1年事業年度特定期間の月数の合計数で除して計算した金額が、継続雇用者比較給与等支給額となります（措令27の12の5⑨二）。

#### C 上記(ハ)Cの場合

上記(ハ)Cの法人の前事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（前事業年度特定期間に対応する金額に限ります。）が、継続雇用者比較給与等支給額となります（措令27の

12の5⑨三）。

(ハ) 継続雇用者比較給与等支給額が0である場合

継続雇用者比較給与等支給額が0である場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるときに該当しないものとされています（措令27の12の5⑨三）。したがって、改組後の措置の適用を受けることができません。

ハ 期末において資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合の追加要件

適用事業年度終了の時において、適用対象法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、適用対象法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が告示で定める事項を、適用対象法人のホームページに公表し、その公表した旨を経済産業大臣に届け出て、確定申告書等に、経済産業大臣の適用対象法人がその告示で定める事項を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しの添付がある場合に限り、改組後の措置の適用を受けることができることとされています（措法42の12の5①、措令27の12の5①②②⑥、令4.3経産告88）。

上記の「告示で定める事項」は、次のとおりです（令4.3厚労・経産・国交告1）。

(イ) 給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針

(ロ) 下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針

(ハ) (イ)及び(ロ)の事項のほか、その他の事業上の関係者との関係の構築の方針を定め

ているときは、その内容

(注1) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

(注2) このように、要件が加重される法人が、資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人に限定されているのは、多くの従業員を抱え、多くの下請企業を有し、社会的な責任や影響力がより大きい大企業が上記の方針の公表を行うことによって、それを一つの起点として、民間企業全体の中で、株主のみならずマルチステークホルダーに配慮した経営の実現に向けた機運が生じていくということが強く期待されたことによります。

(注3) 関係法令については、下記の（参考3）及び（参考4）をご参照ください。

#### ⑤ 税額控除限度額の計算

税額控除限度額は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%に相当する金額とされています（措法42の12の5①）。

なお、この税額控除限度額が適用対象法人の適用事業年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の5①後段）。

#### イ 税額控除割合の上乗せ

税額控除割合は、適用事業年度において

次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合とし、その適用事業年度において次の要件の全てを満たす場合には、15%に次の割合を合計した割合を加算した割合（すなわち30%）とすることとされています（措法42の12の5①）。

(イ) 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……10%

(注) この4%という数値は、一時金に加えて、ベースアップなどにより基本給部分も一定程度底上げしなければ達成が難しい水準として設定されたものです。

(ロ) 適用対象法人の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること……5%

#### ロ 調整前法人税額

調整前法人税額は、改組前と同様です。

#### ハ 控除対象雇用者給与等支給増加額

控除対象雇用者給与等支給増加額とは、法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（措法42の12の5③六）。ただし、その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、調整雇用者給与等支給増加額が控除対象雇用者給与等支給増加額となります（措法42の12の5③六）。

(イ) 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、法人の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、比較雇用者給与等支給額とは、法人の適用事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法42の12の5③九・十）。

給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法42の12の5③四）。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち雇用安定助成金額は、給与等の支給額から控除しないこととされています（措法42の12の5③四）。

すなわち、上記1(2)の措置における雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額と同様です。前事業年度の月数と適用事業年度の月数とが異なる場合や組織再編成があった場合の調整も同様です。

(ロ) 調整雇用者給与等支給増加額

調整雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいますが、調整雇用者給与等支給増加額の計算における雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算においては、これらの支給額からその支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額を控除することとされ、これにより、雇用安定助成金額も含めたところの「他の者から支払を受ける金額」を給与等の支給額から控除することとなります（措法42の12の5③六イロ）。改組前の控除対象新規雇用者給与等支給額の上限となる調整雇用者給与等支給増加額と同様です。

ニ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整

適用事業年度において租税特別措置法第42条の12の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の適用を受ける場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額から、そ

の適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除して、税額控除限度額を計算することとされています。

この調整計算を行うことは改組前と同様ですが、改組により国内新規雇用者に対する給与等の支給額を基礎とした措置から国内雇用者に対する給与等の支給額を基礎とした措置とされたこと及び地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度に改正があったことに伴い、調整の方法が変更されています。

改組後において、上記の控除対象雇用者給与等支給増加額から控除すべき金額は、具体的には、適用事業年度に係る雇用者給与等支給額をその適用事業年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額に、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額とされています（措令27の12の5③）。

(注1) この場合の雇用者給与等支給額は、上記ハ(ロ)の雇用者給与等支給額となります。

この場合において、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数が地方事業所基準雇用者数を超えるときは、適用事業年度に係る雇用者給与等支給額をその適用事業年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額に、地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額が、控除対象雇用者給与等支給増加額から控除すべき金額となります。

(イ) 適用対象法人が適用事業年度において租税特別措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用事業年度の特定期間雇用者基礎数とその適用事業年度の特定期間非雇用者基礎数とを合計した数（措令27の12の5③一）

すなわち、適用事業年度における租税特別措置法第42条の12第1項の規定の適



用による税額控除額の計算の基礎となった特定新規雇用者の数及び特定非新規雇用者の数です。

- (ロ) 適用対象法人が適用事業年度において租税特別措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合におけるその適用事業年度の移転型地方事業所基準雇用者数から、その適用対象法人がその適用事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用事業年度の次の数を合計した数を控除した数（措令27の12の5③二）

A 特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

B 特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

すなわち、適用事業年度における租税特別措置法第42条の12第2項の規定の適用による税額控除額の計算の基礎となった雇用者の数ですが、同時に、同条第1項の規定の適用を受ける場合には、上記(イ)の数との重複を排除するため、その適用に係る上記(イ)の数のうち移転型の特定業務施設に係る数を控除した数となります。なお、同項の規定の適用がない場合（適用事業年度において、同法第42条の11の3の規定（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の適用を受け、同法第42条の12第2項の規定のみを適用する場合）には、控除する数はない（=0）こととなります。

- (注2) 上記の「雇用者」とは、「租税特別措置法第42条の12第6項第3号に規定する雇用者」とされています。したがって、法人の使用人のうち一般被保険者に該当するものをいいます。使用人からは、その法人の役員と特殊の関係のある者及びその法人の使用人としての

職務を有する役員を除くこととされています（措法42の12⑥三）。

- (注3) 地方事業所基準雇用者数とは、租税特別措置法第42条の12第1項第2号イに規定する地方事業所基準雇用者数、すなわち、適用事業年度開始の日から起算して2年前の日からその適用事業年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定（以下「計画の認定」といいます。）を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設（以下「適用対象特定業務施設」といいます。）のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（措法42の12⑥六）が、その適用事業年度の基準雇用者数を超える場合には、基準雇用者数とされています。これは、租税特別措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける際の税額控除額の計算における適用上限数です。

- (注4) 特定新規雇用者基礎数とは、租税特別措置法第42条の12第1項第2号イに規定する特定新規雇用者基礎数、すなわち、法人の適用事業年度の地方事業所基準雇用者数のうちその適用事業年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいいます。これは、租税特別措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける際の税額控除額の計算の基礎となる無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数です。なお、特定新規雇用者数は、適用事業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者でその適用事業年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明が

された数とされています（措法42の12⑥八）。

（注5） 特定非新規雇用者基礎数とは、租税特別措置法第42条の12第1項第2号口に規定する特定非新規雇用者基礎数、すなわち、法人の適用事業年度の地方事業所基準雇用者数からその適用事業年度の新規雇用者総数を控除した数のうちその適用事業年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数をいいます。これは、租税特別措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける際の税額控除額の計算の基礎となる無期雇用かつフルタイムの転勤者数です。なお、新規雇用者総数は、適用事業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者でその適用事業年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するもの（以下「新規雇用者」といいます。）の総数として証明がされた数とされています（措法42の12⑥十）。また、特定非新規雇用者数は、適用事業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除きます。）でその適用事業年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数とされています（措法42の12⑥十一）。

（注6） 移転型地方事業所基準雇用者数とは、移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（措法42の12⑥十二）。これは、

移転型計画による特定業務施設において増加した雇用者の数です。なお、移転型適用対象特定業務施設は、移転型事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る適用対象特定業務施設とされています（措法42の12⑥九）。

（注7） 移転型特定新規雇用者数とは、適用事業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者でその適用事業年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数をいいます（措法42の12⑥九）。これは、無期雇用かつフルタイムの新規雇用者で適用事業年度末に移転型計画に係る特定業務施設に在籍するものの数です。

（注8） 移転型特定非新規雇用者基礎数とは、租税特別措置法第42条の12第1項第2号口に規定する移転型特定非新規雇用者基礎数、すなわち、適用事業年度の移転型地方事業所基準雇用者数からその適用事業年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうちその適用事業年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数をいいます。なお、移転型新規雇用者総数は、適用事業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者でその適用事業年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数とされています（措法42の12⑥十三）。また、移転型特定非新規雇用者数は、適用事

業年度（その適用事業年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日からその適用事業年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除きます。）でその適用事業年度終了の日においてその移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数とされています（措法42の12⑥十四）。

ホ 教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額  
前述のように、適用対象法人の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上である場合には、税額控除割合を5%上乘せすることとされています（措法42の12の5①二）。

教育訓練費の範囲は、改組前と同様です（措法42の12の5③七、措令27の12の5⑩、措規20の10②～④）。また、改組前と同様に、教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（措法42の12の5①二）。

比較教育訓練費の額とは、法人の適用事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の12の5③八）。適用事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の月数と適用事業年度の月数とが異なる場合や組織再編成があった場合の調整を含め、改組前と同様です。

なお、適用事業年度において、教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上であるとして、上記イ(ロ)の税額控除割合の上乗せの適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければ

ならないこととされています（措令27の12の5⑪）。今回の改組に伴い、確定申告書等への添付義務から保存義務に変更されています。

(注) 上記の教育訓練費の明細を記載した書類は、適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額に関する次の事項を記載した書類とされています（措規20の10⑤）。改組前と同様です。

- ・ 教育訓練等の実施時期
- ・ 教育訓練等の内容
- ・ 教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
- ・ その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

次に、比較教育訓練費の額が0である場合において、適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額も0であるときは、上記の税額控除割合の上乗せの要件を満たさないものとする事とされています（措令27の12の5⑫一）。一方、それ以外るとき、すなわち、比較教育訓練費の額が0である場合において、適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が1円以上あるときは、上記の税額控除割合の上乗せの要件を満たすものとする事とされています（措令27の12の5⑫二）。改組前と同様です。

#### ⑥ 法人税法の規定との調整

改組後の措置の適用がある場合における法人税法の規定との調整については、改組前と変更ありません（措法42の12の5⑦）。

#### ⑦ 申告要件

改組後の措置の適用を受ける場合の申告要件については、改組に伴い、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控

除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額、控除を受ける金額並びにその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされました（措法42の12の5⑤）。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とすることとされています（措法42の12の5⑤後段）。

（注） 修正申告書とは、国税通則法第19条第3項に規定する修正申告書をいい（措法2②三十一）、更正請求書とは、国税通則法第23条第3項に規定する更正請求書をいいます（措法2②三十二）。

**（参考1） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）**

（教育訓練給付金）

第60条の2 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者

二 省 略

2～5 省 略

**（参考2） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）**

（高年齢者雇用確保措置）

第9条 定年（65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

一 省 略

二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 省 略

2～4 省 略

**（参考3） 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示（令和4年3月経済産業省告示第88号）**

（公表及び届出の義務）

第1条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の5第1項又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第9条第13項の規定の適用を受けようとする法人であつて、当該法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上であるもの（以下「法人」という。）は、様式第1に従い、厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第1号に規定する事項を記載した事業上の関係者との関係の構築の方針を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（公表の方法及び期間）

第2条 前条の規定による公表は、当該法人のホームページに掲載する方法により

行うものとする。

- 2 前条の規定による公表の期間は、租税特別措置法第42条の12の5第1項又は地方税法附則第9条第13項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日の翌日から起算して45日を経過する日又は当該公表を行った日から起算して1年を経過する日のうち、いずれか遅い日までとする。

（届出の手續及び期間）

第3条 第1条の規定による届出は、様式第2に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出することにより行うものとする。

- 一 法人の名称並びに代表者の氏名及び住所
- 二 適用事業年度
- 三 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表日及び当該公表に係るホームページアドレス

- 2 前項の規定による届出は、適用事業年度終了の日の翌日から起算して45日を経過する日までに行うものとする。

（届出の受理）

第4条 前条第1項の届出を受理した旨の通知は、様式第3による通知書によって行うものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による通知を行ったときは、第2条第2項に規定する公表の期間が終了するまでの間、届出書に記載されたホームページアドレスに事業上の関係者との関係の構築の方針の公表が行われていることを定期的に確認するものとする。

（届出事項の変更）

第5条 法人は、前条第1項の規定による通知書を受理した後において、第1条の規定により公表した事業上の関係者との関係の構築の方針に変更があったとき又は第3条第1項に掲げる事項に変更があ

ったときは、様式第4に従い、速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理した旨の通知は、様式第3による通知書によって行うものとする。

（参考4） 事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示（令和4年3月厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第1号）

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の12の5第1項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針
- 二 下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針
- 三 前2号に掲げる事項のほか、その他の事業上の関係者との関係の構築の方針を定めているときは、その内容

## （2）中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置

### ① 税額控除割合の上乗せ措置の見直し

税額控除割合の上乗せ措置について、適用事業年度において次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、その適用事業年度において次の要件の全てを満たす場合には、15%に次の割合を合計した割合を加算した割合（すなわち40%）を税額控除割合とする措置に見直されました（措法42の12の5②）。

イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上であること……15%

雇用者給与等支給増加割合とは、中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合をいいます（措法42の12の5②）。

ロ その中小企業者等のその適用事業年度の

所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること……10%

なお、この口の税額控除割合の上乗せの適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければならないこととされています（措令27の12の5⑩）。今回の改正に伴い、確定申告書等への添付義務から保存義務に変更されています。

また、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであることとの要件は、廃止されています（旧措法42の12の5②二口、旧措規20の10①）。したがって、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされた場合であっても、そのことをもって税額控除割合の上乗せの適用を受けることはできず、他の要件を満たす必要がなくなることもあります。

## ② 適用期限の延長

本措置の適用期限が、令和6年3月31日まで1年延長されました（措法42の12の5②）。

## ③ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整

適用事業年度において租税特別措置法第42条の12の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の適用を受ける場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額から、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除して、中小企業者等税額控除限度額

を計算することとされています。

この調整計算を行うことは改正前と同様ですが、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度に改正があったことに伴い、調整の方法が変更されています。

具体的な調整の方法は、上記(1)⑤ニと同様です（措令27の12の5④）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の12の5、令和2年改正前措令27の12の5、令和2年改正前措規20の10）。連結納税制度については、本制度は連結グループ全体で税額控除限度額を計算しており、これらの改正は下記4で述べるとおり令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされていることから、連結納税制度において改正後の本制度を適用すべき場面がないため、改正されていません。

## 4 適用関係

上記3(1)及び(2)（②を除きます。）の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39、改正措令附則12）。令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則55、改正措令附則24）。したがって、法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税については適用がありません。

## 六 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5 G 導入促進税制）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定導入事業者であるものが、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日までの間に、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又はその認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の製作若しくは建設をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却と15%相当額の税額控除との選択適用ができるというものです（措法42の12の6①②）。

（注1） 認定導入事業者とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条に規定する認定導入事業者をいいます（措法42の12の6①）。

（注2） 認定導入計画とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第2項に規定する認定導入計画をいいます（措法42の12の6①）。

（注3） 認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、次の要件を満たすものであることについて主務大臣の確認を受けたものをいいます（措法42の12の6①、措令27の12の6、措規20の10の2①）。

- (1) 認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得又は製作若しくは建設をしたものであること。
- (2) 特定高度情報通信技術活用システムを構

成する上で重要な役割を果たす次の減価償却資産に該当するものであること。

- ① 3.6GHz を超え4.1GHz 以下又は4.5GHz を超え4.6GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備（16以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものに限り。）
- ② 27GHz を超え28.2GHz 以下又は29.1GHz を超え29.5GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
- ③ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則に規定するローカル5 G システムの無線設備（陸上移動局（電波法施行規則に規定する陸上移動局をいいます。以下同じです。）の無線設備にあっては、通信モジュールに限り。）
- ④ 専ら上記③の無線設備（陸上移動局の無線設備を除きます。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、その無線設備と一体として運用される交換設備及びその無線設備とその交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備（光ファイバを用いたものに限り。）

なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法42の12の6②後段）。

ただし、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法42の12の6①②）。

また、税額控除は、特定税額控除制度の不適用

措置（後述「七 法人税の額から控除される特別控除額の特例」参照）の対象とされています（措法42の13⑤）。

## 2 改正の内容

### (1) 税額控除割合の見直し

税額控除割合について、早期に設備投資を行う場合のインセンティブを大きくする観点から、次のとおり見直されました（措法42の12の6②）。

#### ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備

次の認定特定高度情報通信技術活用設備の区分に応じそれぞれ次の割合とされています（措法42の12の6②一）。

イ 条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備……9%

特定基地局用認定設備とは、認定特定高度情報通信技術活用設備のうち、電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局（同項第1号に係るものに限り、）の無線設備をいいます（措法42の12の6②一）。すなわち、全国5Gシステムの認定特定高度情報通信技術活用設備です。

（注1）条件不利地域とは、次の地域をいいます（措法42の12の6②一）。

- (イ) 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (ロ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- (ハ) 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により豪雪地帯として指定された地域
- (ニ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- (ホ) 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域

(ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

(ト) 半島振興法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

(チ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域

(リ) 沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄

(ス) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

（注2）関係法令については、下記の（参考2）をご参照ください。

ロ 上記イ以外の認定特定高度情報通信技術活用設備……15%

具体的には、ローカル5Gシステムの認定特定高度情報通信技術活用設備及び条件不利地域内において事業の用に供した全国5Gシステムの認定特定高度情報通信技術活用設備がこれに該当します。

#### ② 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備

次の認定特定高度情報通信技術活用設備の区分に応じそれぞれ次の割合とされています（措法42の12の6②二）。

イ 条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備……5%

ロ 上記イ以外の認定特定高度情報通信技術活用設備……9%

#### ③ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備

3%とされています（措法42の12の6②三）。

（参考1）令和4年2月16日の衆議院財務金融委員会における下条委員の質問に対する鈴



## 木国務大臣の答弁

今般の5G導入促進税制の見直しに当たりましては、本年度、本来は今年度限りの措置だったわけですが、適用期限を3年延長した上で、令和4年度は、大企業に対して認められるものとしては異例の高さであります15%の税額控除率としているところでございます。その上で、先生御指摘のように、令和5年度以降、段階的に引き下げることとしております。

先生から、早くするというご回答は要らない、こういうことでございましたけれども、段階的に下げていきますのは、やはり狙いといたしまして、企業が早期に設備投資を行う場合のインセンティブを大きくすることによりまして、5G全国ネットワークについて、高度なインフラを都市、地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速すること、それから、企業等の多様な主体から自らシステムを構築するローカル5Gについても、社会課題解決や事業革新等に向け導入を後押しすること、これを目的としたものであります。

したがって、5Gネットワークの整備をより強力に推進するための措置である、そのように御理解をいただければと思います。

## (2) 対象となる無線設備の要件の見直し

### ① 多素子アンテナ要件の見直し

3.6GHzを超え4.1GHz以下又は4.5GHzを超え4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備における「16以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものであること」との要件については、令和6年3月31日以前に条件不利地域以外の地域内において事業の用に供する無線

設備に限った要件とされました（措規20の10の2①一イ）。

### ② マルチベンダー要件の追加

3.6GHzを超え4.1GHz以下又は4.5GHzを超え4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備及び27GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備について、全国5Gシステム（ラジオユニットの電気通信設備を製造する事業者とディストリビューテッドユニットの電気通信設備又はセントラルユニットの電気通信設備を製造する事業者とが異なる場合に限り）を構成するものであることとの要件が追加されました（措規20の10の2①一ロ・二）。

（注1）全国5Gシステムとは、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第2条第1号に規定する全国5Gシステムをいいます。

（注2）関係法令については、下記の（参考3）をご参照ください。

### ③ スタンドアロン方式要件の追加

3.6GHzを超え4.1GHz以下又は4.5GHzを超え4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備及び27GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備について、主として第5世代移動通信アクセスサービスの用に供することを目的として設置された交換設備と一体として運用されるものであることとの要件が追加されました（措規20の10の2①一ハ・二）。

（注1）第5世代移動通信アクセスサービスとは、電気通信事業報告規則第1条第2項第13号に規定する第5世代移動通信アクセスサービスをいいます。

（注2）関係法令については、下記の（参考4）をご参照ください。

（参考2）電波法（昭和25年法律第131号）

（特定基地局の開設指針）

第27条の12 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（1又は2以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 省 略

2・3 省 略

（参考3） 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省、経済産業省令第2号）  
（特定高度情報通信技術活用システムの設備）

第2条 法第2条第1項第1号の主務省令で定める設備は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 法第2条第1項第1号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の12第1項に規定する特定基地局（同項第1号に係るものに限る。以下同じ。）の無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「全国5Gシステム」という。） 次のイからニまでに掲げる設備（ホからトまでに掲げる設備がある場合にあっては、イからニまでに掲

げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

ホ アンテナ（イに掲げる設備と機能上直結していないものに限る。）

ヘ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ト 鉄塔、電源設備その他の附属設備

二 省 略

（参考4） 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）  
（定義）

第1条 省 略

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十二 省 略

十三 第5世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第5世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三の二～二十五 省 略

（3） 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで3年延長されました（措法42の12の6①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)から(3)までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の12の6①②、68の15の6の2①②、令和2年改正前措規20の10の2①）。

#### (4) 関係法令の改正

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準（令2.8総務・経産告3）が改正され、主務大臣の確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る要件が次のとおり見直されました。

- ① 電波法の無線局の免許を受けた者がその免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システムであることとの要件について、特定高度情報通信技術活用システムから補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものが除外されました（令2.8総務・経産告3①）。
- ② 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除きます。）の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであることとの要件が廃止され、5G高度特定基地局（屋内等に設置するものを除きます。）が対象に追加されました（令2.8総務・経産告3③）。
- ③ ローカル5Gシステムを導入する場合にあっては、そのローカル5Gシステムが、そのローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組のために用いられるものであることとの要件が追加されました（令2.8総務・経産告3④）。

(注1) ローカル5Gシステムとは、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第2条第2号に規定するローカル5Gシステムをいいます。

(注2) 関係法令については、下記の(参考1)から(参考3)までをご参照ください。

また、特定高度情報通信技術活用システムの

開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの（令2.8総務・経産告4）が改正され、上記(2)と同様の改正が行われています。

(参考1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準（令和2年8月総務省、経済産業省告示第3号）

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準は、同条に基づく主務大臣の確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入が次のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

- 1 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。
- 2 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本

国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第2条第1項第1号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。

- 3 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省・経済産業省令第2号。以下「施行規則」という。）第2条第1号に規定する全国5Gシステムを導入する場合にあっては、当該全国5Gシステムに係る電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局（同項第1号に係るものに限る。）が、屋内等（第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）第1項第8号に規定する屋内等をいう。）以外の場所に設置されるものであること。
- 4 施行規則第2条第2号に規定するローカル5Gシステムを導入する場合にあっては、当該ローカル5Gシステムが、当該ローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組のために用いられるものであること。

**（参考2） 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省、経済産業省令第2号）**  
（特定高度情報通信技術活用システムの設備）

第2条 法第2条第1項第1号の主務省令で定める設備は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 省 略

二 法第2条第1項第1号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、特定基地局以外の無線局（電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。）であって特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものの無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「ローカル5Gシステム」という。）次のイ及びロに掲げる設備（ハからヘまでに掲げる設備がある場合にあっては、イ及びロに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ 特定基地局以外の基地局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。以下この号及び次条第2号において同じ。）の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（ローカル5Gシステムの制御信号の送受信のために用いられるものに限る。）をいう。次条第2号ハにおいて同じ。）の基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ホ 陸上移動局（電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する陸上移動局をいう。次条第2号ホにおいて同じ。）の無線設備及び当該無線設備と接続され、生産、販売その他の事業活動の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品

ヘ 鉄塔、電源設備その他の附属設備

(参考3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの（令和2年8月総務省、経済産業省告示第4号）

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第28条に規定する特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとする。

一 3.6GHzを超え4.1GHz以下又は4.5GHzを超え4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（次のいずれにも該当するものに限る。）

イ 令和6年3月31日以前に次に掲げる地域以外の地域内において事業の用に供する無線設備にあっては、16以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものであること。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯として指定された地域
- (4) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に

関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

- (5) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域
- (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (7) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (9) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (10) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

ロ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省・経済産業省令第2号。第3号において「施行規則」という。）第2条第1号に規定する全国5Gシステム（同号イに掲げる設備を製造する事業者と同号ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。）を構成するものであること。

ハ 主として第5世代移动通信アクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第13号に規定する第5世代移动通信アクセスサービスをいう。）の用

に供することを目的として設置された交換設備と一体として運用されるものであること。

二 27GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（前号口及びハに該当するものに限る。）

三 施行規則第2条第2号に規定するローカル5Gシステムの無線設備（陸上移動局の無線設備にあっては通信モジュールに限る。）

四 専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備

### 3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、法人が令和4年4月1日以後に事業の用に供する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が同日前に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備については、従前どおりとされています（改正法附則42、改正措規附則7）。令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても同様です（改正法附則58、66、改正措規附則15）。

(2) 上記2(4)の改正は、令和4年4月1日から施行され、改正告示の施行前に事業の用に供された無線設備、交換設備又は伝送路設備については、従前どおりとされています（令4.3総務・経産告4附則①②、令4.3総務・経産告5附則①②）。

## 七 法人税の額から控除される特別控除額の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています。

#### (1) 法人税の額から控除される特別控除額の特例

この措置は、法人が一の事業年度において租税特別措置法における税額控除制度のうち複数の制度の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする制度（同法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の措置を除きます。）による税額控除可能額の合計額が当期の調整前法人税額の90%相当額（同条第13項の措置の適用を受けようとする場合には、その調整前法人税額から同項の措置の適用を受けようとする金額を控除した金額の90%相当額）を超えるときは、その超える部分の金額は、当期の法人税額からは控除ができず、各税額控除制度の

繰越税額控除限度超過額として翌期以後に繰越控除ができるというものです（措法42の13①③）。

#### (2) 特定税額控除制度の不適用措置

この措置は、法人（中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等を除きます。以下同じです。）が、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（以下「対象年度」といいます。）において特定税額控除制度の適用を受けようとする場合において、その対象年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（その対象年度（設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限ります。以下「特定対象年度」といいます。）の所得の金額がその特定対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。）は、その特定対象年度においては、その特定税額控除制度を適用しないというもの

です（措法42の13⑤）。

① その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

② その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の30%相当額を超えること。

特定税額控除制度とは、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）のうち、一般試験研究費の額に係る税額控除制度（措法42の4①）及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度（措法42の4⑦）、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の法人税額の特別控除制度（措法42の11の2②）、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（措法42の12の6②）並びに事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度（措法42の12の7④～⑥）をいいます（措法42の13①一・三・九・十六・十七⑤）。

（注1） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人（受託法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（受託法人及びその法人が通算親法人である場合における③の法人を除きます。）をいいます（措法42の4⑱七、措令1の2③、27の4⑳）。

① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による

完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記イの法人を除きます。）

② 上記①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

③ 他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人に該当せず、又は受託法人に該当する場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記①及び②の法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注2） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が

15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑯八）。

(注3) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者等に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑯八の二）。

(注4) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑯九）。

(注5) 設立事業年度とは、法人の設立の日を含む事業年度をいいます。なお、次の法人にあっては、それぞれ次の事業年度とされています（措法42の12の5③一）。

- ① 法人税法第2条第4号に規定する外国法人……恒久的施設を有することとなった日を含む事業年度
- ② 公益法人等及び人格のない社団等……新たに収益事業を開始した日を含む事業年度
- ③ 収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等……その普通法人又は協同組合等に該当することとなった日を含む事業年度

(注6) 合併等事業年度とは、次の事業年度（設立事業年度を除きます。）をいいます（措法42の13⑥、措令27の13⑩）。

- ① 合併等に係る合併法人等又は分割法人等である場合におけるその合併等の日を含む事業年度
- ② 事業の譲渡等に係るその事業の移転をした法人又はその事業の譲受けをした法

人である場合におけるその譲渡等の日を含む事業年度

③ 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人又は承継法人である場合におけるその承継の日を含む事業年度

④ グループ通算制度の開始、グループ通算制度への加入及びグループ通算制度からの離脱の日を含む事業年度

(注7) 継続雇用者給与等支給額とは、その法人の継続雇用者（その対象年度及びその対象年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「前事業年度」といいます。）の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。）に対するその対象年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含みます。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除きます。以下「他の者からの受取額」といいます。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。以下同じです。）をいい（措法42の13⑤一イ）、継続雇用者比較給与等支給額とは、その法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額をいいます（措法42の13⑤一ロ）。

(注8) 国内設備投資額とは、その法人がその対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は現物分配による取得等を除きます。）をした国内資産（国内にあるその法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産をいいます。）でその対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいい（措法42の13⑤二イ）、当期償却費総額とは、その法人がその有する減価償却資産につきその対象年度においてその償却費



として損金経理をした金額（損金経理の方法又はその対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、損金経理額に含むものとされる金額を除きます。）の合計額をいいます（措法42の13⑤二口）。

### (3) グループ通算制度

通算法人が適用対象事業年度において研究開発税制のうち、一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受けようとする場合における上記(2)の措置の適用については、次のとおり通算グループを一体として計算することとされています（措法42の13⑦）。

(注) 適用対象事業年度とは、研究開発税制のうち、通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受けようとする事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度（合併による解散以外の解散の日を含む事業年度を除きます。）終了の日を終了する事業年度に限ります。）をいいます（措法42の4⑧二⑱）。

#### ① 対象法人

適用除外事業者に該当する通算法人で通算加入適用除外事業者に該当するものは、上記(2)の適用除外事業者に該当しないものとされ、通算親法人である農業協同組合等で中小農業協同組合等に該当しないものは、上記(2)の農業協同組合等に該当しないものとされています（措法42の13⑦一）。

#### ② 対象年度

通算子法人の対象年度は、その通算子法人に係る通算親法人の対象年度終了の日を終了するその通算子法人の事業年度とされています（措法42の13⑦二）。

#### ③ 適用要件のうち継続雇用者給与等支給額に係る要件

適用要件のうち継続雇用者給与等支給額に

係る要件（上記(2)①）は、その通算法人及びその通算法人の対象年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下「他の通算法人」といいます。）の継続雇用者給与等支給額の合計額がその通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えることとされています（措法42の13⑦三）。

#### ④ 適用要件のうち国内設備投資額に係る要件

適用要件のうち国内設備投資額に係る要件（上記(2)②）は、その通算法人及び他の通算法人の国内設備投資額の合計額がその通算法人及び他の通算法人の当期償却費総額の合計額の30%相当額を超えることとされています（措法42の13⑦四）。

#### ⑤ 適用除外

適用除外となる「特定対象年度の所得の金額がその特定対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場合」は、その通算法人の対象年度（合併等事業年度に該当しない事業年度に限ります。以下「特定対象年度」といいます。）及びその特定対象年度終了の日を終了する他の通算法人の対象年度（以下「他の対象年度」といいます。）の所得の金額の合計額がその特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合とされています（措法42の13⑦五）。

(注) 合併等事業年度とは、次の事業年度をいいます（措法42の13⑦五）。

イ 対象法人である通算法人又は他の通算法人のいずれかが、合併又は分割等に係る合併法人、分割承継法人等又は分割法人等である場合（その分割等に係る分割承継法人等又は分割法人等がその通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除きます。）におけるその合併又は分割等の日を含むその通算法人の事業年度

ロ 対象法人である通算法人又は他の通算

法人のいずれかが、事業の譲渡等に係るその事業の移転をした法人又はその事業の譲受けをした法人である場合（その事業の移転をした法人又はその事業の譲受けをした法人がその通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除きます。）におけるその譲渡等の日を含むその通算法人の事業年度

ハ 対象法人である通算法人又は他の通算法人のいずれかが、特別の法律に基づく承継に係る被承継法人又は承継法人である場合（その承継に係る承継法人又は被承継法人がその通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除きます。）におけるその承継の日を含むその通算法人の事業年度

ニ 他の法人がその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有する又は有しないこととなった場合（当該他の法人の設立の日にその通算完全支配関係を有することとなった場合を除きます。）におけるその有する又は有しないこととなった日を含むその通算法人の事業年度

## 2 改正の内容

特定税額控除制度の不適用措置（上記1(2))について、次の見直しが行われました。

(1) 継続雇用者給与等支給額に係る要件の見直し  
特定税額控除制度の不適用措置における上記1(2)①の継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次のとおり見直されました。

### ① 見直しの対象となる場合

見直しの対象となる場合は、次のいずれにも該当する場合です（措法42の13⑤一イ）。

イ 当該事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する

従業員の数が1,000人以上である場合

ロ 次のいずれかに該当する場合

(イ) 当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、当該事業年度の前事業年度の所得の金額が0を超える場合として政令で定める場合（下記②参照）

(ロ) 当該事業年度が設立事業年度又は合併等事業年度に該当する場合

(注1) 設立事業年度とは、上記1(2)(注5)の設立事業年度をいい、合併等事業年度とは、上記1(2)(注6)の合併等事業年度をいいます。

(注2) 当該事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合には本不適用措置の対象外とされていますが、合併等事業年度については、事業再編による事業の最適化が図られるであろう事業年度であり所得の金額の増減を計るまでもないこと、そうした事業再編が行われる事業年度においては政策的観点からむしろ継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件に該当するかどうかによって判定すべきであると考えられること等から、所得の金額の減少によっては本不適用措置の対象外とならない（継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件を満たさなければ本不適用措置の対象となる）こととされており、これと同様に、合併等事業年度については、このロの場合に該当することとされているものです。

(注3) 設立事業年度については、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が0となるので、後述のとおり、見直し後の継続雇用者給与等支給額に係る要件に該当することとなります。

② 前事業年度の所得の金額が0を超える場合として政令で定める場合

上記①ロイの前事業年度の所得の金額が0を超える場合として政令で定める場合とは、前事業年度の基準所得等金額の合計額が0を超える場合とされています（措令27の13③）。

前事業年度の基準所得等金額は、当該事業年度開始の日から起算して1年前の日を含む前事業年度にあっては、前事業年度の基準所得等金額を前事業年度の月数で除し、これに当該1年前の日から前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額となります（措令27の13⑥二）。

（注1） 基準所得等金額とは、租税特別措置法施行令第27条の13第13項第1号に規定する基準所得等金額をいいます。すなわち、本不適用措置の対象外となる「当該事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合」の判定における基準所得等金額と同様です。

（注2） 当該事業年度が1年に満たない場合には、上記の「1年」は、「当該事業年度の期間」となります（措令27の13⑥一）。

③ 見直しの内容

上記①の「見直しの対象となる場合」に該当する場合には、上記1(2)①の継続雇用者給与等支給額に係る要件は、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります（措法42の13⑤一イ）。

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度……その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が0.5%以上であること。

ロ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度……その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のそ

の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%以上であること。

なお、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が0である場合には、この見直し後の継続雇用者給与等支給額に係る要件に該当することとされています（措令27の13⑦）。

また、上記①の「見直しの対象となる場合」に該当しない場合には、改正前と同様、「継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること」との要件となります（措法42の13⑤一口）。

（注） 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の改正に伴い、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の定義を租税特別措置法第42条の12の5から引用することとされましたが、内容は改正前と同様です。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の13、令和2年改正前措令27の13）。連結納税制度については、本措置は連結グループ全体で適用要件を判定しており、この改正は下記3で述べるとおり令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされていることから、連結納税制度において改正後の本措置を適用すべき場面がないため、改正されていません。

(2) グループ通算制度

通算グループを一体として税額控除限度額等を計算する特定税額控除制度（研究開発税制のうち、一般試験研究費の額に係る税額控除制度又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度）の適用可否の判定における上記1(3)③の継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次のとおり見直されました。

① 見直しの対象となる場合

見直しの対象となる場合は、次のいずれに

も該当する場合です（措法42の13⑦三・四）。

イ その通算法人又はその通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下「他の通算法人」といいます。）のいずれかが、当該事業年度終了の時に、資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合

ロ 次のいずれかに該当する場合

(イ) その通算法人の当該事業年度が合併等事業年度に該当しない場合であって、当該事業年度の前事業年度及び当該事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度（以下「他の対象年度」といいます。）の前事業年度（以下「他の前事業年度」といいます。）の所得の金額の合計額が0を超える場合として政令で定める場合（下記②参照）

(ロ) その通算法人の当該事業年度が合併等事業年度に該当する場合

(注1) 合併等事業年度とは、上記1(3)⑤(注)の合併等事業年度をいいます。

(注2) その通算法人の当該事業年度及び他の対象年度の所得の金額の合計額がその通算法人の当該事業年度の前事業年度及び他の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合には本不適用措置の対象外とされていますが、合併等事業年度については本不適用措置の対象外とならない（継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件を満たさなければ本不適用措置の対象となる）こととされており、これと同様に、合併等事業年度については、このロの場合に該当することとされているものです。

② 当該事業年度の前事業年度及び他の前事業年度の所得の金額の合計額が0を超える場合

として政令で定める場合

上記①ロ(イ)の当該事業年度の前事業年度及び他の前事業年度の所得の金額の合計額が0を超える場合として政令で定める場合とは、次の金額の合計額が0を超える場合とされています（措令27の13⑩）。

イ その通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額

(注1) 前事業年度とは、基準事業年度開始の日の1年前の日から基準事業年度開始の日の前日までの期間（その通算親法人の最初通算事業年度開始の日以後の期間に限り、以下「対象期間」といいます。）内に終了したその通算法人の各事業年度をいいます。ただし、最初通算事業年度開始の前日に終了したものを除きます（措令27の13⑩一イ）。

(注2) 基準事業年度とは、その通算法人の当該事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度をいい（措令27の13⑩一イ）、最初通算事業年度とは、通算親法人にあっては通算承認の効力が生ずる日を含む事業年度をいい（措令27の13⑬四イ）、通算子法人にあっては通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった日を含む事業年度をいいます（措令27の13⑬四ロ）。

(注3) 基準事業年度が1年に満たない場合には、上記(注1)の「1年」は、「基準事業年度の期間」となります（措令27の13⑩一イ）。

(注4) 基準通算所得等金額とは、租税特別措置法施行令第27条の13第13項第3号に規定する基準通算所得等金額をいいます。すなわち、本不適用措置の対象外となる「その通算法人の当該事業年度及び他の対象年度の所得の金額の合計額がその通算法人の当該事業年度の前事業年度及び他の前事業年度の所得

の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合」の判定における基準通算所得等金額と同様です。

(注5) 対象期間開始の日を含む前事業年度にあっては、前事業年度の基準通算所得等金額を前事業年度の月数で除し、これにその対象期間開始の日から前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額が前事業年度の基準通算所得等金額となります（措令27の13⑩二イ）。

ロ 他の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額

(注) 対象期間開始の日を含む他の前事業年度にあっては、他の前事業年度の基準通算所得等金額を他の前事業年度の月数で除し、これにその対象期間開始の日から他の前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額が他の前事業年度の基準通算所得等金額となります（措令27の13⑩二ロ）。

### ③ 見直しの内容

上記①の「見直しの対象となる場合」に該当する場合には、上記1(3)③の継続雇用者給与等支給額に係る要件は、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとなります（措法42の13⑦五）。

イ その通算法人の当該事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度である場合……その通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額からその通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額

のその合計額に対する割合が0.5%以上であること。

ロ その通算法人の当該事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度である場合……その通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額からその通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額のその合計額に対する割合が1%以上であること。

なお、その通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額並びにその通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額が0である場合には、この見直し後の継続雇用者給与等支給額に係る要件に該当することとされています（措令27の13⑮）。

また、上記①の「見直しの対象となる場合」に該当しない場合には、上記1(3)③の継続雇用者給与等支給額に係る要件は、上記1(3)③から変更ありません。

## 3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則55）。
- (2) 上記2(2)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39）。

## 八 その他の税額控除制度

### 1 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度

税額控除限度額の計算上控除される「道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額」について、控除対象通算適用前欠損調整額等（措令27の12の2①三～八）を控除できない金額に、次の金額が追加されました（措令27の12の2①）。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合等の加算措置による加算額（措法42の4⑧六ロ・七）

(注) 当該事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において中小企業者等税額控除限度額に係る当初申告税額控除可能分配額がある場合に限ります。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合等の加算措置による加算額（措法42の4⑩において準用する措法42の4⑧六ロ・七）

(注) 租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限ります。

### 2 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額

通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例の対象に、適用期限の延長によりグループ通算制度の施行日である令和4年4月1日以後に適用のあることとなる次の税額控除規定が追加されました（措法42の14①）。

- (1) 租税特別措置法第42条の9第1項の規定（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）
- (2) 租税特別措置法第42条の10第2項の規定（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）
- (3) 租税特別措置法第42条の11第2項の規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）
- (4) 租税特別措置法第42条の12の6第2項の規定（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）

### 3 適用期限の延長

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法42の10①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法42の10①、68の14①）。

## 第二 特別償却関係

### 一 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度（創設）

#### 1 制度創設の経緯及び趣旨

気候変動、生物多様性の低下等、食料システム

を取り巻く環境が変化しており、農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、農林水産物・食

品の流通・消費が課題となっています。「成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)」においては、「『みどりの食料システム戦略』による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021年度中に検討し、所要の措置を講じる」こととされています。

これを踏まえ、関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立するための「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案」が第208回国会に提出され、令和4年4月22日に可決・成立し、同年5月2日に公布されました。この環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」といいます。）では、環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組を促進するための環境負荷低減事業活動実施計画の認定制度や、新技術の提供等を行う事業者の取組を促進するための基盤確立事業実施計画の認定制度が設けられています。税制においては、同法の認定を受けたこれらの計画に従って行う一定の設備投資に対する特別償却制度が創設されました。

## 2 制度の概要

この制度は、次の2つの措置で構成されています。

### (1) 環境負荷低減事業活動用資産に係る措置

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について同法の認定を受けた農林漁業者等であるものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定に係る認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著し

く資する一定のものの取得等をして、その法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44の4①）。

### (2) 基盤確立事業用資産に係る措置

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法の基盤確立事業実施計画について同法の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定に係る認定基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものの取得等をして、その法人の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができるというものです（措法44の4②）。

## 3 制度の内容

### (1) 環境負荷低減事業活動用資産に係る措置

#### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で次の者であるものとされています（措法44の4①）。

イ みどりの食料システム法第19条第1項又は第21条第1項の認定（以下(1)において「認定」といいます。）を受けた農林漁業者  
すなわち、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動実施計画」といいます。）又は特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」といいます。）についてみどりの食料システム法により都道府県知事の認定を受けた農林漁業者です。

- (注1) 農林漁業者とは、みどりの食料システム法第2条第3項に規定する農林漁業者をいい、具体的には、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」といいます。）となっている法人を含みます。）をいいます（措法44の4①、みどりの食料システム法2③）。
- (注2) 環境負荷低減事業活動とは、農林漁業者が行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、環境負荷（農林漁業に由来する環境への負荷をいいます。以下同じです。）の低減を図るために行う次の事業活動をいいます（みどりの食料システム法2④）。
- (イ) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
- (ロ) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、環境負荷の低減に資する一定の事業活動
- (注3) 特定環境負荷低減事業活動とは、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高める一定の環境負荷低減事業活動をいいます（みどりの食料システム法15②三）。
- (注4) 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。
- ロ 上記イの農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等
- (注1) みどりの食料システム法第19条第1項においては、環境負荷低減事業活動を行うとする農林漁業者は、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、その環境負荷低減事業活動を行うとする市町村の区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとされています。
- (注2) みどりの食料システム法第21条第1項においては、特定環境負荷低減事業活動を行うとする農林漁業者は、単独で又は共同して、特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、その特定環境負荷低減事業活動を行うとする市町村の区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとされています。
- (注3) 認定（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に従って（特定）環境負荷低減事業活動を実施する者には、（特定）環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材若しくは機械類等の提供に関する措置又は（特定）環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工若しくはその農林水産物及びその食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置を実施する者が含まれますが、その者は本措置の対象外とされています。なお、（特定）環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材又は機械類等の提供に関する措置を実施する者は、下記(2)の基盤確立事業用資産に係る措置の対象となり得ます。
- (注4) 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。
- ② 適用期間  
適用期間は、みどりの食料システム法の施行の日（令和4年7月1日）から令和6年3月31日までの期間とされています（措法44の4①）。
- ③ 適用対象資産  
適用対象となる資産は、環境負荷低減事業活動用資産とされています（措法44の4①）。  
環境負荷低減事業活動用資産は、その認定



に係る次の機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著しく資する一定のもので、一定の規模のものとされています（措法44の4①）。

イ 認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された環境負荷低減事業活動の用に供する設備等を構成する機械その他の減価償却資産（措法44の4①一）

（注1） 認定環境負荷低減事業活動実施計画とは、認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画（みどりの食料システム法第20条第1項の規定による変更の認定又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）をいいます。

（注2） 設備等とは、施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律第2条第2項に規定するプログラムをいいます（みどりの食料システム法19④）。

（注3） 環境負荷低減事業活動実施計画には、環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入を行う場合におけるその設備等の導入の内容等を記載することができることとされています（みどりの食料システム法19④）。

（注4） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

ロ 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等を構成する機械その他の減価償却資産（措法44の4①二）

（注1） 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画（みどりの食料システム法第22条第1項の規定による変更の認定又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）をいいます。

（注2） 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、特定環境負荷低減事業活動の用

に供する設備等の導入を行う場合におけるその設備等の導入の内容等を記載することができることとされています（みどりの食料システム法21④一）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

環境負荷の低減に著しく資する一定のものは、機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとされています（措令28の7①）。

（注1） 農林水産大臣が定める基準としては、次の基準が、今後、告示によって定められる予定です。

イ 次のいずれかに該当する設備等であること。

(イ) 慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等（異なる営農条件で有効性の確認が行われたものに限り、）

(ロ) 環境負荷低減事業活動（環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる生産方式による事業活動に限り、）の安定に不可欠な設備等  
ロ 機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

(イ) 認定基盤確立事業実施計画（後述）に従って行われる基盤確立事業（後述）により生産されたものであること。

(ロ) 一定期間内に販売されたモデルであり、上記(イ)の認定基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル（ベンチャー企業等が初めて事業化したモデルを含みます。）のものであること。

また、一定の規模のものは、一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価

額の合計額が100万円以上のものとされています（措令28の7②）。

（注2） 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令28の7②）。

④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動とされています（措法44の4①）。

⑤ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、環境負荷低減事業活動用資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これをその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法44の4①）。

（注1） 「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除くこととされています（措法44の4①）。

（注2） 所有権移転外リース取引とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます（措法42の6⑤、措令27の6⑧）。

⑥ 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の環境負荷低減事業活動用資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法44の4①）。

- イ 建物及びその附属設備並びに構築物……その取得価額の16%相当額
- ロ イ以外の環境負荷低減事業活動用資産……その取得価額の32%相当額

(2) 基盤確立事業用資産に係る措置

① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出

する法人でみどりの食料システム法第39条第1項の認定（以下(2)において「認定」といいます。）を受けたものとされています（措法44の4②）。

すなわち、基盤確立事業の実施に関する計画（以下「基盤確立事業実施計画」といいます。）についてみどりの食料システム法により主務大臣の認定を受けた青色申告法人です。（注1） 基盤確立事業とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次の事業をいいます（みどりの食料システム法2⑤）。

- イ 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業
- ロ 新品種の育成に関する事業
- ハ 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業
- ニ 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業
- ホ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業
- ヘ 上記ホの農林水産物の流通の合理化に関する事業

ただし、下記④のとおり、本措置の対象となる基盤確立事業は、上記ハの事業に限られます。

（注2） みどりの食料システム法第39条第1項においては、基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、基盤確立事業実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとされています。

（注3） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

② 適用期間

適用期間は、みどりの食料システム法の施行の日（令和4年7月1日）から令和6年3月31日までの期間とされています（措法44の4②）。

### ③ 適用対象資産

適用対象となる資産は、基盤確立事業用資産とされています（措法44の4②）。

基盤確立事業用資産は、その認定に係る認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものとされています（措法44の4②）。

（注1） 認定基盤確立事業実施計画とは、認定に係る基盤確立事業実施計画（みどりの食料システム法第40条第1項の規定による変更の認定又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）をいいます。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものは、機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとされています（措令28の7③）。

（注3） 農林水産大臣が定める基準としては、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材（普及割合が一定割合以下のものに限ります。）を製造する専門の設備等であることが、今後、告示によって定められる予定です。

### ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、基盤確立事業のうち、環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業とされています（措法44の4②）。

### ⑤ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、基盤確立事業用資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これをその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法44の4②）。

（注） 「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除くこととされています（措法44の4②）。

### ⑥ 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の基盤確立事業用資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法44の4②）。

- イ 建物及びその附属設備並びに構築物……その取得価額の16%相当額
- ロ イ以外の基盤確立事業用資産……その取得価額の32%相当額

### (3) 申告要件

この制度は、確定申告書等に環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しないこととされています（措法44の4③、43②）。

（注） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

(4) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法52の2）。

（注）特別償却不足額には、合併等特別償却不足額を含むこととされています。

(5) 準備金方式による特別償却（特別償却準備金）制度

他の特別償却制度と同様に、特別償却の方法として、特別償却の適用を受けることに代えて、準備金方式による特別償却制度の適用（特別償却準備金の積立て）ができることとともに、特別償却準備金積立不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法52の3）。

（注）特別償却準備金積立不足額には、合併等特別償却準備金積立不足額を含むこととされています。

(6) 他の特別償却制度等との重複適用の排除

法人の有する減価償却資産が上記(1)⑤又は(2)⑤の事業年度において租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等及び震災税法の規定による特別償却又は税額控除制度等のうち、2以上の制度の適用を受けることができるものである場合には、その減価償却資産については、これらの特別償却又は税額控除制度等のうちいずれか一の制度のみを適用することとされています（措法53、61の3④、64⑦、64の2⑭、65⑫、65の7⑦、65の8⑯、67の4⑫、67の5①、震災税法18の7、19⑥、20⑮、措令32、震災税特令18の6）。

すなわち、他の特別償却又は税額控除制度等と同様に、租税特別措置法の規定によるこの制度以外の特別償却若しくは税額控除制度等又は震災税法の規定による特別償却若しくは税額控除制度等の適用を受ける環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業用資産に該当する減価償却資産については、この制度の適用対象資

産から除くこととされています。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)から(6)までと同様の措置が講じられています（令和2年改正前措法44の4、68の25等、令和2年改正前措令28の7等）。

（参考）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

（定義）

第2条 省略

2 省略

3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

4 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う農林漁業を含む。第19条第5項第2号及び第21条第5項第2号において同じ。）の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷（以下この条、第3章及び第4章において「環境負荷」という。）の低減を図るために行う次に掲げる事業活動をいう。

一 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

二 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第10条において同じ。）の量の削減に資する事業活動

三 前2号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令

で定める事業活動

5 この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業をいう。

一 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業

二 新品種の育成に関する事業

三 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業

四 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業

五 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業

六 前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業

（基本方針）

第15条 省 略

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 省 略

三 特定環境負荷低減事業活動（集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動をいう。以下同じ。）の促進を図る区域（以下「特定区域」という。）の設定に関する基本的な事項

四～六 省 略

3～6 省 略

（環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

第19条 同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当

該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、農林漁業者が共同して環境負荷低減事業活動実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2・3 省 略

4 環境負荷低減事業活動実施計画には、第2項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、環境負荷低減事業活動（同項に規定する措置を含む。以下同じ。）の用に供する設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第2項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の導入を行う場合における次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

二 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

ロ その他農林水産省令で定める事項

5～8 省 略

（環境負荷低減事業活動実施計画の変更等）

第20条 前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微

な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 3・4 省 略

（特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

第21条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあつては、その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合には、第19条第1項後段の規定を準用する。

### 2・3 省 略

4 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、第2項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 特定環境負荷低減事業活動（前項に規定する措置を含む。以下この節において同じ。）の用に供する設備等の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(2) その他農林水産省令で定める事項

### 二 省 略

### 5～19 省 略

（特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更等）

第22条 前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る特定環境負荷低減事

業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 3・4 省 略

（基盤確立事業実施計画の認定）

第39条 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、基盤確立事業の実施に関する計画（以下「基盤確立事業実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。この場合において、基盤確立事業を行おうとする者が共同して基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする主務大臣に提出しなければならない。

### 2 省 略

3 基盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 基盤確立事業の用に供する設備等の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(2) その他主務省令で定める事項

### 二 省 略

### 4～9 省 略

（基盤確立事業実施計画の変更等）

第40条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定基盤確立事業者」という。）は、当該認定に係る基盤確立事業実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定基盤確立事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、

遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### 3・4 省略

## 4 適用関係

上記3の制度は、みどりの食料システム法の施行の日（令和4年7月1日）から施行されています（改正法附則1九）。

## 二 特定地域における工業用機械等の特別償却制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（措法45）。

#### (1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却

この措置は、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、沖縄振興特別措置法に規定する次の表の特定地域内において同表の特定事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又

は増設をする場合において、その新設又は増設に係る同表の工業用機械等の取得又は製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、その特定事業の用に供した日を含む事業年度において、その工業用機械等の取得価額に同表の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができるというものです（措法45①）。

対象となる特定地域、特定事業、工業用機械等及び特別償却割合は、次のとおりです。

	特定地域	特定事業	工業用機械等	特別償却割合
①	産業高度化・事業革新促進地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備	34%（建物及びその附属設備については、20%）
②	国際物流拠点産業集積地域	製造業その他一定の事業	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）
③	経済金融活性化特別地区	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）
④	沖縄の離島の地域	旅館業のうち一定の事業	旅館業用建物及びその附属設備	8%

(注1) 一定の期間は、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置（上記の表の①）又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置（上記の表の②）についてはそれぞれ沖縄県知事から主務大臣への産業高度化・事業革新促進計画又は国際物流拠点産業集積計画の提出のあった日から令和4年3月31日までの期間と、経済金融活性化特別地区に係る措置（上記の表の③）については経済金融活性化計画の認定の日から令和4年3月31日までの期間と、沖縄の離島の地域に係る措置（上記の表の④）については沖縄振興特別措置法の規定による指定の日等から令和4年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内に特定地域に該当しないこととなった場合等には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45①、措令28の9①）。

(注2) 一定の規模の設備は、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置については一の生産等設備でこれを構成する有形減価

償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（国際物流拠点産業集積地域に係る措置については、機械及び装置）で一生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものと、沖縄の離島の地域に係る措置については一生産等設備でこれを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものとされています（措法45①、措令28の9②）。

(注3) 工業用機械等の取得価額は、一生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置にあっては20億円を超える場合には20億円を、沖縄の離島の地域に係る措置にあっては10億円を超える場合には10億円を、それぞれ上限とすることとされています（措法45①）。

(注4) 特定事業は、具体的には、次の措置の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法45①、措令28の9③⑥⑧、措規20の16③、認定経済金融活性化計画）。

- ① 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及び計量証明業
- ② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置……製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業
- ③ 経済金融活性化特別地区に係る措置……金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業
- ④ 沖縄の離島の地域に係る措置……旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除きます。）

(注5) 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置については、沖縄振興特別措置法第35条の3第5項に規定する認定事業者が特定事業の用に供した場合に限り適用を受けることができることとされています（措法45①）。

(注6) 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置の対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています（措法45①）。

## (2) 特定地域において産業振興機械等を取得した場合の割増償却

この措置は、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、次の表の特定地域内において同表の指定事業の用に供する同表の設備の取得等をする場合において、その取得等をしたその設備をその特定地域内においてその法人の指定事業の用に供したときは、その指定事業の用に

供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その設備に係る産業振興機械等について、その普通償却限度額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、48%）相当額の割増償却ができるというものです（措法45②）。

対象となる特定地域、指定事業及び設備は、次のとおりです。

	特定地域	指定事業	設備
①	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域及びこれに準ずる地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
②	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る認定半島産業振興促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
③	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る産業投資促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの



④	奄美群島振興開発特別措置法の奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区	製造業等のうち、その特定地域に係る認定奄美産業振興促進計画に記載された事業	特定地域内において営む指定事業の用に供される設備で一定の規模のもの
---	---	---------------------------------------	-----------------------------------

(注1) 一定の期間は、過疎地域等に係る措置（上記の表の①）については令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間と、半島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の②）、離島振興対策実施地域に係る措置（上記の表の③）及び奄美群島に係る措置（上記の表の④）については平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間とされています。なお、その期間内に特定地域に該当しないこととなった等の場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日まで等の期間とされています（措法45②、措令28の9⑨）。

(注2) 一定の規模の設備は、次のとおりとされています（措法45②、措令1の2③、28の9⑮⑰⑲⑳）。

① 過疎地域等に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

(イ) 資本金の額等が5,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

(ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

(ハ) 資本金の額等が1億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

② 半島振興対策実施地域に係る措置については、次の事業の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています。

イ 製造業又は旅館業……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の設備とされています。

(イ) 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

(ロ) (イ)又は(ハ)の法人以外の法人……1,000万円

(ハ) 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等……一の設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合のその一の設備とされています。

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑱八）。

(注4) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4⑱八の二）。

(注5) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては、増築、改築、修繕又は模様替といった改修のための工事による取得又は建設を含むこととされています（措法45②）。また、中小規模法人以外の法人については新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合に限り適用できることとされています（措法45②）。

(注6) 中小規模法人とは、次のいずれかの法人に該当する法人をいい、適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人及び受託法人を除きます。また、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金

の額等が5,000万円を超える法人又は受託法人に該当する場合における通算法人も中小規模法人に該当しないこととされています（措法45②、措令1の2③、28の9⑩）。

① 資本金の額等が5,000万円以下の法人

② 資本又は出資を有しない法人

（注7）産業振興機械等とは、上記（注2）の一定の規模の設備を構成するもののうち、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法45②）。

## 2 沖縄の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却の改正の背景 及び趣旨

本年5月15日、沖縄が本土に復帰してから50年を迎え、沖縄の振興については、これまで様々な振興策を講じてきた結果、着実に成果を上げてきました。しかしながら、いまだ低い1人当たり県民所得や、深刻な子供の貧困など、依然として様々な課題を抱えています。

改正前の沖縄振興特別措置法の有効期限は令和4年3月31日とされており、この有効期限の到来後の沖縄振興策について令和3年8月に「新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）」（以下「検討の基本方向」といいます。）が内閣府において取りまとめられました。この検討の基本方向においては、これまでの沖縄振興策により県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど一定の成果が見られたとする一方で、1人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を上回る水準にあるなど、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要があるとされました。また、法的措置の枠組みとしては、諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定の整備をするとされました。さらに、検討の基本方向においては、観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域・特別地区、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特別地区の各制度について、それぞれ見直すなどの措置を講ずることとされました。

これらの沖縄の状況を踏まえ、沖縄の一層の振

興を図っていくため、沖縄振興特別措置法等の有効期限の延長、特区・地域制度をより効率的かつ計画的なものとする等の措置を講ずるための「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」が、第208回国会に提出されました。「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」においては、沖縄振興特別措置法について、同法の有効期限を10年間延長し、令和14年3月31日までとするとともに、更なる産業振興のため、特区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等の沖縄県知事による認定制度を導入することとし、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設けることとされました。

「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」は、令和4年3月31日に参議院において可決・成立し、同日に法律第7号として公布されました。この改正法による改正後の沖縄振興特別措置法の規定に基づき新たな基本方針（「沖縄振興基本方針」）が令和4年5月10日に内閣総理大臣により定められました。また、新たな沖縄振興計画（「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」）が令和4年5月15日に沖縄県知事により定められ、同日に内閣総理大臣に提出されました。

この沖縄振興特別措置法の改正等を踏まえ、令和4年度税制改正においては、租税特別措置法が改正され、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（上記1(1)）について、その対象者を改正後の沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事の認定を受けた事業者とする制度とし、対象事業等を見直すなどの改正が行われました。

## 3 改正の内容

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却における各地域・特区に係る措

置について、それぞれ次の改正が行われました。

(1) **産業イノベーション促進地域（改正前：産業高度化・事業革新促進地域）に係る措置**

産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、沖縄振興特別措置法の改正により計画の名称及び地域の名称が「産業イノベーション促進計画」及び「産業イノベーション促進地域」とされたことに伴い「産業イノベーション促進地域に係る措置」とされ、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象事業及び対象減価償却資産の追加等が行われました。

① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法45①表一）。

沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者とは、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第35条の3第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置がその区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

(注1) 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいいます。）を促進するための計画（産業イノベーション促進計画）を定

めることができることとされています（沖振法35①）。

また、沖縄振興特別措置法第35条第4項において、沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した産業イノベーション促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出産業イノベーション促進計画」ということとされています（沖振法35の2①）。

(注2) 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（産業高度化・事業革新措置）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（産業高度化・事業革新措置実施計画）を作成し、その産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法35の3①）。

また、沖縄振興特別措置法第35条の3第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとするものとされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」ということとさ

れています（沖振法35の3⑧）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）  
をご参照ください。

改正前の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人のうち、産業高度化・事業革新措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けた法人とされてきました（旧措法45①）。改正後の適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第36条に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、産業高度化・事業革新措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が産業イノベーション促進地域の区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

（注4） 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・経産告2）。

イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次の(イ)に該当し、かつ、次の(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ) その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ロ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上で

あること。

(ハ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又はニの場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の事業を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれにも該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置（以下「対象措置」といいます。）を実施

する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注5) 上記(注4)における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者(労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。)を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額 - 基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当

り給与額

※1 平均1人当たり給与額 = 事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額 ÷ その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度(以下「確認申請事業年度」といいます。)に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似付加価値額 = 基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額 ÷ 基準事業年度終了の日においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数 × 措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数 × 付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率 = 沖縄県が直前に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得 ÷ 特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都

道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

※ 給与額補正率＝沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注6） 関係法令については、下記の（参考3）をご参照ください。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第35条第4項の規定により沖縄県知事が産業イノベーション促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法45①、措令28の9①一）。

なお、産業イノベーション促進計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第35条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域に係る適用期間の初日とすることとされています（措令28の9①一）。

また、産業イノベーション促進計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第35条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています

ます（措令28の9①一）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とされています（措法45①表一）。

## ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、電気業及びガス供給業とされています（措法45①表一、措令28の9④）。

（注1） 電気業とは、沖縄振興特別措置法施行令第4条第8号に掲げる電気業をいい、具体的には、電気業のうち沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与する一定の施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において設置して行うものをいいます。なお、沖縄振興特別措置法施行令の改正により、施設又は設備を設置する場所が、「産業高度化・事業革新促進地域の区域」から「提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域」とされています。

（注2） ガス供給業とは、沖縄振興特別措置法施行令第4条第9号に掲げるガス供給業をいい、具体的には、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において液化ガス貯蔵設備に液化天然ガスを貯蔵し、その液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給する事業をいいます。

（注3） 液化ガス貯蔵設備とは、ガス事業法第2条第4項第2号イに規定する液化ガス

貯蔵設備でガスを供給する事業を営む者から道路運送車両による移動の方法によりガスを受け入れるものをいいます。ただし、ガス製造事業の用に供されるものは除きます。

(注4) 関係法令については、下記の(参考2)をご参照ください。

なお、適用対象事業について、ガス供給業を適用対象事業に追加し、計量証明業を適用対象事業から除外する見直しが行われました(措令28の9④)。

#### ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています(措法45①)。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、次のいずれかの規模のものとされています(措令28の9②一)。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(注1) 生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます(措令28の9②一イ)。

(注2) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限りこととされています(措令28の9②一イ)。

(注3) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます(措令28の9②一イ)。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています(措法45①)。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その

法人の認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載されたものとされています(措令28の9③一)。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、次のものとされています(措法45①表一、措令28の9⑤、措規20の4③、20の16①～④)。なお、対象減価償却資産については、新たに構築物が追加されるなどの改正が行われています。

イ 機械及び装置。ただし、ガス供給業の用に供されるものについては、液化ガス貯蔵設備並びにこれと一体となって設置される機械及び装置に限ることとされています。

ロ 次の事業の区分に応じそれぞれ次の器具及び備品

(イ) 製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業……次の器具及び備品

A 専ら開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6の上欄に掲げる器具及び備品

(注) 開発研究とは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます。

B 器具及び備品のうち次のもの

(A) 電子計算機

計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限ります。)のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除きます。)が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限りこととされています。なお、これと同時に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、デジタルタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限ります。)、

補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含みます。）又は電源装置を含みます。

(B) デジタル交換設備

専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいいます。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限ることとされています。なお、これと同時に設置する専用の制御装置（そのデジタル信号を交換するための機能を制御するものに限ります。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含みます。

(C) デジタルボタン電話設備

(B)の専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及びその専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限ることとされています。なお、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含みます。

(D) ICカード利用設備

ICカードとの間における情報の交換並びにその情報の蓄積及び加工を行うものをいいます。なお、これと同時に設置する専用のICカードリーダーライター、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含みます。

(ロ) 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業……上記(イ)Bの器具及び備品  
なお、ガス供給業については、対象と

なる器具及び備品はありません。

ハ 工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除きます。）並びに次の事業の区分に応じそれぞれ次の建物及びその附属設備

(イ) 道路貨物運送業……車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ロ) 倉庫業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ハ) 卸売業……作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

(ニ) デザイン業……事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

(ホ) 自然科学研究所に属する事業……研究所用の建物及びその附属設備

ニ 製造業又はガス供給業の用に供される構築物のうち、液化ガス貯蔵設備に該当するガス貯槽及び液化天然ガスを利用するためにそのガス貯槽と一体として設置される送配管

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、国際物流拠点産業集積地域に係る措置又は経済金融活性化特別地区に係る措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法45①）。

⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法45①）。

（注1）「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得



した工業用機械等を適用対象事業の用に供した場合が除かれています（措法45①）。

(注2) 所有権移転外リース取引とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます（措法42の6⑤、措令27の6⑧）。

#### ⑧ 特別償却限度額

特別償却限度額は、工業用機械等の取得価額の34%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額とされています（措法45①表一）。

また、改正前と同様に、特別償却の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法45①）。

### (2) 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象区域の見直し等が行われました。

#### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法45①表二）。

沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者とは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第42条の2第4項の認定を受けた事業者で、その事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置がその区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

(注1) 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（国際物流拠点産業集積計画）を定めることができることとされています（沖振法41①）。

また、沖縄振興特別措置法第41条第4項において、沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出国際物流拠点産業集積計画」ということとされています（沖振法42①）。

(注2) 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（国際物流拠点産業集積措置）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（国際物流拠点産業集積措置実施計画）を作成し、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法42の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第42条の2第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする事とされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」ということと

されています（沖振法42の2⑧）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）

をご参照ください。

改正前の国際物流拠点産業集積地域に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされていました（旧措法45①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受ける必要があります。また、適用対象法人は、「沖縄振興特別措置法第50条第1項に規定する認定事業者」に該当する法人とされていますので、国際物流拠点産業集積措置実施計画について沖縄県知事の認定を受けることに加えて、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が国際物流拠点産業集積地域の区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

（注4） 主務大臣が定める基準は、次のとおりとされています（令4.5内閣・経産告3）。

イ 措置開始事業年度開始の日から措置終了事業年度終了の日までの期間（以下「措置期間」といいます。）が2年以上5年以下であること。

ロ 次の(イ)に該当し、かつ、次の(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ) その事業所の事業に係る付加価値額増加率が、1.5%に措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

(ロ) 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準事業年度終了の日においてその事業所に雇用されている常用労働者（以下「基準常用労働者」といいます。）の数を下回らないものであり、かつ、その事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、1.5%に

措置期間の年数を乗じた割合以上であること。

ハ 措置期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者の数を上回ること。

なお、その事業所が新設事業所（新設法人等に該当する法人の事業所を除きます。）である場合には、上記ロについては、次のハ又はニの場合の区分に応じた基準に該当することとされています。

ハ 国内においてその新設事業所と類似の事業を営む事業所で1年以上継続して運営しているもの（以下「類似事業所」といいます。）を有しない場合又は措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合……措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

ニ 上記ハ以外の場合……次のいずれにも該当すること。

(イ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(ロ) 措置終了事業年度において見込まれるその新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

また、新設法人等である場合には、措置終了事業年度において見込まれる認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置

（以下「対象措置」といいます。）を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

（注5） 上記（注4）における用語の意義は次のとおりです。

イ 措置開始事業年度……対象措置の実施期間開始の日の属する事業年度をいいます。

ロ 措置終了事業年度……対象措置の実施期間終了の日の属する事業年度をいいます。

ハ 付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

付加価値額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、基準事業年度における付加価値額をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 基準事業年度……措置開始事業年度の直前の事業年度をいいます。

ヘ 平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

平均1人当たり給与額増加率 = (措置終了事業年度において見込まれるその事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額 - 基準平均1

人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額 = 事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額 ÷ その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

ト 新設事業所……主務大臣の確認に係る申請をした日の属する事業年度（以下「確認申請事業年度」といいます。）に設置し、又は設置しようとする事業所をいいます。

チ 新設法人等……確認申請事業年度に設立された法人をいいます。

リ 基準類似付加価値額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似付加価値額 = 基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額 ÷ 基準事業年度終了の日においてその特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数 × 措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数 × 付加価値額補正率

※1 特定類似事業所とは、その法人が有する類似事業所のうち、いずれか任意の事業所をいいます。ただし、その法人が、類似事業所を沖縄に有する場合には、その沖縄に有する事業所に限ります。

※2 付加価値額補正率 = 沖縄県が直前に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得 ÷ 特定類似

事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のもの）における1人当たり県民所得

ヌ 基準類似平均1人当たり給与額……次の算式により算出した額をいいます。

基準類似平均1人当たり給与額＝基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

※ 給与額補正率＝沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のもの）における現金給与総額

（注6）関係法令については、下記の（参考4）をご参照ください。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第41条第4項の規定により沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法45①、措令28の9①二）。

（注）適用期間の初日は、改正前と同様に、沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日とされていますが、国際物流拠点産業集積計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな国際物流拠点産業集積計画の提出の日が、適用期間の初日となります。

なお、国際物流拠点産業集積計画の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第41条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日をその区域

に係る適用期間の初日とすることとされています（措令28の9①二）。

また、国際物流拠点産業集積計画の変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域については、その初日からその変更に係る沖縄振興特別措置法第41条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日までの期間を適用期間とすることとされています（措令28の9①二）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域とされています（措法45①表二）。

（注）池武当地区（沖縄市の一部）、仲嶺・上江洲地区（うるま市の一部）及び平安座地区（うるま市の一部）が、国際物流拠点産業集積地域に追加される予定です。

## ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業及び航空機整備業とされています（措法45①表二、措令28の9⑥）。

## ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法45①）。

一定の規模の設備は、改正前と同様に、次のいずれかの規模のものとされています（措令28の9②一）。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（注1）生産等設備には、ガスの製造又は発

電に係る設備を含みます（措令28の9②一イ）。

（注2） 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令28の9②一イ）。

（注3） 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令28の9②一イ）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされています（措法45①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載されたものとされています（措令28の9③二）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、改正前と同様に、次のものとされています（措法45①表二、措令28の9⑦）。

イ 機械及び装置

ロ 工場用の建物及びその附属設備並びに次の事業の区分に応じそれぞれ次の建物及びその附属設備

(イ) 道路貨物運送業……車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ロ) 倉庫業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ハ) 卸売業……作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

(ニ) 無店舗小売業……事務所用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ホ) 機械等修理業……作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

(ヘ) 不動産賃貸業……倉庫用の建物及びその附属設備

(ト) 航空機整備業……事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物及びその附属設備

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産

のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、産業イノベーション促進地域に係る措置又は経済金融活性化特別地区に係る措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法45①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法45①）。

（注）「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した工業用機械等を適用対象事業の用に供した場合が除かれています（措法45①）。

#### ⑧ 特別償却限度額

特別償却限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の50%（建物及びその附属設備については、25%）相当額とされています（措法45①表二）。

また、改正前と同様に、特別償却の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法45①）。

#### (3) 経済金融活性化特別地区に係る措置

経済金融活性化特別地区に係る措置について、沖縄県知事の認定を受けた事業者に該当する法人を適用対象法人とする次の措置とされました。また、適用対象設備の取得価額の下限額の引下げ等の見直しが行われました。

##### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法第57条第1項

に規定する認定事業者に該当するものとされています（措法45①表三）。

沖縄振興特別措置法第57条第1項に規定する認定事業者とは、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した同法第55条の4第4項の認定を受けた事業者をいいます。

（注1） 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができることとされています（沖振法55①）。

なお、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができることとされています（沖振法55④）。また、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が沖縄における経済金融の活性化を図るために必要とされる要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴いて、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、その経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができることとされています（沖振法55⑤）。

（注2） 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（経済金融活性化計画）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとされています（沖振法55の2①）。

また、沖縄振興特別措置法第55条の2第4項において、内閣総理大臣は、沖縄県知事の認定の申請があった場合におい

て、その経済金融活性化計画が基本方針に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。この認定を受けた経済金融活性化計画（同条第7項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定経済金融活性化計画」ということとされています（沖振法55の2⑨）。

なお、内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が基本方針に適合するものであること等の要件に該当しないこととなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされています（沖振法55の2⑩）。

（注3） 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（経済金融活性化措置）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（経済金融活性化措置実施計画）を作成し、その経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができることとされています（沖振法55の4①）。

また、沖縄振興特別措置法第55条の4第4項において、沖縄県知事は、この認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が一定の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとするものとされており、同項の規定により認定を受けた事業者のその認定に係る経済金融活性化措置実施計画（同条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）を「認定経済金融活性化措置実施計画」ということとされています（沖振法55の4⑧）。

（注4） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

改正前の経済金融活性化特別地区に係る措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人とされていましたが（旧措法45①）が、改正後は、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、経済金融活性化措置実施計画の認定を受ける必要があります。

## ② 適用期間

適用期間は、沖縄振興特別措置法第55条の2第4項の規定により内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法45①、措令28の9①三）。

（注）適用期間の初日は、改正前と同様に、内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日とされていますが、経済金融活性化計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな経済金融活性化計画の認定の日が、適用期間の初日となります。

次のイの区域及びロの事業については、それぞれ次のイ及びロの日をその区域及び事業に係る適用期間の初日とすることとされています（措令28の9①三）。

イ 経済金融活性化特別地区の変更により新たに適用対象区域に該当することとなった区域……その該当することとなった日

ロ 経済金融活性化計画の変更により新たに適用対象事業に該当することとなった事業……その変更に係る認定の日

また、次のハの区域及びニの事業については、それぞれ次のハ及びニの期間を適用期間とすることとされています（措令28の9①三）。

ハ 経済金融活性化特別地区の解除又は変更により適用対象区域に該当しないこととなった区域……その初日からその該当しないこととなった日までの期間

ニ 経済金融活性化計画の変更により適用対象事業に該当しないこととなった事業……その初日からその変更に係る認定の日までの期間

なお、認定経済金融活性化計画の認定が取り消された場合には、その初日からその取り消された日までの期間が適用期間となります（措令28の9①三）。

## ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、沖縄振興特別措置法第55条第1項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域とされています（措法45①表三）。

（注）沖縄振興特別措置法第55条第4項又は第5項の規定により変更があった場合には、その変更後の地区の区域が適用対象区域となります。

なお、平成26年4月10日に経済金融活性化特別地区として名護市が指定されています。この指定は、沖縄振興特別措置法の改正前後で変更はなく、引き続き名護市の全域が、経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域に該当します。

## ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業とされています（措法45①表三）。

## ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る工業用機械等とされています（措法45①）。

一定の規模の設備は、次のいずれかの規模のものとされています（措令28の9②二）。なお、それぞれ取得価額の下限額が引き下げられています。

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（改正前：1,000万円）を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円（改正前：100万円）を超

えるもの

(注1) 生産等設備には、ガスの製造又は発電に係る設備を含みます（措令28の9②一イ）。

(注2) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令28の9②一イ）。

(注3) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令28の9②一イ）。

工業用機械等とは、下記⑥の対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとしてされています（措法45①）。

沖縄の振興に資する一定のものとは、その法人の認定経済金融活性化措置実施計画に記載されたものとされています（措令28の9③三）。

#### ⑥ 対象減価償却資産

対象減価償却資産は、改正前と同様に、次のものとされています（措法45①表三、措規20の4③、20の16④）。

イ 機械及び装置

ロ 上記(1)⑥ロ(イ)Bの器具及び備品

ハ 建物及びその附属設備

なお、改正前と同様に、対象減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされています。また、改正前と同様に、産業イノベーション促進地域に係る措置又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置の適用を受けるものを除くこととされています（措法45①）。

#### ⑦ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを適用対象区域内においてその適用対象法人の適用

対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法45①）。

(注) 「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した工業用機械等を適用対象事業の用に供した場合が除かれています（措法45①）。

#### ⑧ 特別償却限度額

特別償却限度額は、改正前と同様に、工業用機械等の取得価額の50%（建物及びその附属設備については、25%）相当額とされています（措法45①表三）。

また、改正前と同様に、特別償却の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法45①）。

#### (4) 沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却（改正前：沖縄の離島の地域に係る措置）

沖縄の離島の地域に係る措置について、次の措置とされました。なお、他の沖縄の地域・特区に係る措置とは別に新たに第2項が設けられ、「沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却」とされています。措置の内容は次のとおりです。

##### ① 適用対象法人

適用対象となる法人は、改正前と同様に、青色申告書を提出する法人とされています（措法45②）。

##### ② 適用期間

適用期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間とされています（措法45②）。

なお、令和4年4月1日以後に新たに適用対象区域に該当することとなった地域については、その該当することとなった日が期間の初日となります（措令28の9⑧）。

また、期間内に適用対象区域に該当しないこととなった地域については、期間の初日か



らその該当しないこととなった日までの期間が適用期間となります（措令28の9⑧）。

### ③ 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の地域とされています（措法45②）。

（注1） 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島とは、沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で一定のものをいい、一定のものは、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とされています（沖振令1）。

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

### ④ 適用対象事業

適用対象となる事業は、改正前と同様に、旅館業のうち一定の事業とされています（措法45②）。

一定の事業は、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業とされています（措令28の9⑨）。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除くこととされています（措令28の9⑨、措規20の16⑤）。

### ⑤ 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用対象区域内において適用対象事業の用に供する設備で一定の規模のものの取得等をする場合におけるその取得等をした設備を構成する一定の建物及びその附属設備（旅館業用建物等）とされています（措法45②）。

取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含むこととされています（措法45②）。また、中小規模法人以外の法人については、新設又は増設に係る一定の規模の設備の取得等をする場合

に限り適用できることとされています（措法45②）。

（注1） 中小規模法人とは、次のいずれかの法人に該当する法人をいい、適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人及び受託法人を除きます。また、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が5,000万円を超える法人又は受託法人に該当する場合における通算法人も中小規模法人に該当しないこととされています（措法45②、措令1の2③、28の9⑩）。

イ 資本金の額等が5,000万円以下の法人  
ロ 資本又は出資を有しない法人

一定の規模の設備は、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額以上である場合のその一の生産等設備とされています（措令1の2③、28の9⑩）。

イ 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）……500万円

ロ イ又はハの法人以外の法人……500万円（その一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円）

ハ 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）又は適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当する法人若しくは受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が受託法人に該当する場合における通算法人を含みます。）……2,000万円

（注2） 生産等設備には、ガスの製造又は発電

に係る設備を含みます（措令28の9②一イ）。

(注3) 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ることとされています（措令28の9②一イ）。

(注4) 取得価額とは、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額をいいます（措令28の9②一イ）。

一定の建物及びその附属設備は、その構造設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準に適合する建物とされています（措令28の9⑬）。

(注5) 「一定の建物及びその附属設備」からは、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものが除かれています（措法45②）。

#### ⑥ 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、適用対象事業の用に供する設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備を適用対象区域内において適用対象法人の適用対象事業の用に供したときにおけるその用に供した日を含む事業年度とされています（措法45②）。

「適用対象事業の用に供したとき」は、離島の地域の振興に資する一定の場合に限ることとされています（措法45②）。離島の地域の振興に資する一定の場合とは、旅館業の用に供した設備について、沖縄振興計画に定められた離島の振興に関する事項その他の事項に適合する旨の沖縄県知事の確認がある場合とされています（措令28の9⑫）。

#### ⑦ 特別償却限度額

特別償却限度額は、旅館業用建物等の取得価額の8%相当額とされています（措法45②）。

また、改正前と同様に、特別償却の対象となる旅館業用建物等の取得価額の合計額は10

億円を上限とすることとされています（措法45②）。

#### ⑧ 申告要件及び書類の添付義務

この措置は、確定申告書等に旅館業用建物等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しないこととされています（措法45⑤、43②）。

(注) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したもの並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

また、法人が、その取得等をした旅館業用建物等につきこの措置の適用を受ける場合には、沖縄県知事の上記⑥の「離島の振興に関する事項その他の事項」に適合する旨を確認したことを証する書類をその旅館業用建物等につきこの措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付しなければならないこととされています（措法45⑥、措令28の9⑭、措規20の16⑥）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)から(4)までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法45①②⑤⑥、68の27①②⑤⑥、令和2年改正前措令28の9、39の56、令和2年改正前措規20の16、22の37）。

(参考1) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

四～十五 省 略

(沖縄振興計画)

第4条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～八 省 略

九 離島の振興に関する事項

十・十一 省 略

3～8 省 略

(産業イノベーション促進計画の作成等)

第35条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第40条において同じ。）を促進するための計画（以下「産業イノベーション促進計画」という。）を定めることができる。

2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省 略

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。）の区域

三～五 省 略

3 省 略

4 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、これを公表する

とともに、主務大臣に提出しなければならない。

5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、産業イノベーション促進計画の変更について準用する。

(産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等)

第35条の2 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した産業イノベーション促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下この節において「提出産業イノベーション促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 省 略

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第35条の3 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると

認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること。

二 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該区域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。

三 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

## 5 省 略

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

## 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 9・10 省 略

（課税の特例）

第36条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基

準に適合することについて主務大臣の認定を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第41条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 省 略

二 関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域

### 三～五 省 略

## 3 省 略

4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

## 5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）

第42条 沖縄県知事は、前条第4項の規定

により提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

## 2・3 省 略

（国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等）

第42条の2 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「国際物流拠点産業集積措置」という。）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（以下この条において「国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

## 2・3 省 略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。

二 国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること。

三 国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

## 5 省 略

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

## 7 省 略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）に従って国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 9・10 省 略

（課税の特例）

第50条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

（経済金融活性化特別地区の指定）

第55条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより

沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

## 2・3 省略

4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第1項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

（経済金融活性化計画の認定等）

第55条の2 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 省略

二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の内容に関する事項

### 三～五 省略

## 3 省略

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、

その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

## 5・6 省略

7 沖縄県知事は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

9 内閣総理大臣は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画（第7項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第4項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

## 11 省略

（経済金融活性化措置実施計画の認定等）

第55条の4 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「経済金融活性化措置」という。）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（以下この条において「経済金融活性化措置実施計画」という。）を作成し、当該経済金融活性化措置実施計

画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

## 2・3 省略

4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定経済金融活性化計画に適合するものであること。

二 経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切なものであること。

三 経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第4項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

## 7 省略

8 沖縄県知事は、認定事業者が第4項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計画」という。）に従って経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 9・10 省略

（課税の特例）

第57条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に

供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省略

（離島の旅館業に係る減価償却の特例）

第88条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（参考2） 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）

（離島の範囲）

第1条 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第3条第3号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。

（産業高度化・事業革新促進事業）

第4条 法第3条第10号に定める業種は、次のとおりとする。

## 一～七 省略

八 電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画（法第35条の2第1項に規定する提出産業イノベーション

ン促進計画をいう。次号において同じ。）に定められた産業イノベーション促進地域（法第35条第2項第2号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。）の区域内において設置して行うものに限る。）

九 ガス供給業（提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第4項第2号イに規定する液化ガス貯蔵設備（同条第9項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む者から車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。）に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給するものに限る。）

十～十二 省 略

（参考3） 沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、経済産業省告示第2号）

（定義）

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業

の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第35条の3第4項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）

であって、法第36条に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置

三 確認申請 法第36条に規定する主務大臣の確認に係る申請

四 確認申請事業年度 確認申請の日の属する事業年度

五 措置開始事業年度 対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所

九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所

十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度

十一 特別確認申請 法第35条の3第6項の規定に基づく産業高度化・事業革新措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの

十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

十三 常用労働者 期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）



を除く。）

十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれか多い数）

十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人

十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの

（主務大臣が定める基準）

第2条 法第36条に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 2年 1,000分の30

(2) 3年 1,000分の45

(3) 4年 1,000分の60

(4) 5年 1,000分の75

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 2年 1,000分の30

(2) 3年 1,000分の45

(3) 4年 1,000分の60

(4) 5年 1,000分の75

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用され

ている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合においては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

（確認書の交付）

第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であって、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

（注） 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

（注） 基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

（注） 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

（注） 基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用

されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

(注) 特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。）とする。以下同じ。

6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における1人当たり県民所得

7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

(参考4) 沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、経済産業省告示第3号）

(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域（以下「対象地域」という。）の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第42条の2第4項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置

三 確認申請 法第50条第1項に規定する主務大臣の確認に係る申請

四 確認申請事業年度 確認申請の日の属する事業年度

五 措置開始事業年度 対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所

九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所

十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度

十一 特別確認申請 法第42条の2第6項の規定に基づく国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更に伴う確認申請

であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの

十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

十三 常用労働者 期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれか多い数）

十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人

十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているもの

十七～二十五 省 略

（法第50条第1項に規定する主務大臣が定める基準）

第2条 法第50条第1項に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が2年以上5年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に

本店又は主たる事務所を有する認定事業者であって、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 2年 1,000分の30

(2) 3年 1,000分の45

(3) 4年 1,000分の60

(4) 5年 1,000分の75

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均1人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 2年 1,000分の30

(2) 3年 1,000分の45

(3) 4年 1,000分の60

(4) 5年 1,000分の75

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

- (1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。
- (2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、基準類似平均1人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合にあつては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

（確認書の交付）

第3条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であつて、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を

交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

- 1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、0以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課  
（注） 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

- 2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

（注） 基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における付加価値額とする。

- 3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

（注） 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

- 4 平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

（措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均1人当たり給与額又は基準事業年度における平均1人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額÷基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

(注) 特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。）とする。以下同じ。

6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。沖縄県が直近に公表した県民経済計算における1人当たり県民所得÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における1人当たり県民所得

7 基準類似平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額×給与額補正率

8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、1とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額÷特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

9～12 省略

## 4 適用関係及び経過措置

(1) 上記3(1)から(3)までの改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等については、従前どおりとされています（改正法附則43①、改正措令附則15③）。令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則59①、67①、改正措令附則27③）。

(2) 上記3(4)の措置は、令和4年4月1日から施行されています（改正法附則1）。なお、法人が令和4年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした工業用機械等（旅館業用建物等）については、従前どおりとされています（改正法附則43①）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則59①、67①）。

(3) 上記3(1)及び(2)の措置の改正について、それぞれ次の経過措置が設けられています（改正法附則43②、改正措令附則15①）。令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則59②、67②、改正措令附則27①、33①）。

### ① 産業イノベーション促進地域に係る措置

経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間においては、旧産業高度化・事業革新促進地域の区域を産業イノベーション促進地域の区域（上記3(1)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第45条の規定を適用することとされています（改正法附則43②一、改正措令附則15①一）。

この場合には、改正前の沖縄振興特別措置法の規定による沖縄県知事の認定を受けた事業者（以下「旧認定事業者」といいます。）に該当する法人であることが産業イノベーション促進地域に係る措置の適用対象法人の要件とされています。なお、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(1)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人で旧認定事業者に該当するものが、経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧産業高度化・事業革新促進地域の区域内において上記3(1)④の適用対象事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28②一、43②一、改正措令附則15①一）。

(注2) 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出産業高度化・事業革新促進計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された産業高度化・事業革新促進計画をいいます。）に定められている産業高度化・事業革新促進地域の区域をいいます（改正法附則28②一、43②一）。

(注3) 適用対象事業である電気業について、沖縄振興特別措置法施行令の改正に伴いその範囲が変更されていますが、この経過措置の適用を受ける場合には、改正前の沖縄振興特別措置法施行令に規定する電気業を適用対象事業とする経過措置が

設けられています（改正措令附則15④）。

(注4) 新たに適用対象事業に追加されたガス供給業についても、旧認定事業者に該当する法人であることが、この経過措置の適用要件となります。沖縄振興特別措置法施行令において、「ガス供給業」は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において液化ガス貯蔵設備に液化天然ガスを貯蔵し、その液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給する事業に限ることとされています（沖振令4九）。したがって、旧産業高度化・事業革新促進地域の区域内において行う事業は、「ガス供給業」には該当しないこととなりますので、「ガス供給業」にはこの経過措置の適用がないこととなっています。

## ② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

経過旧国際物流拠点産業集積計画期間においては、旧国際物流拠点産業集積地域の区域を国際物流拠点産業集積地域の区域（上記3(2)③の適用対象区域）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第45条の規定を適用することとされています（改正法附則43②二、改正措令附則15①二）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(2)①の適用対象法人に該当します。また、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(2)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧国際物流拠点産業集積計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを旧国際物流拠点産業集積地域の区域内において上記3(2)④の適用対象事業の用に供した場

合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28②二、43②二、改正措令附則15①二）。

(注2) 旧国際物流拠点産業集積地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出国際物流拠点産業集積計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき提出された国際物流拠点産業集積計画をいいます。）に定められている国際物流拠点産業集積地域の区域をいいます（改正法附則28②二、43②二）。

(4) 上記3(3)の措置の改正について、経過旧経済金融活性化計画期間においては、旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、特定経済金融活性化産業に属する事業（上記3(3)④の適用対象事業）に該当するものとみなして、改正後の租税特別措置法第45条の規定を適用することとされています（改正法附則43③、改正措令附則15②）。この場合には、認定事業者に該当する法人であることを適用対象法人の要件としないこととされていますので、青色申告書を提出する法人であれば上記3(3)①の適用対象法人に該当

します。また、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された資産であることを適用対象資産の要件としないこととされていますので、他の要件を満たす資産は、上記3(3)⑤の適用対象資産に該当します。したがって、青色申告書を提出する法人が、経過旧経済金融活性化計画期間内に、取得又は製作若しくは建設をした適用対象資産に該当するものを上記3(3)③の適用対象区域内において旧特定経済金融活性化産業に属する事業の用に供した場合には、この制度の適用を受けることができます。

(注1) 経過旧経済金融活性化計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに経済金融活性化計画の認定があった場合には、同年4月1日からその認定があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28③、43③、改正措令附則15②）。

(注2) 旧特定経済金融活性化産業に属する事業とは、令和4年3月31日において旧認定経済金融活性化計画（改正前の沖縄振興特別措置法の規定に基づき認定を受けた経済金融活性化計画をいいます。）に定められている特定経済金融活性化産業に属する事業をいいます（改正法附則28③、43③）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正法附則59③、67③、改正措令附則27②、33①）。

### 三 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、昭和48年4月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、次の要件のいずれかを満たす場合には、その事業年度終了の日においてその法人の有する機械及び

装置で障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつきその法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたもののうちその事業年度の指定期間内又はその事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度において取得又は製作をしたもの（以下「特定機械装置」といいます。）について、その事業年度において、その特定機械装置の普通償却限度額の12%



相当額の割増償却ができるというものです（措法46①）。

- (1) 障害者雇用割合が50%以上であること。
- (2) 雇用障害者数が20人以上であって、障害者雇用割合が25%以上であること。
- (3) 次の要件の全てを満たしていること。
  - ① 基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が55%以上であること。
  - ② その事業年度終了の日における雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であること。

(注1) 障害者雇用割合とは、その事業年度終了の日における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合をいい（措法46②二）、雇用障害者数とは、その事業年度終了の日において常時雇用する障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、障害者である短時間労働者及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の数を基礎として計算した数をいいます（措法46②三）。

(注2) 基準雇用障害者数とは、その事業年度終了の日において常時雇用する障害者及び障害者である短時間労働者の数を基礎として計算した数をいいます（措法46②四）。

(注3) 重度障害者割合とは、その事業年度終了の日における基準雇用障害者数に対する重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の数を合計した数の割合をいいます（措法46②

五）。

## 2 改正の内容

適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧措法46、旧措令29、旧措規20の18）。令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても同様です（令和2年改正前措法45の3、68の31、令和2年改正前措令29、39の60、令和2年改正前措規20の18、22の38）。なお、令和2年改正前租税特別措置法等については規定の削除は行われていませんが、適用期限が延長されていないことから、制度の廃止と同様の効果が生ずることになります。

## 3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和4年4月1日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法については、規定の削除が行われていないため、経過措置は設けられていませんが、適用期限が延長されていないことから、上記と同様に、令和4年4月1日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとなります（令和2年改正前措法45の3、68の31）。

# 四 輸出事業用資産の割増償却制度（創設）

## 1 制度創設の経緯及び趣旨

「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」において、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくための手段の一つとして、国内需要に応じた生産を拡大することに加え、可能な限り輸出を拡大していくこととされ、令和12年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定されました。また、同計画では、「海外の食品安全規制への対応の強化、

海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化」などの対応を進めることとされています。

これを踏まえ、農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の認定制度の創設、認定輸出事業者に対する支援の拡充及び民間検査機関による輸出証明書の発行制度の創設等の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を含む「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が第208回国会に提出され、

令和4年5月19日可決・成立し、同月25日に公布されました。この農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」といいます。）の改正により、施設等の整備に関する事項が同法の輸出事業計画の記載事項とされ、税制においては、同法の認定を受けた輸出事業計画に従って行う一定の設備投資に対する割増償却制度が創設されました。

## 2 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で輸出促進法に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その法人の認定輸出事業計画に記載された施設に該当する機械及び装置、建物等並びに構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資する一定のもの（以下「輸出事業用資産」といいます。）の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度（その輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度に限ります。）において、その輸出事業用資産の普通償却限度額の30%（建物等及び構築物については、35%）相当額の割増償却ができるということです（措法46の2①）。

## 3 制度の内容

### (1) 適用対象法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で輸出促進法第38条第1項に規定する認定輸出事業者であるものとされています（措法46の2①）。

（注1） 輸出促進法第37条第1項においては、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は

流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」といいます。）に関する計画（以下「輸出事業計画」といいます。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができることとされています。この認定を受けた者を認定輸出事業者といいます。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

### (2) 適用期間

適用期間は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）の施行の日から令和6年3月31日までの期間とされています（措法46の2①）。

（注） 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）の施行の日は、同法の公布の日（令和4年5月25日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（輸出促進法等改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

### (3) 適用対象資産

適用対象となる資産は、輸出事業用資産とされています（措法46の2①）。

輸出事業用資産は、その法人の認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、輸出促進法第2条第1項に規定する農林水産物又は同条第2項に規定する食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資する一定の資産とされています（措法46の2①）。

（注1） 認定輸出事業計画とは、認定輸出事業者のその認定に係る輸出事業計画（輸出促進法第38条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいいます（輸出促進法38②）。

（注2） 農林水産物には、これを原料又は材料と

して製造し、又は加工したものであって、一定のものを含むこととされています（輸出促進法2①）。

また、食品とは、全ての飲食物（医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除きます。）をいいます（輸出促進法2②）。

（注3） 輸出事業計画には、輸出事業の用に供する施設の整備に関する事項を記載することができることとされています（輸出促進法37③）。

（注4） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

一定の資産とは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものとされています（措令29の4①）。

（注5） 農林水産大臣が定める要件としては、次の要件が、今後、告示によって定められる予定です。

① 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の対象でないこと。

② 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと。

#### （4） 適用対象事業

適用対象となる事業は、輸出事業とされています（措法46の2①）。

#### （5） 適用対象事業年度

適用対象となる事業年度は、適用対象法人が、適用期間内に、輸出事業用資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これをその適用対象法人の適用対象事業の用に供した場合におけるその用に供した日（以下「供用日」といいます。）以後5年以内（以下「供用期間」といいます。）の日を含む各事業年度でその輸出事業用資産を

輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度とされています（措法46の2①）。

（注1） 「適用対象事業の用に供した場合」からは、所有権移転外リース取引により取得した輸出事業用資産をその用に供した場合を除くこととされています（措法46の2①）。

（注2） 所有権移転外リース取引とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます（措法42の6⑤、措令27の6⑧）。

輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度は、今後、省令によって定められる予定です。

なお、供用期間は、下記(6)のとおり、その供用期間内にその輸出事業用資産に係るその認定輸出事業計画について認定の取消しがあった場合には、供用日からその認定の取消しがあった日までの期間でその輸出事業の用に供している期間とされていることから、その場合における適用対象事業年度は、その期間内の日を含む各事業年度となります。

#### （6） 割増償却限度額

割増償却限度額は、次の輸出事業用資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとされています（措法46の2①）。

① 建物及びその附属設備並びに構築物……その普通償却限度額の35%相当額

② ①以外の輸出事業用資産……その普通償却限度額の30%相当額

ただし、供用期間でその輸出事業の用に供している期間に係る部分に限ることとされています。

なお、供用期間内にその輸出事業用資産に係るその認定輸出事業計画について認定の取消しがあった場合には、供用日からその認定の取消しがあった日までの期間でその輸出事業の用に供している期間に係る部分に限ることとされています。

## (7) 申告要件

この制度は、確定申告書等に輸出事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しないこととされています（措法46の2③、43②）。

(注) 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

## (8) 適格合併により輸出事業用資産の移転を受けた場合

法人が、適格合併によりこの制度の適用を受けている輸出事業用資産の移転を受け、これをその法人の輸出事業の用に供した場合には、その移転を受けた法人がその輸出事業用資産に係る供用日にその輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその供用日にその法人の輸出事業の用に供したものとみなして、この制度を適用することとされています（措法46の2②）。

(注) 適格合併からは、法人を設立する合併を除くこととされています。

この場合において、その輸出事業の用に供している期間は、その移転の日から供用期間の末日までの期間内でその法人自らがその用に供している期間とすることとされています。

## (9) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法52の2）。

(注) 特別償却不足額には、合併等特別償却不足額を含むこととされています。

## (10) 準備金方式による特別償却（特別償却準備金）制度

他の特別償却制度と同様に、特別償却の方法として、特別償却の適用を受けることに代えて、準備金方式による特別償却制度の適用（特別償却準備金の積立て）ができるとともに、特別償却準備金積立不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法52の3）。

(注) 特別償却準備金積立不足額には、合併等特別償却準備金積立不足額を含むこととされています。

## (11) 他の特別償却制度等との重複適用の排除

法人の有する減価償却資産が上記(5)の事業年度において租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度等及び震災税特法の規定による特別償却又は税額控除制度等のうち、2以上の制度の適用を受けることができるものである場合には、その減価償却資産については、これらの特別償却又は税額控除制度等のうちいずれか一の制度のみを適用することとされています（措法53、61の3④、64⑦、64の2⑭、65⑫、65の7⑦、65の8⑯、67の4⑫、67の5①、震災税特法18の7、19⑥、20⑮、措令32、震災税特令18の6）。

すなわち、他の特別償却又は税額控除制度等と同様に、租税特別措置法の規定によるこの制度以外の特別償却若しくは税額控除制度等又は震災税特法の規定による特別償却若しくは税額控除制度等の適用を受ける輸出事業用資産に該当する減価償却資産については、この制度の適用対象資産から除くこととされています。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)から(11)までと同様の措置が講じられています（令和2年改正前措法46の2、68の34等、令和2年改正前措令29の4等）。

(参考) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）第1条の規定による改正後）  
（定義）

第2条 この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（次項に規定するものを除く。）であって、主務省令で定めるものを含むものとする。

2 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。

3・4 省 略

（輸出事業計画の認定）

第37条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という。）に関する計画（以下「輸出事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 省 略

3 輸出事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

4～7 省 略

（輸出事業計画の変更等）

第38条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定輸出事業者」という。）は、当該認定に係る輸出事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けるものとする。

2 農林水産大臣は、認定輸出事業者が当該認定に係る輸出事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定輸出事業計画」という。）に従って輸出事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 省 略

## 4 適用関係

上記3の制度は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十）。

## 五 倉庫用建物等の割増償却制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で特定総合効率化計画の認定を受けたものが、昭和49年4月1日から令和4年3月31日までの間に、物資の流通の拠点区域内において、倉庫用建物等でそ

の建設の後使用されたことのないものの取得又は倉庫用建物等の建設をして、これをその法人の倉庫業の用に供した場合には、その倉庫業の用に供した日（以下「供用日」といいます。）以後5年以内の日を含む各事業年度において、供用日以後5年以内でその倉庫業の用に供している期間に限

り、その倉庫用建物等の普通償却限度額の10%相当額の割増償却ができるというものです（措法48①）。

（注1） 特定総合効率化計画とは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流効率化法」といいます。）第4条第1項に規定する総合効率化計画のうち同条第3項各号に掲げる事項が記載されたものをいいます（措法48①）。

（注2） 倉庫用建物等とは、倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもので、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものをいい（措法48①、措令29の6②）、その認定に係る特定総合効率化計画（変更の認定があった場合には、変更後のもの）に記載された特定流通業務施設であるものに限ることとされています（措法48①）。

（注3） 特定流通業務施設とは、物流効率化法第2条第3号に規定する特定流通業務施設をいいます（措法48①）。

## 2 改正の内容

### (1) 割増償却割合の引下げ

割増償却割合が、8%（改正前：10%）に引き下げられました（措法48①）。

### (2) 対象となる特定流通業務施設の設備要件の見直し

対象となる特定流通業務施設の設備要件について、次の倉庫の区分に応じそれぞれ次の要件が追加されました（物流効率化法施行規則2②）。

#### ① 貯蔵槽倉庫

次の装置について、自動制御機能を有するものであること（物流効率化法施行規則2②六ロハへ(3)）。

- イ 搬入用自動運搬装置
- ロ 搬出用自動運搬装置
- ハ 特定搬出用自動運搬装置

#### ② 普通倉庫及び冷蔵倉庫

次のいずれかを有するものであること（物流効率化法施行規則2②七ホ・八ハ、平28.9農水・経産・国交告3・7）。

- イ 無人搬送車
- ロ 自動化保管装置
- ハ 高度荷さばき装置
- ニ 自動検品システム

### (3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法48①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、上記(1)及び(3)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法48①、68の36①）。

## 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得又は建設をする倉庫用建物等について適用し、法人が同日前に取得又は建設をした倉庫用建物等については、従前どおりとされています（改正法附則43⑤）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則59④、67④）。

(2) 上記2(2)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正物流効率化法施行規則附則①、令4.3農水・経産・国交告2附則）。

## 六 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する減価償却資産又は繰

延資産で、特別償却の適用を受けたものについて、その事業年度において特別償却不足額がある場合には、その資産の普通償却限度額にその資産に係

る1年以内に生じた特別償却不足額を加算した金額とする（すなわち、特別償却不足額につき1年間の繰越しが認められることとなります。）というものです（措法52の2①）。

また、法人が適格合併等により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、その特別償却対象資産につき被合併法人等において生じた特別償却不足額（以下「合併等特別償却不足額」といいます。）があるときは、その特別償却対象資産の普通償却限度額にその合併等特別償却不足額を加算した金額とする（すなわち、その移転を受けた日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の特別償却を行うことができることとなります。）こととされています（措法52の2④）。

（注）特別償却対象資産とは、特別償却に関する規定（租税特別措置法第42条の6第1項等の減価償却資産に関する特例を定めている規定をいいます。）に規定する減価償却資産又は繰延資産をいいます（措法52の2②）。

## 2 改正の内容

法人税法の改正により、同法における圧縮記帳について国庫補助金等の交付等前に先行して取得等をした固定資産の圧縮限度額の計算等が明確化されたことに伴い、次のとおり、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に同法における圧縮記帳の適用を受けた場合の特別償却不足額の調整措置が講じられました。

具体的には、特別償却対象資産につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合には、当該事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却不足額は、その特別償却不足額から次の算式により計算した金額を控除した金額とすることとされました（措令30④）。

《算式》

$$\text{その特別償却不足額に係る特別償却限度額} \times \frac{\text{その特別償却対象資産につき圧縮記帳規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額}}{\text{その特別償却対象資産の取得等に要した金額}}$$

（注1）圧縮記帳規定とは、次の規定をいいます（措令30④）。

- ・ 法人税法第42条第1項又は第5項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第44条第1項又は第4項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第45条第1項又は第5項（工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第46条第1項（非出資組合が賦課金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第47条第1項又は第5項（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

（注2）上記の算式の分子の金額は、その特別償却対象資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、その金額の累積額に法人税法施行令第54条第3項各号に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされています（措令30④、法令54③）。

（注3）合併等特別償却不足額についても同様とされています。

法人税法における圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳のほか、租税特別措置法等の特別償却の適用を受けることが可能ですが、その場合の特別償却限度額は、圧縮記帳後の取得価額が基礎となるため、特別償却不足額として繰り越される金額も圧縮記帳後の取得価額を基礎としたものとなります。一方で、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受ける場合には、その取得年度において圧縮記帳の適用がなく、繰り越された特別償却不足額に係る特別償却限度額は圧縮記帳前の取得価額が基礎となっていることから、繰り越された特別償却不足額のうち、圧縮記帳の適用により取得価額から控除する金額に対応する部分の金額

をないものとするにより、取得年度に圧縮記帳をした場合と同様の状態とするものです。

(注4) 租税特別措置法等における圧縮記帳（措法64等）については、特別償却制度との重複適用が排除されていることから、この調整措置の対象とはされていません。

(注5) この調整は、従前より通達において示されていた取扱い（法基通10-2-2(注)2）を法令上明確化したものです。

また、この調整の対象となる特別償却不足額は、その特別償却不足額の基因となる特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度が圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合における特別償却不足額に限ることとされています（措令30④）。この調整措置は、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合におけるその適用前に受けた特別償却の適用に係る特別償却不足額を調整するものであり、圧縮記帳の適用を受けた事業年度以後の事業年度において受けた特別償却の適用に係る特別償却不足額（取得年度に圧縮記帳及び特別償却の適用を受ける場合のその特別償却の適用に係る特別償却不足額や取得後一定期間にわたり割増償却が認められる資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合の圧縮記帳適用年度以後の割増償却の適用に係る特別償却不足額等）については、その特別償却不足額の基礎となった特別償却限度額は圧縮記帳適用後の取得価額に基づいて計算さ

れることから、調整の対象から除外されています。

なお、令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記と同様の改正が行われています（令和2年改正前措令30⑤、39の69⑤）。

(注6) 法人税法における圧縮記帳の改正の内容及び趣旨については、前掲「法人税法等の改正」の「四 その他」の「1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の(2)②等をご参照ください。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正措令附則15⑤）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則27⑤、33②）。

なお、上記2の圧縮記帳規定の適用を受けた場合には、当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用を受けた場合を含むものとする等の経過措置が設けられています（改正措令附則15⑥）。

(注) 連結圧縮記帳規定とは、令和2年改正前租税特別措置法施行令第39条の69第5項に規定する圧縮記帳規定をいい、具体的には、令和2年改正前法人税法第81条の3第1項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における上記2（注1）の規定とされています（改正措令附則15⑥、令和2年改正前措令39の69⑤）。

## 七 準備金方式による特別償却制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、特別償却の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却の適用を受けることに代えて、各特別償却対象資産別に特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法等により特別償却準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法52の3①）。

上記により積み立てた特別償却準備金の金額のうち損金の額に算入された金額が特別償却限度額に満たない場合で、かつ、法人が、その適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後1年以内に終了する各事業年度において、各特別償却対象資産別にその満たない金額以下の金額を損金経理の方法等により特別償却準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できる（すなわち、その満たない金額につき1年間の繰越し



が認められる）こととなります（措法52の3②）。

また、法人が適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産について、その移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額がある場合において、各特別償却対象資産別にその合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法等により特別償却準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できる（すなわち、その移転を受けた日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の準備金方式による特別償却を行うことができる）こととされています（措法52の3③）。

（注1） 特別償却対象資産とは、特別償却に関する規定（租税特別措置法第42条の6第1項等の減価償却資産に関する特例を定めている規定をいいます。）に規定する減価償却資産又は繰延資産をいいます（措法52の2②）。

（注2） 合併等特別償却準備金積立不足額とは、適格合併等に係る被合併法人等のその適格合併等の日を含む事業年度において積み立てた特別償却準備金の金額のうち損金の額に算入された金額が特別償却限度額に満たない場合のその満たない部分の金額をいいます（措法52の3③）。

## 2 改正の内容

法人税法の改正により、同法における圧縮記帳について国庫補助金等の交付等前に先行して取得等をした固定資産の圧縮限度額の計算等が明確化されたことに伴い、次の改正が行われました。

### (1) 先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合の特別償却準備金積立不足額の調整

特別償却対象資産につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けた場合には、当該事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額は、その特別償却準備金積立不足額から次の算式により計算した金額を控除した金額とすることとされ

ました（措令31②）。

《算式》

$$\frac{\text{その特別償却準備金積立不足額に係る特別償却限度額} \times \text{その特別償却対象資産につき圧縮記帳規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額}}{\text{その特別償却対象資産の取得等に要した金額}}$$

（注1） 圧縮記帳規定とは、次の規定をいいます（措令30④、31②）。

- ・ 法人税法第42条第1項又は第5項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第44条第1項又は第4項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第45条第1項又は第5項（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第46条第1項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）
- ・ 法人税法第47条第1項又は第5項（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

（注2） 特別償却準備金積立不足額とは、この制度により損金の額に算入された金額が特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額（以下「積立不足額」といいます。）で、その積立不足額が生じた事業年度がその圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合におけるその積立不足額をいいます（措令31②）。この調整措置は、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合におけるその適用前に受けた準備金方式による特別償却の適用に係る特別償却準備金の積立不足額を調整するものであり、圧縮記帳の適用を受けた事業年度以後の事業年度において受けた準備金方式による特別償却の適用に係る積立不足額（取得

年度に圧縮記帳及び準備金方式による特別償却の適用を受ける場合のその特別償却の適用に係る積立不足額や取得後一定期間にわたり割増償却が認められる資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合の圧縮記帳適用年度以後の割増償却の適用に係る積立不足額等)については、その積立不足額の基礎となった特別償却限度額は圧縮記帳適用後の取得価額に基づいて計算されることから、調整の対象から除外されています。

(注3) 上記の算式の分子の金額は、その特別償却対象資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、その金額の累積額に法人税法施行令第54条第3項各号に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされています(措令31②、法令54③)。

(注4) 合併等特別償却準備金積立不足額についても同様とされています。

法人税法における圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳のほか、租税特別措置法等の特別償却の適用を受けることが可能ですが、その場合の特別償却限度額は、圧縮記帳後の取得価額が基礎となるため、特別償却準備金の積立不足額として繰り越される金額も圧縮記帳後の取得価額を基礎としたものとなります。一方で、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受ける場合には、その取得年度において圧縮記帳の適用がなく、繰り越された特別償却準備金の積立不足額に係る特別償却限度額は圧縮記帳前の取得価額が基礎となっていることから、繰り越された積立不足額のうち、圧縮記帳の適用により取得価額から控除する金額に対応する部分の金額をないものとするにより、取得年度に圧縮記帳をした場合と同様の状態とするものです。

(注5) 租税特別措置法等における圧縮記帳(措法64等)については、特別償却制度との重

複適用が排除されていることから、この調整措置の対象とはされていません。

(注6) この調整は、従前より通達において示されていた取扱い(法基通10-2-2(注2))を法令上明確化したものです。

## (2) 先行して取得等をした特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てている法人が事後的に圧縮記帳の適用を受ける場合の圧縮限度額の調整

特別償却準備金を積み立てている法人がその特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合におけるその特別償却対象資産に係る圧縮限度額の計算については、次の①から⑤までの帳簿価額には、次の①から⑤までの日におけるその特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとされました(措令31③)。

- ① 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法法42①⑤)の圧縮限度額の計算の基礎となる国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した日におけるその特別償却対象資産の帳簿価額(改良の場合にあっては、その改良に係る部分の帳簿価額)(法令79の2)
- ② 特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法法44①④)の圧縮限度額の計算の基礎となる国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した日におけるその特別償却対象資産の帳簿価額(改良の場合にあっては、その改良に係る部分の帳簿価額)(法令82)
- ③ 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法法45①⑤)の圧縮限度額の計算の基礎となる金銭又は資材の交付を受けた日におけるその特別償却対象資産の帳簿価額(法令82の3)
- ④ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法法46①)の圧縮限度

額の計算の基礎となる賦課に基づいて納付された日におけるその特別償却対象資産の帳簿価額（改良の場合にあっては、その改良に係る部分の帳簿価額）（法令83の4）

- ⑤ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（法47①⑤）の圧縮限度額の計算の基礎となる保険金等の支払を受ける日におけるその特別償却対象資産の帳簿価額（改良の場合にあっては、その改良に係る部分の帳簿価額）（法令85①四）

（注1） 上記の特別償却準備金の金額は、その日までに特別償却準備金の金額を取り崩すことにより益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法52の3⑤）。

先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受ける場合における圧縮限度額はその圧縮記帳の適用を受ける時の帳簿価額を基礎として計算することとされていることから、圧縮記帳の適用年度前に直接減価償却により特別償却を行っていた場合には、圧縮限度額の計算の基礎となる帳簿価額が減少することとなるため、特別償却適用後の帳簿価額によって計算されることとなります。一方で、準備金方式により特別償却を行っていた場合には、圧縮限度額の計算の基礎となる帳簿価額が減少しないことから、通常の圧縮限度額の計算によると、圧縮限度額が特別償却適用前の帳簿価額によって計算されることとなり、特別償却の適用方法の違いによって、不均衡が生ずる結果となります。そこで、直接減価償却をする場合との均衡を図るために、その特別償却準備金の残額をその特別償却対象資産の帳簿価額から

控除した金額をもってその特別償却対象資産の帳簿価額とみなし、これを基礎として圧縮限度額の計算を行うこととするものです。

（注2） この調整は、従前より通達において示されていた取扱い（法基通10-2-2(注1)）を法令上明確化したものです。

なお、令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措令31③④、39の70③④）。

（注） 法人税法における圧縮記帳の改正の内容及び趣旨については、前掲「法人税法等の改正」の「四 その他」の「1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の(2)②等をご参照ください。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正措令附則15⑦）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則27⑥、33③）。

なお、上記2(1)の圧縮記帳規定の適用を受けた場合には、当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用を受けた場合を含むものとする等の経過措置が設けられています（改正措令附則15⑧）。

（注） 連結圧縮記帳規定とは、令和2年改正前租税特別措置法施行令第39条の69第5項に規定する圧縮記帳規定をいい、具体的には、令和2年改正前法人税法第81条の3第1項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における上記2(1)（注1）の規定とされています（改正措令附則15⑥、令和2年改正前措令39の69⑤）。

## 第三 準備金等関係

### 一 海外投資等損失準備金制度

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除きます。）が、昭和48年4月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、次の特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額にその特定法人の区分に応じそれぞれ次の積立割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法55①）。

- (1) 資源開発事業法人……20%
- (2) 資源開発投資法人……20%
- (3) 資源探鉱事業法人……50%
- (4) 資源探鉱投資法人……50%

(注1) 特殊投資法人とは、上記(2)の資源開発投資法人のうちその法人の資本金の額又は出資金の額を超えて上記(1)の資源開発事業法人に係る投融資等を行っているものをいい（措法55②五）、投融資等とは、法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業（これらに関連して行われるその法人の採取した産物の引取りその他その事業に密接に関連する事業及びこれに附帯して行われる事業を含みます。）をいいます（措法55②二）。

(注2) 損金経理の方法により海外投資等損失準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資

等損失準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法55①）。

この準備金は、積立て後5年間据え置いた後、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法55③）。

#### 2 改正の内容

##### (1) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法55①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法55①、68の43①）。

##### (2) グループ通算制度の施行への対応

###### ① 特定法人に関する対応

その内国法人が通算法人である場合におけるその内国法人との間に通算完全支配関係がある次の他の通算法人が、特定法人から除外されました（措法55①、措令32の2①）。

イ 通算法人であるその内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下「他の通算法人」といいます。）のうち資源開発事業法人に該当するもの（措令32の2①一）。

ロ 他の通算法人のうち資源開発投資法人に該当するもので次の法人のいずれかに対する投融資等を行っている法人（措令32の2①二）。

(イ) 上記イの法人

(ロ) 上記イ)又は下記(ハ)の法人に対する投融資等を行っている資源開発投資法人に該当する他の通算法人

(ハ) 上記ロ)の法人に対する投融資等を行っている資源開発投資法人に該当する他の

## 通算法人

すなわち、その内国法人の属する通算グループ内の資源開発事業法人の株式及びその資源開発事業法人に対する投融資等を行っている同一の通算グループ内の資源開発投資法人の株式については、本制度の適用を受けることはできないこととなります（上記イ及びロ（イ））。また、その資源開発投資法人に対する投融資等を行っている同一の通算グループ内の他の資源開発投資法人の株式についても本制度の適用を受けることはできず、その投融資等が複数の法人を通して行われ、資源開発投資法人に該当する法人が複数存在する場合でも、その資源開発投資法人の投融資等が同一の通算グループ内の法人に対するものである限り、その全ての資源開発投資法人の株式について、本制度の適用を受けることはできないこととなります（上記ロ（ロ）及び（イ））。

### ② 特殊投資法人に関する対応

特殊投資法人に該当する資源開発投資法人については、要件を満たす限り、本制度の適用を受けることができますが、その資源開発投資法人が通算法人である場合には、上記①ロ（イ）から（ハ）までの法人のいずれかに対する投融資等を行っている資源開発投資法人は、この特殊投資法人から除外することとされました（措令32の2⑥）。すなわち、資源開発投資法人のうち上記①の改正により特定法人から除外される他の通算法人については、特殊投資法人となることはできず、自らも本制度の適用を受けることはできないこととなります。

## 3 適用関係

上記2(2)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39、改正措令附則12）。

# 二 特定災害防止準備金制度

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたものが、平成10年6月17日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その特定廃棄物最終処分場につきその事業年度において、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する額の60%相当額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法56①）。

（注1） 特定廃棄物最終処分場とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特定一般廃

棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場をいいます（措法56①）。

（注2） 損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法56①）。

この準備金は、その特定廃棄物最終処分場について維持管理を行う場合において、維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日を含む事業年度において、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法56②）。

## 2 改正の内容

適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました（旧措法56、旧措規21の

5)。令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても同様です（令和2年改正前措法56、68の46、令和2年改正前措令39の74、令和2年改正前措規21の5、22の48）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法等については、規定の削除は行われていません。ただし、下記3に記載の経過措置を講ずる必要があることから、存置される規定について、令和2年改正前租税特別措置法が適用できる最終事業年度の末日が令和5年3月30日以前の日である（令和2年改正法附則14）ことを踏まえ、適用期限であった令和4年3月31日が令和5年3月30日とされた上で下記3の経過措置と同様の効果が生ずるように対応がされています（令和2年改正前措法56①、68の46①）。

### 3 適用関係及び経過措置

上記2の改正は、法人の令和4年4月1日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。また、令和4年4月1日の前日を含む事業年度終了の日（以下「基準日」といいます。）において設置許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可をいいます。以下同じです。）を受けている法人（以下「経過措置対象法人」といいます。）の令和4年4月1日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用できることとされています（改正法附則44）。ただし、その適用に係る積立限度額の計算における独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する額に乗ずる割合（改正前：60％）は、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次のとおり逡減することとされています（改正法附則44）。

- (1) 令和6年4月1日前に開始する事業年度  
 ……………60%
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日  
 までの間に開始する事業年度……………50%

- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日  
 までの間に開始する事業年度……………40%
- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日  
 までの間に開始する事業年度……………30%
- (5) 令和9年4月1日から令和10年3月31日  
 までの間に開始する事業年度……………20%
- (6) 令和10年4月1日から令和11年3月31日  
 までの間に開始する事業年度……………10%

（注1） 上記(6)の事業年度が、この経過措置の適用を受けることができる最終の事業年度となります（改正法附則44）。

なお、経過措置対象法人には、その法人の基準日後に他の者から特定廃棄物最終処分場の移転を受ける法人を含むこととされています（改正法附則44）。ただし、この場合の特定廃棄物最終処分場は、経過措置対象特定廃棄物最終処分場（他の者が法人である場合にはその特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日がその他の者である法人の基準日以前である特定廃棄物最終処分場をいい、他の者が個人である場合にはその特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和4年12月31日以前である特定廃棄物最終処分場をいいます。以下同じです。）に限ることとされています（改正法附則44）。すなわち、その法人の基準日においては設置許可を受けておらず経過措置対象法人とはならない法人であっても、経過措置対象特定廃棄物最終処分場の移転をその法人の基準日後に受けた場合には、その後この経過措置の適用を受けることができることとなります。

上記は、令和2年改正前租税特別措置法についても同様ですが、規定の削除が行われていないため、経過措置は設けられておらず、存置される規定を改正することで、上記と同様の効果が生ずるように対応がされています（令和2年改正前措法56①、68の46①）。

（注2） 令和2年改正前租税特別措置法については、令和2年改正前租税特別措置法が適用できる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となることから（令和2年改正法附則14）、この経過的な取扱いの適用期限も令和5年3

月30日とされています（令和2年改正前措法

56①、68の46①）。

### 三 保険会社等の異常危険準備金制度

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、損害保険業を行う法人又は損害共済事業を行う特定の協同組合等で、青色申告書を提出するものが、特定の保険又は共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、保険の種類又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金に一定の積立率を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法

57の5①）。

（注1） 損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法57の5①）。

なお、積立率、洗替保証限度率及び異常災害損失率は、保険の種類又は共済の種類ごとに、次の表のとおりとされています。

保険の種類又は共済の種類		積立率	洗替保証限度率	異常災害損失率	
保 険	船舶保険、航空保険	3	—	80	
	火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・貨物・運送保険	(6) 2	30	50	
共 済	火 災 共 済	農家火災共済	(4) 2	35	50
		火災等共済組合等が行う共済	(4) 2	(60) 45	(90) 75
	消費生活協同組合等が行う共済	2.5	40	50	
風 水 害 等 共 済	特 殊 風 水 害 等 共 済	特殊風水害等共済	15 7.5	75	75
		全国風水害等共済	9		50
	自然災害共済	15	60		
	その他の風水害共済	9 4.5	75		
生 命 共 済	生命共済付建物共済	8 4	75	75	
	森林災害共済	3	50	60	
	長期育林共済	6	55	55	

- (備考) 1 火災保険等については、積立率の特例として、平成8年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、括弧書の積立率が適用されます（少額短期保険業者を除きます）。  
 2 農家火災共済の括弧書は、風水害付団体建物火災共済に適用されます。  
 3 火災等共済組合等が行う共済については、積立率の特例として、平成5年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、括弧書の積立率が適用されます。  
 4 火災等共済組合等が行う共済の洗替保証限度率及び異常災害損失率の括弧書は、再共済を行う協同組合連合会に適用されます。

この準備金は、異常災害損失が生じた場合又は積立後10年を経過した場合（期末残高が洗替保証限度額以下である場合を除きます。）に取り崩して、その異常災害損失の額に相当する金額等を、その異常災害損失が生じた事業年度等において益金の額に算入することとされています（措法57の5⑥⑦）。

（注2） 洗替保証限度額とは、当年度保険料等に洗替保証限度率を乗じて計算した金額をいい、当年度保険料等とは、その事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金をいいます（措令33の2⑬）。

## 2 改正の内容

### (1) 保険の種類の見直し

保険の種類について、火災保険等（火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・貨物・運送保険）が次の3つの保険の区分に分割されました（措令33の2④二～四）。

- ① 火災保険及び風水害保険
- ② 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
- ③ 賠償責任保険

### (2) 火災保険等に係る特例積立率の見直し

火災保険等に係る特例積立率（改正前：6%）について、上記(1)①の保険の特例積立率が10%に引き上げられ、上記(1)③の保険が対象から除外されました（措令33の2②）。

なお、この改正及び上記(1)の改正に伴い、特例積立率の対象外となる「事業年度終了の日における異常危険準備金の残高がその事業年度における正味収入保険料の30%を超える場合のその事業年度」に該当するかどうかの判定についても、上記(1)①又は②の保険の区分ごとに行うこととされています（措令33の2②）。

### (3) 適用期限の延長

火災保険等に係る積立率の特例及び火災等共済組合等の共済に係る積立率の特例の適用期限

が、令和7年3月31日まで3年延長されました（措令33の2⑳㉑）。

なお、本制度の対象となる法人は協同組合等及び3月決算が法定されている法人であり、本改正は下記3で述べるとおり令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとされていることから、令和2年改正前租税特別措置法施行令において改正後の本制度を適用すべき場面がないため、令和2年改正前租税特別措置法施行令は改正されていません。

## 3 適用関係及び経過措置

### (1) 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則12）。

### (2) 経過措置

異常危険準備金を積み立てている法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち次の保険に係る金額は、それぞれ次の金額とされています（改正措令附則16）。

① 上記2(1)①の保険……次の算式により計算した金額

《算式》

$$\text{旧準備金残高} \times \frac{\text{上記2(1)①の保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料}}{\text{火災保険等正味収入保険料合計額}}$$

（注1） 旧準備金残高とは、その法人の改正前最終事業年度終了の日における異常危険準備金の金額のうち上記2(1)①から③までの保険に係る金額の合計額をいいます。

（注2） 火災保険等正味収入保険料合計額とは、上記2(1)①から③までの保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料の合



計額をいいます。

(注3) 改正前最終事業年度とは、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

② 上記2(1)②の保険……次の算式により計算した金額  
《算式》

$$\text{旧準備金残高} \times \frac{\text{上記2(1)②の保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料}}{\text{火災保険等正味収入保険料合計額}}$$

③ 上記2(1)③の保険……次の算式により計算した金額  
《算式》

$$\text{旧準備金残高} \times \frac{\text{上記2(1)③の保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料}}{\text{火災保険等正味収入保険料合計額}}$$

## 四 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（措法58）。

#### (1) 探鉱準備金に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和40年4月1日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法58①）。

(注1) 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第11条第5項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して告示指定するものをいいます（措令34①⑱、平25.3経産告85）。

(注2) 新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用等の探鉱のために要する費用及び国外にある鉱物の探鉱のためのその費用に充てられることが確実である出資をいいます（措法58

③）。

(注3) 積立限度額は、その法人が採掘した鉱物の販売によるその事業年度の上記の期間内における収入金額の12%相当額とその収入金額に係る採掘所得の金額の50%相当額とのいずれか低い金額とされています（措法58①）。

(注4) 損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法58①）。

#### (2) 海外探鉱準備金に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むもの（以下「国内鉱業者」といいます。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものが、昭和50年4月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措

法58②）。

（注1） 国内において主として鉱業を営むものは、その法人又はその法人が発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下「発行済株式等」といいます。）に係る議決権の総数の95%以上を有している他の会社が国内に鉱山を有し、かつ、その法人の営む事業が、その法人及びその他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る収入金額、資産その他の状況からみて、鉱業を主とするものである旨の経済産業大臣の認定を受けた法人とされています（措令34⑧、措規21の15②）。

（注2） 国内鉱業者に準ずるものは、その法人の国外子会社が国外に鉱山を有し、かつ、その法人の営む事業が、その法人及びその法人が発行済株式等に係る議決権の総数の95%以上を有している他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものである旨の経済産業大臣の認定を受けた法人とされています（措令34⑨、措規21の15③）。

（注3） 積立限度額は、海外自主開発法人から取得したその開発に必要な資金の相当部分がその国内鉱業者及び国内鉱業者に準ずるもの（以下「国内鉱業者等」といいます。）並びにこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山に係る鉱物の販売によるその事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額の40%相当額とされています（措法58②）。

（注4） 海外自主開発法人とは、その開発に必要な資金の相当部分が国内鉱業者等及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的な供給に著しく寄与するものとして次の要件の全てに該当する旨の経済産業大臣の認

定を受けた外国法人をいいます（措法58②、措令34⑩、措規21の15④）。

① その国内鉱業者等から出資を受けている金額及びその国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを受けている金額がその外国法人の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない外国法人にあっては、長期の資金の貸付けを受けている金額）の20%相当額以上であり、かつ、その国内鉱業者等及び共同出資法人から出資を受けている金額並びにその国内鉱業者等から出資を受けた他の法人及び共同出資法人から直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを受けている金額がその外国法人の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない外国法人にあっては、長期の資金の貸付けを受けている金額）の25%相当額以上であること（措令34⑩一）。

（注1） 長期の資金の貸付けとは、その外国法人の株式又は出資の全部を国（外国を含みます。）又は地方公共団体（外国の地方公共団体を含みます。）が有していること等の事情がある場合の資金の貸付けで、その償還期間が10年以上であるものをいいます（措令34⑩一～二）。

（注2） 共同出資法人とは、その国内鉱業者等と共同して出資又は長期の資金の貸付けをする内国法人をいいます（措令34⑩一）。

② 上記①の出資又は長期の資金の貸付けに係る資金によって開発された鉱山で国外にあるものを有していること（措令34⑩二）。

③ 上記②の鉱山から採取される鉱物の40%に相当する数量以上の鉱物が内国法人

により引き取られていること（措令34⑩三）。

- ④ その国内鉱業者等の役員が派遣され、又はその国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されていること及びその国内鉱業者等又はその国内鉱業者等がその発行済株式等に係る議決権の総数の95%以上を有している他の会社の技術者（重要な使用人を除きます。）が派遣されていること（措令34⑩四）。

（注5） 損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含むこととされています（措法58②）。

これらの準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法58④）。

## 2 改正の内容

### (1) 対象となる鉱物の除外

上記1(1)及び(2)の措置の対象となる鉱物から、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトが除外されました（措令34①）。

（注） この改正により、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトに係る収入金額等を基礎として準備金を積み立てることができなくなるほか、新鉱床探鉱費を支出した場合で、かつ、他の要件を満たした場合に適用を受けることができる新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（措法59①②）についても、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトに係る新鉱床探鉱費を支出しても、同制度の適用を受けることはできないこととなります。

### (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで3

年延長されました（措法58①②）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法58①②、68の61①②、令和2年改正前措令34①）。

### (3) 連結納税制度の廃止への対応

その法人に不適用事業年度等があるかどうかの判定を行う際の前適用年度のうち連結納税制度の規定の適用を受けた連結事業年度等に関する規定は、連結納税制度の廃止に伴い削除されています（措令34④等）。

（注） 不適用事業年度等とは、その法人の前適用年度（その事業年度開始の日の前日までに開始した各事業年度（連結事業年度を除きます。）で租税特別措置法第58条第1項の規定の適用を受けた事業年度又はその前日までに開始した各連結事業年度で同法第68条の61第1項の規定の適用を受けた連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いものをいいます。）終了の日の翌日からその前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その期間内の日を含む連結事業年度）をいいます（旧措令34④）。

## 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正措令附則12）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則24）。

また、その法人に不適用事業年度がある場合における当期の採掘所得金額から控除する金額のうち令和4年4月1日前に開始した事業年度に係る部分の金額の計算については、改正前の規定の例によることとされています（改正措令附則17②③）。すなわち、その法人に不適用事

業年度がある場合には、本制度の適用を受けようとする事業年度の採掘所得金額から、その過去の各不適用事業年度の控除対象採掘損失金額（各不適用事業年度の採掘損失金額の合計額が各不適用事業年度の採掘所得金額の合計額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。以下同じです。）を控除する必要がありますが、その過去の不適用事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合には、その控除対象採掘損失金額の計算は、上記2(1)の改正前の鉱物（すなわち、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを含むものとした鉱物）に係る金額を基礎として計算することになります。この取扱いは、その法人が適格合併に係る合併法人である場合において、その適格合併に係る被合併法人につき未処理採掘損失金額があるときにおける当期の採掘所得金額から控除する金額のうち令和4年4月1日前に開始した事業年度に係る部分の金額の計算についても同様となります（改正措令附則17②③）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則28①②）。

（注） なお、過去の不適用事業年度が連結事業年度である等の場合には、その過去の連結事業年度分の採掘損失金額等の金額（以下「過去連結事業年度分の金額」といいます。）を計算

することになりますが、その過去連結事業年度分の金額の計算についても、改正前の規定の例によることとされており、上記2(1)の改正前の鉱物に係る金額を基礎として計算することになります（改正措令附則17②③）。

- (2) 上記2(3)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正措令附則12）。なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においても、その法人に不適用事業年度等があるかどうかの判定を行う際の前適用年度のうち連結納税制度の規定の適用を受けた連結事業年度等に関する取扱いについては、従来どおり適用することとされています（改正措令附則17①③）。

（注） なお、新鉱床探鉱費を支出した場合で、かつ、他の要件を満たした場合に適用を受けることができる新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（措法59①②）について、連結欠損金個別帰属額に関する経過措置（令和2年改正法附則20①）により内国法人の欠損金額とみなされた金額は、同制度の控除限度額の計算の基礎となる所得金額を計算する場合等における欠損金額に含むこととする改正が行われています（令和2年改正令附則47の2）。

## 五 農業経営基盤強化準備金制度

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で認定農地所有適格法人に該当するもの（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限ります。）が、平成19年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の指定期間内にお

いて、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付金等の交付を受けた場合において、認定計画の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、次の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できるというものです（措法61の2①）。

- (1) その交付金等の額のうちその認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額とし

て証明がされた金額

(2) その事業年度の所得の金額

(注1) 認定農地所有適格法人とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた農地法の農地所有適格法人をいいます（措法61の2①）。

(注2) 損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときには、その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含むこととされています（措法61の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがあつた場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入することとされています（措法61の2②）。

## 2 改正の内容

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、適用対象となる法人が、認定農地所有適格法人に該当する法人のうち農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定めるものとされました（措法61の2①）。

改正前の適用対象となる法人は、認定農地所有適格法人に該当する法人のうち「農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（＝いわゆる人・農地プランにおける中心経営体）」とされたものですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）第1条及び第2条の規定により、この「いわゆる人・農地プラン」の根拠規定である農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定は削除され、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画（＝新たな人・農地プラン）に移行することとさ

れました。この基盤強化法等改正法により、その改正後は、「いわゆる人・農地プランにおける中心経営体」は、その新たな人・農地プランである地域計画に表示することとなる目標地図に氏名・名称などが記載されることになることから、本制度における適用対象となる法人の改正が行われたものです。

すなわち、本制度の適用対象となる法人は、認定農地所有適格法人に該当する法人のうち農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の目標地図に表示される農業者であるものとなりますが、その詳細は、今後、省令によって定められる予定です。

なお、令和2年改正前租税特別措置法については、令和2年改正前租税特別措置法が適用できる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となりますが（令和2年改正法附則14）、基盤強化法等改正法の施行の日は基盤強化法等改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、その施行の日は令和5年3月30日後となることが見込まれることから、上記と同様の改正は行われていません。

(注) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

## 3 適用関係及び経過措置

上記2の改正は、基盤強化法等改正法の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十一）。なお、認定農地所有適格法人に該当する法人で基盤強化法等改正法の施行前に基盤強化法等改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定めるものとみなして、本制度を適用することとする経過

措置が講じられています（改正法附則46）。

（注1） 上記の「協議の結果」には、基盤強化法等改正法の施行後に基盤強化法等改正法附則第11条第1項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含むこととされています（改正法附則46、基盤強化法等改正法附則11）。

（注2） 上記の「2年を経過する日」は、その2年を経過する日までに基盤強化法等改正法第1条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、その地域計画の区域については、その公告の日の前日となります（改正法附則46、基盤強化法等改正法附則5①）。

（注3） 上記の経過措置により、上記2の改正前の適用対象となる法人である認定農地所有適格法人に該当する法人のうち「いわゆる人・農地プランにおける中心経営体」とされたものは、その区域の新たな人・農地プランである地域計画が定められるまでの間は、引き続き本制度の適用を受けることができることとなりますが、基盤強化法等改正法の施行の日から起算して2年を経過する日においてもその区域の地域計画が定められない場合や、その2年を経過する日までにその区域の地域計画が定められた場合でその地域計画の区域において農業を担う者とされなかったときは、その後、本制度の適用を受けることはできないこととなります。

（注4） 基盤強化法等改正法の施行の日は、基盤強化法等改正法の公布の日（令和4年5月27日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（基盤強化法等改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

（注5） 関係法令については、下記の（参考1）から（参考3）までをご参照ください。

（参考1） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56

号）第1条の規定による改正後）

（農業者等による協議の結果の場の設置等）

第18条 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 同意市町村は、前項の協議に当たっては、当該協議が行われる区域内で農用地を保有し、又は利用する者の理解と協力を得るため、農用地等に関する地図を活用した当該者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域農業経営基盤強化促進計画）

第19条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第1項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 四 農業者その他の第1号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置
- 3 同意市町村は、地域計画においては、前項第3号の目標として同項第1号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。
- 4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- 一 基本構想に即するとともに、第5条第4項に規定する計画との調和が保たれたものであること。
- 二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。
- 6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当

該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

- 8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

**(参考2) 農地中間管理事業の推進に関する法律**  
(平成25年法律第101号) (農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第2条の規定による改正前)

(農業者等による協議の場の設置等)

第26条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする。

- 3 農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員(農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定

する推進委員をいう。)の第1項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

**(参考3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律**（令和4年法律第56号）

**附 則**

（農用地利用集積計画に関する経過措置）

第5条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する同意市町村をいう。附則第11条第2項において同じ。）は、施行日から起算して2年を経過する日（その日までに新基盤強化法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第11条第1項及び第26条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公

告することができる。

**2・3 省 略**

（農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置）

第11条 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第26条第1項の規定により公表された協議の結果に係る区域における協議の場については、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

2 新基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村は、この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第26条第1項の規定により公表された協議の結果（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含む。）を新基盤強化法第18条第1項の規定により公表された協議の結果とみなすことができる。

## 第四 土地税制関係

### 一 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等

#### 1 改正前の制度の概要

##### (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

この制度は、法人の有する資産が土地収用法等の規定によって収用権が認められている事業等のために収用等をされ、その補償金、対価又は清算金（以下「補償金等」といいます。）の額の全部又は一部に相当する金額をもって、その収用等により譲渡した資産と同種の資産その他これに代わるべき資産（以下「代替資産」といいます。）の取得をする場合において、一定の要件の下で、収用換地等の場合の所得の特別控除制度（5,000万円特別控除制度）（措法65の2）との選択適用により、その代替資産につき、譲渡益の額（圧縮限度額）の範囲内でその帳簿

価額の損金経理による減額等（圧縮記帳）をしたときは、その減額等をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法64①）。

（注1） 棚卸資産は、本制度の対象となる法人の有する資産から除くこととされています。

（注2） 収用等とは、収用、買取り、換地処分、権利変換、買取又は消滅をいいます。

（注3） 代替資産の取得については、所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含むこととされています。

##### (2) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

この制度は、上記(1)の収用等による譲渡があった場合において、その収用等の日を含む事業年度では代替資産の取得がなく、指定期



間内に補償金等の額の全部又は一部に相当する金額をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、一定の要件の下で、その補償金等の額で代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額以下の金額をその収用等のあった日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法等により経理したときに限り、上記(1)の特例に準じて課税の特例が適用できるというものです（措法64の2①）。

(注) 指定期間とは、収用等のあった日を含む事業年度終了の日の翌日から収用等のあった日以後2年を経過する日までの期間をいいます。

## 2 改正の内容

(1) 収用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得をした資産について上記1(1)の特例の適用があることが明確化されました。

(注) 先行して資産の取得をした場合の事後的な圧縮記帳については、従前より通達においてその取扱いが示されていましたが（措通64(3)-6）、これを法令上明確化したものです。なお、改正の経緯等については、前掲「**法人税法等の改正**」の「**四 その他**」の「**1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入**」をご参照ください。

具体的には、法人が、収用等のあった日を含む事業年度開始の前日の一定の期間（取得期間）内に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、その資産を上記1(1)の特例に該当する代替資産とみなして圧縮記帳ができることとされました（措法64③）。

また、法人が収用等のあった日を含む事業年度において適格分割等を行う場合における期中圧縮記帳（措法64⑨）についても、その収用等のあった日を含む事業年度開始の前日の一定の期間（取得期間）内に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、期中圧縮記帳ができることとされています（措法64③⑩）。

① 取得期間

上記の一定の期間は、収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して1年前の日からその開始の日の前日までの期間とされています（措法64③）。

ただし、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置の敷地の用に供するための宅地の造成並びにその工場等の建設及び移転に要する期間が通常1年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情がある場合には、その収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して3年前の日からその開始の日の前日までの期間とされています（措法64③、措令39⑳）。

なお、上記1(1)の特例は譲渡と取得の関連性を必要とするものであり、法人の有する資産について収用等のあることがあらかじめ了知できない時点において取得した資産について圧縮記帳の適用を認める理由はないことから、上記の期間の始期は、上記の1年前の日又は3年前の日とその収用等によりその法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日とのうちいずれか遅い日とされています（措法64③）。

② 先行して取得をした減価償却資産に係る圧縮限度額

先行して取得をした資産につき事後的に上記1(1)の特例による圧縮記帳の適用を受ける場合において、その資産が減価償却資産であるときの圧縮限度額は、その資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に、次のイの金額のうちにロの金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とされています（措法64③、措令39⑳）。

イ その資産の当該事業年度開始の前日における取得価額

ロ その資産の当該事業年度開始の前日における帳簿価額

(注1) 上記の差益割合を乗ずる取得価額は、その額が補償金等の額を超える場合には、その超える金額を控除した金額とされて

います。なお、この補償金等の額からは、既に取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額を除くこととされ、具体的には、下記(2)①のとおり、補償金等の額のうち次の金額の合計額を除くこととされています（措法64①、措令39⑤）。

- (イ) 既に代替資産の取得に充てられた額
- (ロ) 上記①の取得期間内に取得をした代替資産となるべき資産であり、かつ、その資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合におけるその資産の取得価額のうちその圧縮記帳の適用に係る部分の金額

(注2) 差益割合とは、補償金等の額からその譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額のその補償金等の額に対する割合をいいます（措法64①）。

(注3) 先行して取得をした資産につき事後的に上記1(1)の特例による圧縮記帳の適用を受ける場合において、その資産が減価償却資産以外の資産であるときの圧縮限度額は、取得年度において圧縮記帳の適用を受ける場合の圧縮限度額（その資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額）と同様です（措法64①⑨）。

- ③ 先行して取得をした減価償却資産につき事後的に圧縮記帳の適用を受けた場合の取得価額に算入しない金額

先行して取得をした資産につき事後的に上記1(1)の特例による圧縮記帳の適用を受けた場合において、その資産が減価償却資産であるときの取得価額に算入しない金額は、その圧縮記帳による損金算入額に、上記②ロの金額に対する上記②イの金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とされています（措令39⑳）。

- (2) 上記(1)の改正に伴い、取用等に係る補償金等の額をもって複数の資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合における各資産の圧縮記帳の計算の基礎となる補償金等の額について、次の改正

が行われました。

- ① 上記1(1)の特例の圧縮限度額の計算の基礎となる代替資産の取得価額は、その取用等に係る補償金等の額を超える場合には、その超える金額を控除した金額とされており、この補償金等の額については、既に代替資産の取得に充てられた額を控除することとされていますが、既に取得をした代替資産が上記(1)①の取得期間内に取得をした上記(1)の代替資産となるべき資産であり、かつ、その代替資産となるべき資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、補償金等の額のうち、その代替資産となるべき資産の取得価額のうちその圧縮記帳の適用に係る部分の金額を控除することとされました（措法64①、措令39⑤）。

(注) 「その圧縮記帳の適用に係る部分の金額」とは、具体的には、補償金等の額のうち、圧縮記帳の適用を受ける上記(1)の代替資産となるべき資産の圧縮限度額の計算の基礎とした取得価額に相当する金額です。

- ② 上記1(2)の特例の基礎となる補償金等の額については、取用等のあった日を含む事業年度においてその補償金等の額の一部に相当する金額をもって代替資産の取得をした場合にはその資産の取得価額を控除することとされていますが、その取用等に係る上記(1)①の取得期間内に上記(1)の代替資産となるべき資産の取得をした場合には、その資産の取得価額を控除することとされました（措法64の2①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法64①③⑩、64の2①、68の70①③⑨、68の71①、令和2年改正前措令39⑤⑳～㉒、39の99⑤～⑧）。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和4年4月1日以後にされる取用等に係る代替資産となるべき資産について適用することとされています（改正法附則

47①）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則61①、69①）。

## 二 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

(1) この制度は、法人の有する資産が、土地収用法等の規定による収用があった場合においてその資産と同種の資産を取得するとき、土地区画整理法による土地区画整理事業等が施行された場合において土地等に係る換地処分により土地等を取得するとき等一定の場合に該当することとなった場合において、その法人が換地処分等により取得した資産（以下「交換取得資産」といいます。）につき、その交換取得資産の価額からその換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（圧縮限度額）の範囲内で、その交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、圧縮記帳を行うことができるというものです（措法65①）。

(注1) 一定の場合に該当することとなった場合には、交換取得資産とともに補償金、対価若しくは清算金（以下「補償金等」といいます。）又は保留地の対価を取得した場合を含みます。

(注2) 換地処分等とは、収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換をいいます。

(2) また、法人の有する資産について換地処分等が行われ、その換地処分等により交換取得資産とともに補償金等を取得した場合には、その補償金等をもって取得をした代替資産については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等が適用できることとされています（措法65③）。

(注) 代替資産の取得については、所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含みます。

(3) 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後に一定の換地処分等による譲渡があったことにより上記(1)の圧縮記帳の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととされています（措法65⑩）。

### 2 改正の内容

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64）の改正に伴い、換地処分等により交換取得資産とともに補償金等を取得した場合におけるその換地処分等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得をした資産について収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用があることが明確化されました（措法65③、措令39の2⑨）。

(注) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正の内容については、前述「一 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等」の2をご参照ください。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても、上記と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法65③、68の72③、令和2年改正前措令39の2⑨、39の100⑦）。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和4年4月1日以後にされる換地処分等に係る代替資産となるべき資産について適用することとされています（改正法附則47①）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則61①、69①）。

### 三 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（2,000万円特別控除制度）

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち年2,000万円までは、その譲渡の日を含む事業年度において、所得控除ができるというものです（措法65の3①）。

この「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは、次の場合をいいます（措法65の3①）。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (2) 第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、その第一種市街地再開発事業を行う都市再開発法の認可を受けて設立された市街地再開発組合に買い取られる場合
- (3) 防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、その防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、都市緑地法等の買取請求に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
- (5) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定された土地又は国立公園及び国定公園の特別地域若しくは自然環境保全地域の特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合（その重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地

が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、一定の地方独立行政法人又は一定の文化財保存活用支援団体に買い取られる場合を含みます。）

(注) 一定の地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第6条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第21条第6号に掲げる業務（設置及び管理の業務）を主たる目的とするものとされています（措令39の4④）。

- (6) 保安林等として指定された区域内の土地等が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合
- (7) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の集団移転促進事業計画に定められた移転促進区域内の農地等が同計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合
- (8) 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用規程（同法第23条第1項の認定に係るものに限り、）に係る同法第23条の2第1項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、同条第6項の農用地の所有者等からの同項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合

ただし、この「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」に該当することとなった土地等の譲渡の日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、その該当することとなった土地等のいずれかについて、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7～65の9）等の適用を受けた場合には、その該当することとなった土地等のいずれについても、この制度は適用できないこととされています。

## 2 改正の内容

### (1) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う措置

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、上記1(8)の場合の措置について、同法第22条の4第1項に規定する区域（地域計画の特例に係る区域）内にある農用地が、同条第2項の農用地等の所有者等からの同項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合の措置に改組されました（措法65の3①七）。

なお、農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限ることとされています（措法65の3①七、措令39の4⑤）。

（注1） 上記の公益社団法人は、その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに、上記の公益財団法人は、その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに、それぞれ限られています（措令39の4③⑤）。

また、農地中間管理機構に買い取られる場合の「土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類を保存していること」とする書類保存要件における書類は、市町村長のその土地等が地域計画の特例に係る区域内にある農用地である旨を証する書類、その土地等の買取りをする者のその土地等を上記の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事のその土地等の買取りをする者が上記の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とされました（措法65の3④、措規22の4①七）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則については、令和2年改正前租税特別措置法等が適用で

きる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となりますが（令和2年改正法附則14）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）の施行の日は基盤強化法等改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、その施行の日は令和5年3月30日後となることが見込まれることから、上記と同様の改正は行われていません。

（注2） 上記の改正の背景及び関連する「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の趣旨及び概要等」については、前掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「九 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の改正」の2(1)をご参照ください。

（注3） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

### (2) 博物館法の改正に伴う措置

博物館法の改正に伴い、上記1(5)(注)の一定の地方独立行政法人の範囲について、地方独立行政法人法施行令第6条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第2条第2項に規定する公立博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当するものに係る地方独立行政法人法第21条第6号に掲げる業務（設置及び管理の業務）を主たる目的とする地方独立行政法人とされました（措令39の4④）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法施行令については、令和2年改正前租税特別措置法施行令が適用できる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となりますが（令和2年改正令附則2）、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行の日は令和5年4月1日とされており（博物館法の一部を改正する法律附則1）、その施行の日は令和5年3月30日後となることから、上記と同様の改正は

行われていません。

(注1) 上記の改正の背景及び関連する「博物館法の一部を改正する法律の趣旨及び概要等」については、前掲「**租税特別措置法等（所得税関係）の改正**」の「**第一 住宅・土地税制の改正**」の「**九 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の改正**」の2(2)をご参照ください。

(注2) 関係法令については、下記の（参考2）をご参照ください。

### 3 適用関係及び経過措置

(1) 上記2(1)の改正は、法人の有する土地等が基盤強化法等改正法の施行の日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する土地等が同日前に買い取られた場合については、従前どおりとされています（改正法附則47②）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に、上記2(1)の改正前の上記1(8)の農用地で基盤強化法等改正法附則第6条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る基盤強化法等改正法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第23条の2第1項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第6条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第23条の2第6項の農用地の所有者等からの同項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合には、その買い取られる場合を上記2(1)の改正後の上記1(8)の場合に該当するものとみなして、本制度の適用があるものとされています（改正法附則47③④）。また、この場合の「土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類を保存していること」とする書類保存要件における書類は、市町村長のその土地等が農用地利用規程に係る農用地利用改善事

業の実施区域内にある農用地である旨を証する書類、その土地等の買取りをする者のその土地等を上記の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事のその土地等の買取りをする者が上記の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とされています（改正措規附則10①）。

(注1) 農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限ることとされています（改正法附則47③）。なお、公益社団法人は、その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに、公益財団法人は、その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに、それぞれ限られています。

(注2) 基盤強化法等改正法の施行の日は、基盤強化法等改正法の公布の日（令和4年5月27日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（基盤強化法等改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

(注3) 関係法令については、下記の（参考3）及び（参考4）をご参照ください。

(2) 上記2(2)の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行の日（令和5年4月1日）から施行することとされています（改正措令附則1七）。

(参考1) **農業経営基盤強化促進法**（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正後）  
（地域農業経営基盤強化促進計画に係る提案）

第22条の3 同意市町村の農業委員会又は

- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地等の所有者等は、同意市町村に対し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（農用地区域内に限る。以下「対象区域」という。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、当該対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行う旨その他農林水産省令で定める事項を地域計画に定めることを提案することができる。
- 2 前項の規定による提案は、農地中間管理機構及び当該提案に係る対象区域内の農用地等の所有者等の3分の2以上の同意を得ている場合に、農林水産省令で定めるところにより行うものとする。
- 3 第1項の規定による提案を受けた同意市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域計画を定めず、又はこれを変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 第1項に規定する事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限る。）の有効期間は、政令で定める。（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）
- 第22条の4 前条第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。
- 3 農地中間管理機構は、前項の規定による申出を行つた農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行うものとする。
- 4 第2項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。
- (参考2) 博物館法（昭和26年法律第285号）（博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正後）**  
(定義)
- 第2条 省 略
- 2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。
- 3・4 省 略
- 第5章 博物館に相当する施設
- 第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事

業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第1項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第1項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第3条第2項及び第3項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものと

する。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

**(参考3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）**

**附 則**

（農用地利用規程に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第23条第1項の認定（旧基盤強化法第24条第1項の規定による変更の認定を含む。次項及び第3項において同じ。）に係る農用地利用規程（農業経営基盤強化促進法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程（次項において「特定農用地利用規程」という。）及び旧基盤強化法第23条の2第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程を除く。）は、新基盤強化法第23条第1項の認定（新基盤強化法第24条第1項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）に係る農用地利用規程とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第23条第1項の認定に係る特定農用地利用規程は、当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第24条第1項の規定による変更の認定を受けたときは、その認定を受けた日）までの間は、新基盤強化法第23条第1項の認定に係る特定農用地利用規程とみなす。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第23条第1項の認定に係る旧基盤強化法第23条の2第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当該農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第19条の



規定により地域計画（新基盤強化法第22条の3第1項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告されたときは、当該農用地利用規程に係る旧基盤強化法第23条の2第1項に規定する農用地利用改善事業の実施区域のうち、当該地域計画の区域（新基盤強化法第22条の3第1項に規定する対象区域内に限る。）については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

**（参考4） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前）（農用地利用規程の特例）**

第23条の2 前条第1項に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（第8項において「農用地区域」という。）内に限る。以下この条において同じ。）を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

2 前項の規定により定める農用地利用規程においては、前条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- 三 農地中間管理事業の利用に関する事

項

四 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第1項の認定の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用規程について、同意市町村に意見書を提出することができる。

4 同意市町村は、第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が同条第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、同条第1項の認定をしてはならない。

一 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者（以下この条において「所有者等」という。）の3分の2以上の同意が得られていること。

二 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

5 前条第1項に規定する団体が、第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程について同条第1項の認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対

して、賃借権、使用貸借による権利その他の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行つてはならない。

6 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

7 前項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

8 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第3条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域

内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が前条第1項の認定を受けた農用地利用規程（第1項に規定する事項が定められているものに限る。）に係る農用地利用改善事業の実施区域内にあるときは、同法第13条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該農用地利用規程の有効期間が満了している場合に限り、することができる。

9 第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

10 同意市町村の長は、第1項に規定する事項が定められている農用地利用規程に係る認定団体に対し、農用地利用改善事業の実施状況に関し必要な報告をさせることができる。

## 四 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（1,500万円特別控除制度）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち年1,500万円までは、その譲渡の日を含む事業年度において、所得控除ができるというものです（措法65の4①）。

この「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次の場合をいいます（措法65の4①）。

- (1) 地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業の用に供するために土地等が買い取られる場合
- (2) 取用の対償に充てるために土地等が買い取られる場合、住宅地区改良法の改良住宅の建設のため改良地区以外の土地等が買い取られる場合又は公営住宅法の公営住宅の買取りにより土地

等が地方公共団体に買い取られる場合

- (3) 平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成事業（一定の要件を満たすものに限ります。）の用に供するために土地等が買い取られる場合
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律の買取協議に基づき土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- (5) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が特定空港の設置者に買い取られる場合
- (6) 地方公共団体又は沿道整備推進機構が沿道整備道路の沿道の整備のために行う一定の事業の用に供するために沿道地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (7) 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が防災街区としての整備のために行う一定の事業の

- 用に供するために特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (8) 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が認定中心市街地の整備のために行う一定の事業の用に供するために認定中心市街地の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (9) 地方公共団体又は景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (10) 地方公共団体又は都市再生推進法人が都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するためにこれらの計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (11) 地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するためにその区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (12) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画に基づく工業用地等の造成事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合
- (13) 次の事業の用に供するために、土地等が地方公共団体の出資に係る法人等に買い取られる場合
- ① 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく一定の商店街活性化事業又は同法の認定商店街活性化支援事業計画に基づく一定の商店街活性化支援事業
- ② 中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく一定の中小小売商業高度化事業
- (14) 農業協同組合が行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものの用に供するために農地等が買い取られる場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業活性化資金の融資を受けて行う土地の造成に関する事業で一定の要件を満たすものの用に供するために土地等が買い取られる場合
- (15) 総合特別区域法の共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で一定の要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために土地等が買い取られる場合
- (16) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定を受けた整備計画に基づいて行われる特定施設の整備事業の用に供するために土地等が地方公共団体又はその出資に係る法人等に買い取られる場合
- (17) 広域臨海環境整備センター法の認可を受けた基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等が広域臨海環境整備センターに買い取られる場合
- (18) 生産緑地法の買取申出等に基づき生産緑地区内の土地が地方公共団体等に買い取られる場合
- (19) 国土利用計画法の規制区域内の土地等が地方公共団体に買い取られる場合
- (20) 国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた学園都市計画等の地域の開発保全整備計画に係る事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体等に買い取られる場合
- (21) 大都市地域住宅等供給促進法の買取申出等に基づき土地区画整理促進区域等内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- (22) 土地区画整理事業の施行に伴い、一定の既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難である場合に清算金を取得する場合
- (23) 土地等につき被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、保留地が定められたことに伴いその土地等に係る換地処分によりその土地等のうちその保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき

- (24) マンション建替事業の施行に伴い、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得する場合又は売渡請求若しくは買取請求により土地等が買い取られる場合
- (25) マンション敷地売却事業の実施に伴い、建築物の耐震改修の促進に関する法律の通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得する場合又は売渡請求によりその土地等が買い取られる場合
- (26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の管理地区内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区内の土地のうち天然記念物として指定された鳥獣等の生息地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合
- (27) 自然公園法の都道府県立自然公園の区域内のうち条例により特別地域として指定された一定の地域内の土地又は自然環境保全法の都道府県自然環境保全地域のうち条例により特別地区として指定された一定の地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合
- (28) 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の買入協議に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法第16条第2項の農地中間管理機構に買い取られる場合
- ただし、この「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」に該当することとなった土地等の譲渡の日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、その該当することとなった土地等のいずれかについて、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7～65の9）等の適用を受けた場合には、その該当することとなった土地等のいずれについても、この制度は適用できないこととされています。

## 2 改正の内容

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、上記1(28)の場合の措置について、同法第22条第2項の買入協議に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法第22条第2項の農地中間管理機構に買い取られる場合の措置とされました（措法65の4①二十五）。農業経営基盤強化促進法第22条第2項の買入協議は、同法の改正により一定の市町村が新たに定めるものとされる同法第19条第1項に規定する地域計画の達成に資するよう、対象となる農用地がその地域計画の区域内にある場合に限定して行われることになることから、本制度が適用できる場合も、その農用地がその地域計画の区域内にある場合に限定されることになります。

なお、農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限ることとされています（措法65の4①二十五、措令39の5⑳）。

（注1）上記の公益社団法人は、その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに、上記の公益財団法人は、その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに、それぞれ限られています（措令39の5⑨㉘）。

また、農地中間管理機構に買い取られる場合の「土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類を保存していること」とする書類保存要件における書類は、市町村長のその土地等が農用地区域として定められている区域内にある農用地である旨及びその土地等の買取りにつき上記の買入協議に係る農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知をしたことを証する書類（その通知をした年

月日の記載があるものに限ります。)、その土地等の買取りをする者のその土地等をその買入協議に基づき買い取った旨を証する書類並びに都道府県知事のその土地等の買取りをする者が上記の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とされました(措法65の4⑤、措規22の5①二十九)。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則については、令和2年改正前租税特別措置法等が適用できる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となりますが(令和2年改正法附則14)、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。)の施行の日は基盤強化法等改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、その施行の日は令和5年3月30日後となることが見込まれることから、上記と同様の改正は行われていません。

(注2) 上記の改正の背景及び関連する「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の趣旨及び概要等」については、前掲「**租税特別措置法等(所得税関係)の改正**」の「**第一住宅・土地税制の改正**」の「**十 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正**」の2をご参照ください。

(注3) 関係法令については、下記の(参考1)をご参照ください。

### 3 適用関係及び経過措置

上記2の改正は、法人の有する土地等が基盤強化法等改正法の施行の日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する土地等が同日前に買い取られた場合については、従前どおりとされています(改正法附則47⑤)。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に、上記2の改正前の上記1⑳の農用地で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第3条第2項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における基盤強化法等改正法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」といいます。)第16条第2項の買入協議に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合には、その買い取られる場合を上記2の改正後の上記1㉑の場合に該当するものとみなして、本制度の適用があるものとされています(改正法附則47⑥)。また、この場合の「土地等の買取りをする者から交付を受けたその土地等の買取りがあったことを証する書類を保存していること」とする書類保存要件における書類は、市町村長のその土地等が農用地区域として定められている区域内にある農用地である旨及びその土地等の買取りにつき上記の買入協議に係る基盤強化法等改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第16条第2項の規定による通知をしたことを証する書類(その通知をした年月日の記載があるものに限ります。)、その土地等の買取りをする者のその土地等を上記の買入協議に基づき買い取った旨を証する書類並びに都道府県知事のその土地等の買取りをする者が上記の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とされています(改正措規附則10③)。

(注1) 農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限ることとされています(改正法附則47⑥)。なお、公益社団法人は、その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに、公益財団法人は、その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに、それぞれ限られています。

(注2) 基盤強化法等改正法の施行の日、基盤強化法等改正法の公布の日(令和4年5月27日)

から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（基盤強化法等改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

（注3） 関係法令については、下記の（参考2）及び（参考3）をご参照ください。

（参考1） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正後）

第22条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域（第22条の4第1項に規定する地域計画の区域を除く。）内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するように利用権の設定等を行うことが困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、第1項の申出があつた日から起算して3週間以内に、これを行うものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、

当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第2項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して3週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

（参考2） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附 則

（農用地の利用関係の調整等に関する経過措置）

第3条 農用地（旧基盤強化法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）の所有者は、施行日から起算して2年を経過する日（その日までに新基盤強化法第19条の規定により当該農用地を含む地域計画（同条第1項に規定する地域計画をいう。附則第5条第1項及び第6条第3項において同じ。）が定められ、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第15条第1項の申出をすることができる。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第15条第1項の申出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた申出を含む。）に係る同条第2項及び旧基盤強化法第16条の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡しその他の行為については、なお従前の例による。

（参考3） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前）

第16条 同意市町村の農業委員会は、前条第1項の農用地の所有者からの申出の内

容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第2項の規定による当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第2項の調整に係る農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、前条第1項の申出があつた日から起算して3週間以内に、これを行うものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第2項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して3週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

6 第2項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地中間管理機構は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者又は認定就農者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

## 五 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度（800万円特別控除制度）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、農地所有適格法人の有する土地等が農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち年800万円までは、その譲渡の日を含む事業年度において、所得控除ができるというものです（措法65の5①）。

この「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合」とは、次の場合をいいます（措法65の5①、措令39の6②）。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより土地

等を譲渡した場合

(2) 農地中間管理機構に対し、農地売買等事業（農用地等を買入れて、その農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。）のために農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地等を譲渡した場合

(4) 特定農山村地域における農林業等の活性化の

ための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合

- (5) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の林業経営改善計画の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合

ただし、この「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合」に該当することとなった土地等の譲渡の日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、その該当することとなった土地等のいずれかについて、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7～65の9）等の適用を受けた場合には、その該当することとなった土地等のいずれについても、この制度は適用できないこととされています。

## 2 改正の内容

### (1) 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う措置

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、上記1(3)の場合の措置について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった同条第1項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地等を譲渡した場合の措置に改組されました（措法65の5①二）。

また、改組後の上記1(3)の場合に該当して本制度の適用を受ける場合の確定申告書等に添付すべき財務省令で定める書類は、市町村長のその土地等が農用地区域内にある旨を証する書類並びにその土地等に係る権利の移転につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした者のその公告をした旨及びその公告の年月日を証する書類又はその権利の移転に係る一定の登記事項証明書とされています（措法65の5②、措規22の6②五）。なお、改組に伴い、上記1(2)の場合から改組後の上記1(3)の場合が除外されるとともに、上記1

(2)の場合に該当して本制度の適用を受ける場合の確定申告書等に添付すべき財務省令で定める書類から、市町村長のその農地等に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告をした旨及びその公告の年月日を証する書類を除外する規定の整備が行われています（措令39の6②、措規22の6②四イ）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則については、令和2年改正前租税特別措置法等が適用できる最終事業年度の末日は令和5年3月30日以前の日となります（令和2年改正法附則14）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）の施行の日は基盤強化法等改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、その施行の日は令和5年3月30日後となることが見込まれることから、上記と同様の改正は行われていません。

(注1) 上記の改正の背景及び関連する「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の趣旨及び概要等」については、前掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「十一 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正」の2(1)をご参照ください。

(注2) 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

### (2) 適用対象の見直し

上記1(4)及び(5)の場合が適用対象から除外されました（旧措法65の5①三・四、旧措令39の6③、旧措規22の6②③④六・七）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、同様の改正が行われています（旧令和2年改正前



措法65の5①三・四、68の76①、旧令和2年改正前措令39の6③、旧令和2年改正前措規22の6②③④六・七、22の68）。

### 3 適用関係及び経過措置

(1) 上記2(1)の改正は、農地所有適格法人が基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用し、農地所有適格法人が同日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとされています（改正法附則47⑦、改正措令附則18）。

なお、基盤強化法等改正法の施行の日以後に、上記2(1)の改正前の上記1(3)の土地等を基盤強化法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、その譲渡した場合を上記2(1)の改正後の上記1(3)の場合に該当するものとみなして、本制度の適用があるものとされています（改正法附則47⑧）。また、この場合の本制度の適用を受ける場合の確定申告書等に添付すべき財務省令で定める書類は、市町村長のその土地等が農用区域内にある旨を証する書類並びにその土地等に係る権利の移転につき基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に係る基盤強化法等改正法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告（基盤強化法等改正法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の公告を含みます。）をした者のその公告をした旨及びその公告の年月日を証する書類又はその権利の移転に係る登記事項証明書（その権利の移転がその公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限ります。）とされています（改正措規附則10⑤）。

(注1) 基盤強化法等改正法の施行の日、基盤強化法等改正法の公布の日（令和4年5月27日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており（基

盤強化法等改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

(注2) 関係法令については、下記の（参考2）及び（参考3）をご参照ください。

(2) 上記2(2)の改正は、農地所有適格法人が令和4年4月1日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとされています（改正法附則47⑨⑩）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則61②③、69②③）。

(参考1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第2条の規定による改正後）

（農用地利用集積等促進計画）

第18条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第2条第3項第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（次項第1号において「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。

2 農用地利用集積等促進計画においては、当該計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項

- イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法
  - ニ 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法
  - ホ その他農林水産省令で定める事項
- 二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
- イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。第5項第2号において同じ。）、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。同項第3号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - ハ ロに規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所
  - ニ イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法、当該権利が経営受託権である場合にあつては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法
  - ホ イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法
  - ヘ イに規定する者が第21条第2項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件
  - ト その他農林水産省令で定める事項
- 3 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）の意見を聴くとともに、前項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときにあつてはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうか

かについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあつては利害関係人の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、第1項の認可の申請をしようとするときは、前項の規定により聴取した意見を記載した書類を提出しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農用地利用集積等促進計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。

二 第2項第2号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て（農地所有適格法人及び次号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）を備えることとなること。ただし、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 第2項第2号イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の

農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 第2項第1号ロに規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行う者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（その存続期間が40年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

五 第2項第2号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者（同号ハに規定する者がある場合には、その者及び同号イに規定する者）の同意が得られていること。

六 第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。

イ 農用地であつて、当該土地に係る第1項の権利の設定又は移転の内容が農地法第5条第1項本文に規定す

- る場合に該当するもの 同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であって、当該土地に係る第1項の権利の設定又は移転の内容が同法第15条の2第1項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。） 同条第4項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 都道府県知事は、第1項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。ただし、農地中間管理機構が、第3項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地がそれぞれ前項第6号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聴き、その聴取した意見を第4項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。
- 一 前項第6号イに掲げる土地（農地法第4条第1項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。） 当該指定市町村の長
- 二 前項第6号ロに掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。） 当該指定市町村の長
- 7 都道府県知事は、第1項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。
- 8 前項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって第1項の権利が設定され、又は移転する。
- 9 第7項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。
- 10 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第2条第5項第1号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治29年法律第89号）第594条第2項又は第612条第1項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しない。
- 11 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定による要請の内容と一致するものであるときは、第3項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。
- 12 農地中間管理機構は、前項の規定による要請があったときは、当該要請の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- (参考2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

## 附 則

（農用地利用集積計画に関する経過措置）

第5条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する同意市町村をいう。附則第11条第2項において同じ。）は、施行日から起算して2年を経過する日（その日までに新基盤強化法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第11条第1項及び第26条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

2 この法律の施行前に旧基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第18条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあっせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中

間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。附則第18条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画（この法律の施行前に行われた利用権（旧基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。）又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。）に関する農地法による農地又は採草放牧地の権利移動及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

（参考3） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前）

（農用地利用集積計画の公告）

第19条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

## 六 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する土地等が次の場合に該当することとなった場合には、その交換分合により取得した土地等（以下「交換取得資産」といいます。）につき、その交換取得資産の価額からその交換分合により譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（圧縮限度額）の範囲内でその交換取得資産の帳簿価額の損金経理によ

る減額（圧縮記帳）をしたときは、その減額をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法65の10①）。

- （1） 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合
- （2） 集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合

(3) 農住組合法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合

措法65の10①二、68の81①二、旧令和2年改正前措規22の8①二、22の70①二。

## 2 改正の内容

上記1(2)の場合が適用対象から除外されました（旧措法65の10①二、旧措規22の8①二）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、同様の改正が行われています（旧令和2年改正前

## 3 適用関係

上記2の改正は、法人が令和4年4月1日以前に行った交換分合による土地等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとされています（改正法附則47⑪）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則61④、69④）。

# 七 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、かつ、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、その取得をした土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）につきこの制度の適用を受ける旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行取得土地等につき、その譲渡をした他の土地等の譲渡益の80%（先行取得土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、60%）相当額（圧縮限度額）の範囲内でその先行取得土地等の帳簿価額の損金経理による減額等（圧縮記帳）をしたときは、その減額等をした金額を損金の額に算入できるというものです（措法66の2①）。

## 2 改正の内容

制度が廃止されました（旧措法66の2、旧措令39の10の2、旧措規22の9の2）。令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても同様です（令和2年改正前措法66

の2、68の85、令和2年改正前措令39の10の2、39の109の2、令和2年改正前措規22の9の2、22の73）。なお、令和2年改正前租税特別措置法等については規定の削除は行われていませんが、他の土地等の譲渡期限が延長されていないことから、制度の廃止と同様の効果が生ずることになります。

(注) 他の土地等の譲渡期限である先行取得土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内は、令和3年12月30日がその最も遅い日であり、既に経過しています。

## 3 適用関係

上記2の改正は、法人がその取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に行った他の土地等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとされています（改正法附則47⑫）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法については、規定の削除が行われていないため、経過措置は設けられていませんが、他の土地等の譲渡期限が延長されていないことから、上記と同様に、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に行った他の土地等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとなります（令和2年改正前措法66の2、68の85）。

## 第五 その他の特別措置関係

### 一 沖縄の認定法人の課税の特例

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、次の(1)及び(2)の措置によって構成されています（措法60）。

##### (1) 情報通信産業特別地区又は国際物流拠点産業集積地域に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の認定法

人に該当するものが、その各事業年度（その内国法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度に限ります。）において、同表の特別地区内で行われる同表の特定事業に係る所得の金額を有する場合には、その金額の40%相当額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法60①、措令36①～③）。

	認定法人	特別地区	特定事業
①	沖縄振興特別措置法の沖縄県知事の認定を同知事が情報通信産業振興計画を主務大臣に提出した日から令和4年3月31日までの間に受けた法人	情報通信産業特別地区として指定された地区（同地区に係る変更があったときは、その変更後の地区）	特定情報通信事業
②	沖縄振興特別措置法の沖縄県知事の認定を同知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和4年3月31日までの間に受けた法人	国際物流拠点産業集積地域として指定された地区（同地区に係る変更があったときは、その変更後の地区）	特定国際物流拠点事業

(注1) 特定事業に係る所得の金額は、特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、全所得金額を限度とすることとされています（措法60①、措令36③）。

(注2) 特定情報通信事業とは、情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進する一定の事業をいい、具体的には、次の事業です（沖振法三七、沖振令2）。

- ① データセンター
- ② インターネット・エクスチェンジ業
- ③ インターネット・サービス・プロバイダ
- ④ 情報通信機器相互接続検証事業
- ⑤ バックアップセンター
- ⑥ セキュリティーデータセンター

(注3) 特定国際物流拠点事業とは、国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれる一定のものをいい、具体的には、次の事業です（沖振法三十二、沖振令4の2、5）。

- ① 倉庫業
- ② 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限ります。）
- ③ 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限ります。）
- ④ 製造業
- ⑤ 航空機整備業

##### (2) 経済金融活性化特別地区に係る措置

この措置は、青色申告書を提出する内国法人

で沖縄振興特別措置法の沖縄県知事の認定を同法の規定による経済金融活性化特別地区の指定

の日から令和4年3月31日までの間に受けた法人に該当するものが、その設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度（上記(1)の措置の適用を受ける事業年度を除きます。）において、その事業年度の所得の金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じた金額を損金の額に算入することができるというものです（措法60②、措令36④～⑥）。

（注）対象事業は、金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業及び経営コンサルタント業とされています（認定経済金融活性化計画）。

## 2 改正の経緯及び趣旨

本年5月15日、沖縄が本土に復帰してから50年を迎え、沖縄の振興については、これまで様々な振興策を講じてきた結果、着実に成果を上げてきました。しかしながら、いまだ低い1人当たり県民所得や、深刻な子供の貧困など、依然として様々な課題を抱えています。

改正前の沖縄振興特別措置法の有効期限は令和4年3月31日とされており、この有効期限の到来後の沖縄振興策について令和3年8月に「新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）」（以下「検討の基本方向」といいます。）が内閣府において取りまとめられました。この検討の基本方向においては、これまでの沖縄振興策により県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど一定の成果が見られたとする一方で、1人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を上回る水準にあるなど、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要があるとされました。また、法的措置の枠組みとしては、諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定の整備をするとされました。さらに、検討の基本方向においては、観光地形成促進地域、情報通信

産業振興地域・特別地区、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特別地区の各制度について、それぞれ見直すなどの措置を講ずることとされました。

これらの沖縄の状況を踏まえ、沖縄の一層の振興を図っていくため、沖縄振興特別措置法等の有効期限の延長、特区・地域制度をより効率的かつ計画的なものとする等の措置を講ずるための「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」が、第208回国会に提出されました。「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」においては、沖縄振興特別措置法について、同法の有効期限を10年間延長し、令和14年3月31日までとするとともに、更なる産業振興のため、特区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等の沖縄県知事による認定制度を導入することとし、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設けることとされています。

「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」は、令和4年3月31日に参議院において可決・成立し、同日に法律第7号として公布されています。この改正法による改正後の沖縄振興特別措置法の規定に基づき新たな基本方針（「沖縄振興基本方針」）が令和4年5月10日に内閣総理大臣により定められました。また、新たな沖縄振興計画（「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」）が令和4年5月15日に沖縄県知事により定められ、同日に内閣総理大臣に提出されました。

この沖縄振興特別措置法の改正等を踏まえ、令和4年度税制改正においては、租税特別措置法が改正され、沖縄の認定法人の課税の特例について、その対象者を認定法人のうち主務大臣の確認を受けた法人とするなどの改正が行われました。

## 3 改正の内容

### (1) 情報通信産業特別地区に係る措置の改正

情報通信産業特別地区に係る措置について、次の改正が行われました。

#### ① 適用対象法人

この措置の適用対象となる法人について、



各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第31条第2項に規定する認定法人で同項に規定する主務大臣の確認を同法第28条第4項の規定による提出の日（以下「提出日」といいます。）から令和7年3月31日までの期間内に受けたものに該当する内国法人とされました（措法60①表一）。また、適用対象となる法人は、改正前と同様に、提出日以後に設立された内国法人で、下記②の適用対象区域内に本店又は主たる事務所を有するものに限ることとされています（措法60①）。

なお、情報通信産業振興計画の変更により新たに下記②の適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第28条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日を提出日とすることとされています（措令36⑱）。

沖縄振興特別措置法第31条第2項に規定する認定法人とは、同法第30条第1項の認定を受けた法人で、その認定を受けた法人が営む認定特定情報通信事業が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人をいいます。

(注1) 沖縄振興特別措置法第30条第1項においては、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において設立され、その区域内において特定情報通信事業を営む法人は、その区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が5人以上であること等一定の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができることとされています（沖振法30①、沖振令11）。

(注2) 沖縄県知事は、基本方針に即して、情報通信産業の振興を図るための計画（情報通信産業振興計画）を定めることがで

きることとされています（沖振法28①）。

また、沖縄振興特別措置法第28条第4項において、沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出情報通信産業振興計画」ということとされています（沖振法29①）。

(注3) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(注4) 法人の設立の日に係る要件における「提出日」は、改正前と同様に、沖縄県知事が情報通信産業振興計画を主務大臣に提出した日とされていますが、情報通信産業振興計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな情報通信産業振興計画の提出の日が、「提出日」になります。なお、提出日前に設立された法人についても経過措置の適用によりこの措置の適用を受けられる場合があります。経過措置の詳細については、下記4(2)①をご参照ください。

改正前の適用対象法人は対象期間内に沖縄県知事の認定を受けた法人とされていましたが、改正後は沖縄県知事の認定を受けることに加えて、対象期間内に情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

(注5) 主務大臣が定める基準は、次のイに該当し、かつ、次のロ又はハのいずれかに該当することとされています（令4.5内閣・総務・経産省1）。

イ 法人が下記②の適用対象区域内において営む下記③の適用対象事業に係る

法人付加価値額増加率が、1.5%に開始事業年度開始の日から終了事業年度終了の日までの期間（以下「対象事業期間」といいます。）の年数を乗じた割合以上であること。

ロ 対象事業期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ開始事業年度の直前の事業年度（以下「確認基準事業年度」といいます。）終了の日における常用労働者の数を下回らないものであり、かつ、その法人に係る法人平均1人当たり給与額増加率が1.5%に対象事業期間の年数を乗じた割合以上であること。

ハ 対象事業期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ確認基準事業年度終了の日における常用労働者の数を上回ること。

なお、その法人が開始事業年度に設立された法人である場合には、終了事業年度において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その法人の開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注6) 上記（注5）における用語の意義は次のとおりです。

イ 法人付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

法人付加価値額増加率＝（終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額）÷基準付加価値額

※1 付加価値額＝売上高－費用総額  
＋給与総額＋租税公課

※2 費用総額＝売上原価の額＋販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、確認基準事業年度における付加価値額をい

います。

ロ 開始事業年度……沖縄振興特別措置法第31条第2項に規定する主務大臣の確認に係る申請の日の属する事業年度をいいます。

ハ 終了事業年度……開始事業年度開始の日以後5年を経過した日又は法人の設立の日以後10年を経過した日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。

ホ 法人平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

法人平均1人当たり給与額増加率＝  
（終了事業年度において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額＝事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額÷その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、確認基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

(注7) 関係法令については、下記の(参考3)をご参照ください。

## ② 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域とされています（措法60①表一）。

### ③ 適用対象事業

適用対象となる事業は、適用対象法人が適用対象区域内において行う沖縄振興特別措置法第30条第2項に規定する認定特定情報通信事業とされました（措法60①表一）。

沖縄振興特別措置法第30条第2項に規定する認定特定情報通信事業とは、認定法人のその認定に係る特定情報通信事業をいいます（沖振法30②）。

（注1） 特定情報通信事業とは、沖縄振興特別措置法第3条第7号に規定する特定情報通信事業をいいます。

なお、沖縄振興特別措置法施行令等の改正により、特定情報通信事業の範囲の見直しが行われ、インターネット・エクステンジ業及びインターネット・サービス・プロバイダが除外され、次の事業が追加されました（沖振令2、情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令1）。

イ ソフトウェア業のうち次のもの

(イ) 顧客からの委託によりソフトウェアの開発を行う事業（受託開発ソフトウェア業）

(ロ) 顧客からの委託により情報システムの開発を行う事業（情報システム開発業）

(ハ) 顧客からの委託により情報システムに係る調査、企画、立案及び助言並びに情報システムの構築、維持管理及び運用に関する役務を一括して提供する事業（システムインテグレーションサービス業）

(ニ) 電気製品その他の電力供給を受けて動作するものの機能が発揮される

よう制御を行うためのソフトウェアの開発を行う事業（組込みソフトウェア業）

(ホ) 不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウェアの開発を行う事業（パッケージソフトウェア業）

ロ 情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びにそのデータベースに記録された情報を顧客に提供する事業（データベースサービス業）

ハ 情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（アプリケーション・サービス・プロバイダ）

ニ 事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業（情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業）

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）、（参考2）及び（参考4）をご参照ください。

### ④ その他の改正

特定事業に係る所得金額の範囲について、適用対象区域内において行われる適用対象事業及び適用対象区域以外の地域において行われる適用対象事業に関連する事業に係る所得の金額であることが明確化されました（措令36③）。

（注） 従前より通達において、租税特別措置法

施行令第36条第3項に規定する特定事業には同条第2項に規定する事業を含むことが示されていましたが（措通60-1の2）、これを法令上明確化したものです。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても上記①から④までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法60①、68の63①、令和2年改正前措令36③⑨、39の90③⑪）。

## (2) 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の改正

国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次の改正が行われました。

### ① 適用対象法人

この措置の適用対象となる法人について、各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第50条第2項に規定する認定法人で同項に規定する主務大臣の確認を同法第41条第4項の規定による提出の日（以下「提出日」といいます。）から令和7年3月31日までの期間内に受けたものに該当する内国法人とされました（措法60①表二）。また、適用対象となる法人は、改正前と同様に、提出日以後に設立された内国法人で、下記②の適用対象区域内に本店又は主たる事務所を有するものに限ることとされています（措法60①）。

なお、国際物流拠点産業集積計画の変更により新たに下記②の適用対象区域に該当することとなった区域については、その変更に係る沖縄振興特別措置法第41条第7項において準用する同条第4項の規定による提出の日を提出日とすることとされています（措令36⑩）。

沖縄振興特別措置法第50条第2項に規定する認定法人とは、同法第44条第1項の認定を受けた法人で、その認定を受けた法人が営む認定特定国際物流拠点事業が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の

確認を受けた法人をいいます。

(注1) 沖縄振興特別措置法第44条第1項においては、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立され、その区域内において特定国際物流拠点事業を営む法人は、その区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が15人以上であること等一定の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができることとされています（沖振法44①、沖振令21）。

(注2) 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（国際物流拠点産業集積計画）を定めることができることとされています（沖振法41①）。

また、沖縄振興特別措置法第41条第4項において、沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同項の規定により主務大臣に提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの）を「提出国際物流拠点産業集積計画」ということとされています（沖振法42①）。

(注3) 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

(注4) 法人の設立の日に係る要件における「提出日」は、改正前と同様に、沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日とされていますが、国際物流拠点産業集積計画は沖縄振興特別措置法の改正後に新たに定められますので、その新たな国際物流拠点産業集積計画の提出の日が、「提出日」になります。なお、提出日前に設立された法人についても経過措置の適用によりこの措置の適用を受

けられる場合があります。経過措置の詳細については、下記4(2)②をご参照ください。

改正前の適用対象法人は対象期間内に沖縄県知事の認定を受けた法人とされていましたが、改正後は沖縄県知事の認定を受けることに加えて、対象期間内に国際物流拠点産業集積地域の区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

(注5) 改正前の沖縄振興特別措置法においては、国際物流拠点産業集積地域において事業を行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けている法人であることが沖縄県知事の認定を受ける要件とされていましたが、沖縄振興特別措置法の改正により、主務大臣の認定を受けている法人であることは要しないこととされました(沖振法44①)。

(注6) 主務大臣が定める基準は、次のイに該当し、かつ、次のロ又はハのいずれかに該当することとされています(令4.5内閣・経産告3)。

イ 法人が下記②の適用対象区域内において営む下記③の適用対象事業に係る法人付加価値額増加率が、1.5%に開始事業年度開始の日から終了事業年度終了の日までの期間(以下「対象事業期間」といいます。)の年数を乗じた割合以上であること。

ロ 対象事業期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ開始事業年度の直前の事業年度(以下「確認基準事業年度」といいます。)終了の日における常用労働者の数を下回らないものであり、かつ、その法人に係る法人平均1人当たり給与額増加率が1.5%に対象事業期間の年数を乗じた

割合以上であること。

ハ 対象事業期間中の各事業年度終了の日において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ確認基準事業年度終了の日における常用労働者の数を上回ること。

なお、その法人が開始事業年度に設立された法人である場合には、終了事業年度において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が、その法人の開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ることとされています。

(注7) 上記(注6)における用語の意義は次のとおりです。

イ 法人付加価値額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

法人付加価値額増加率 = (終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

※1 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

※2 費用総額 = 売上原価の額 + 販売費及び一般管理費の額

※3 基準付加価値額とは、確認基準事業年度における付加価値額をいいます。

ロ 開始事業年度……沖縄振興特別措置法第50条第2項に規定する主務大臣の確認に係る申請の日の属する事業年度をいいます。

ハ 終了事業年度……開始事業年度開始の日以後5年を経過した日又は法人の設立の日以後10年を経過した日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

ニ 常用労働者……期間を定めなくて、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいい、法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従

事者（労働者のうち、法人の代表者の親族である者をいいます。）を除きます。  
ホ 法人平均1人当たり給与額増加率……次の算式により算出した割合をいいます。

法人平均1人当たり給与額増加率＝  
（終了事業年度において見込まれるその法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額）÷基準平均1人当たり給与額

※1 平均1人当たり給与額＝事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額のその事業年度における合計額÷その事業年度の月数

※2 現金給与総額とは、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいいます。

※3 基準平均1人当たり給与額とは、確認基準事業年度における平均1人当たり給与額をいいます。

（注8） 関係法令については、下記の（参考5）をご参照ください。

## ② 適用対象区域

適用対象となる区域は、改正前と同様に、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域とされています（措法60①表二）。

（注） 池武当地区（沖縄市の一部）、仲嶺・上江洲地区（うるま市の一部）及び平安座地区（うるま市の一部）が、国際物流拠点産業集積地域に追加される予定です。

## ③ 適用対象事業

適用対象となる事業は、適用対象法人が適用対象区域内において行う沖縄振興特別措置法第44条第2項に規定する認定特定国際物流拠点事業とされました（措法60①表二）。

沖縄振興特別措置法第44条第2項に規定す

る認定特定国際物流拠点事業とは、認定法人のその認定に係る特定国際物流拠点事業をいいます（沖振法44②）。

（注1） 特定国際物流拠点事業とは、沖縄振興特別措置法第3条第12号に規定する特定国際物流拠点事業をいいます。なお、特定国際物流拠点事業の範囲については、変更はありません。

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）及び（参考2）をご参照ください。

特定国際物流拠点事業の範囲については、上記1(1)（注3）をご参照ください。

## ④ その他の改正

特定事業に係る所得金額の範囲について、適用対象区域内において行われる適用対象事業及び適用対象区域以外の地域において行われる適用対象事業に関連する事業に係る所得の金額であることが明確化されました（措令36③）。

（注） 租税特別措置法関係通達60-1の2において、租税特別措置法施行令第36条第3項に規定する特定事業には同条第2項に規定する事業を含むこととされており、これを法令上も明確化したものです。

なお、令和2年改正前租税特別措置法及び令和2年改正前租税特別措置法施行令についても上記①から④までと同様の改正が行われています（令和2年改正前措法60①、68の63①、令和2年改正前措令36③⑨、39の90③⑪）。

## (3) 経済金融活性化特別地区に係る措置の認定期限の延長

制度の適用の前提となる内国法人の認定期限が、令和7年3月31日まで3年延長されました（措法60②）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法60②、68の63②）。

（注1） この措置の適用対象となる法人は、青色申告書を提出する内国法人で沖縄振興特別

措置法の沖縄県知事の認定を受けた内国法人とされていますが、沖縄振興特別措置法の改正により、認定法人は認定特定経済金融活性化事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告することとされました（沖振法56②）。したがって、沖縄県知事の認定を受けた法人は、この制度の適用の有無にかかわらず、沖縄振興特別措置法の規定に従って、毎年、実施状況を報告することになります。

（注2） 関係法令については、下記の（参考1）をご参照ください。

（参考1） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 省 略

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する

企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八～十 省 略

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

十二 特定国際物流拠点事業 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

十三～十五 省 略

（情報通信産業振興計画の作成等）

第28条 沖縄県知事は、基本方針に即して、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 省 略

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（第30条第1項及び第31条第2項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあつては、その区域

四～六 省 略

3 省 略

4 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。  
(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)

第29条 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した情報通信産業振興計画(その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 省 略

(特定情報通信事業の認定等)

第30条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた法人(以下この条及び第31条第2項において「認定法人」という。)は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定情報通信事業(以下この節において「認定特定情報通信事業」という。)の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3～6 省 略

(課税の特例)

第31条 省 略

2 認定法人(当該認定法人が営む認定特定情報通信事業が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基

準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(国際物流拠点産業集積計画の作成等)

第41条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 省 略

二 関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域

三～五 省 略

3 省 略

4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5・6 省 略

7 第3項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)

第42条 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出



をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

## 2・3 省 略

（特定国際物流拠点事業の認定等）

第44条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第50条第2項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定国際物流拠点事業（以下この節において「認定特定国際物流拠点事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

## 3～6 省 略

（課税の特例）

### 第50条 省 略

2 認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（経済金融活性化特別地区の指定）

第55条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴

いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

## 2・3 省 略

4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第1項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

（経済金融活性化計画の認定等）

第55条の2 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 省 略

二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の内容に関する事項

### 三～五 省 略

## 3 省 略

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化計画が次の各号のいずれ

にも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

#### 5・6 省 略

7 沖縄県知事は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

9 内閣総理大臣は、第4項の認定に係る経済金融活性化計画（第7項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第4項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

#### 11 省 略

（特定経済金融活性化事業の認定等）

第56条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業（次項及び第57条の2第1項において「特定経済金融活性化事業」という。）を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用す

る従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第57条第2項において「認定法人」という。）は、内閣府令で定めるところにより、その認定に係る特定経済金融活性化事業（以下この節において「認定特定経済金融活性化事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

#### 3～6 省 略

（課税の特例）

#### 第57条 省 略

2 認定法人の認定特定経済金融活性化事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（参考2） 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）

（特定情報通信事業）

第2条 法第3条第7号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

二 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備（同法第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。以下この号及び第11条第2項第4号へにおいて同じ。）に係るプログラム

（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業

三 ソフトウェア業（主務省令で定めるものに限る。）

四 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

五 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

六 情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びに当該データベースに記録された情報を顧客に提供する事業

七 情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属

するものを除く。）

八 事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業

（国際物流拠点産業）

第4条の2 法第3条第11号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 道路貨物運送業

二 倉庫業

三 こん包業

四 卸売業

五 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第3条第11号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）

六 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）

七 不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）

八 製造業

九 航空機整備業

（特定国際物流拠点事業）

第5条 法第3条第12号の政令で定める事

業は、前条第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事業とする。  
(特定情報通信事業の認定の要件等)

第11条 法第30条第1項の政令で定める数は、5人とする。

2 法第30条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 事業計画が適切であると認められること。

二 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、10年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

三 提出情報通信産業振興計画（法第29条第1項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた情報通信産業特別地区（法第28条第2項第3号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。）の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

四 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務

ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務

五 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の2に相当する数又は3人のいずれか多い数以下であること。

(特定国際物流拠点事業の認定の要件等)

第21条 法第44条第1項の政令で定める数は、15人とする。

2 法第44条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 事業計画が適切であると認められること。

二 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、10年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

三 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

四 第4条の2第5号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五 第4条の2第6号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、

当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

六 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ 第4条の2第2号、第6号及び第9号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ロ 第4条の2第5号に掲げる事業次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ハ 第4条の2第8号に掲げる事業次に掲げる業務

- (1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
- (4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
- (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

七 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の2に相当する数又は5人のいずれか多い数以下であること。

(参考3) 沖縄振興特別措置法第31条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和4年5月内閣府、総務省、経済産業省告示第1号）

(定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十二 省略

十三 常用労働者 期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代

表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四～十六 省 略

十七 事業確認申請 法第31条第2項に規定する主務大臣の確認に係る申請

十八 設立10年経過日 法人の設立の日以後10年を経過した日（当該法人が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、10年からそれぞれ当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過した日）

イ 合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が対象地域の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合 当該区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

ロ 当該区域内において特定情報通信事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該区域内において当該事業を行っていた期間

十九 対象法人 対象地域の区域内において認定特定情報通信事業（以下「対象事業」という。）を営む認定法人（法第30条第1項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）であって、法第31条第2項に規定する主務大臣の確認を受けようとする法人（事業確認申請の日において、設立10年経過日の属する事業年度の直前の事業年度の末日を経過した法人を除く。）

二十 開始事業年度 事業確認申請の日の属する事業年度

二十一 終了事業年度 開始事業年度の初日以後5年を経過した日又は設立10年経過日のいずれか早い日の属する事

業年度の直前の事業年度

二十二 対象事業期間 開始事業年度の初日から終了事業年度の末日までの期間

二十三 確認基準事業年度 開始事業年度の直前の事業年度

二十四 既設法人 対象法人のうち、開始事業年度の初日の前日以前に設立された法人

二十五 新設法人 対象法人のうち、開始事業年度に設立された法人

（法第31条第2項に規定する主務大臣が定める基準）

第4条 法第31条第2項に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設法人が営む対象事業 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 対象事業に係る法人付加価値額増加率が、対象事業期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める割合以上であること。

- (1) 1年 1,000分の15
- (2) 2年 1,000分の30
- (3) 3年 1,000分の45
- (4) 4年 1,000分の60
- (5) 5年 1,000分の75

ロ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を下回らないものであり、かつ、当該既設法人に係る法人平均1人当たり給与額増加率が、対象事業期間の年数（その期

間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める割合以上であること。

- (1) 1年 1,000分の15
- (2) 2年 1,000分の30
- (3) 3年 1,000分の45
- (4) 4年 1,000分の60
- (5) 5年 1,000分の75

ハ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を上回ること。

二 新設法人が営む対象事業 終了事業年度において見込まれる当該新設法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が当該新設法人の開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

(確認書の交付)

第5条 主務大臣は、対象法人から事業確認申請を受けた場合であって、対象事業が前条各号のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間を確認書に付記するものとする。

(対象事業期間の延長)

第6条 前条の規定により確認書の交付を受けた法人（終了事業年度が、設立10年経過日の属する事業年度の直前の事業年度となる法人を除く。以下「確認法人」という。）は、対象事業期間の末日の翌日（以下「延長開始日」という。）以降継続して対象事業を実施する場合は、終了事業年度において、対象事業期間の延長を申請することができる。

2 前項の規定により対象事業期間を延長

することができる期間（以下「延長事業期間」という。）は、延長開始日から同日以後5年を経過した日又は当該確認法人に係る設立10年経過日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「延長終了事業年度」という。）の末日までの期間とする。

3 第1項の規定による対象事業期間の延長の申請のあった対象事業に係る主務大臣が定める基準については、第4条第1号の規定を準用する。この場合において、「法人付加価値額増加率」とあるのは「延長法人付加価値額増加率」と、「対象事業期間」とあるのは「延長事業期間」と、「確認基準事業年度」とあるのは「延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度」と、「法人平均1人当たり給与額増加率」とあるのは「延長法人平均1人当たり給与額増加率」と読み替えるものとする。

4 主務大臣は、第1項の規定により対象事業期間の延長の申請を受けた場合であって、延長事業期間における対象事業が、前項の規定により読み替えて準用する第4条第1号の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした確認法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間及び延長事業期間を確認書に付記するものとする。

(備考)

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、零以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

(注) 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合

計した額とする。

2 省 略

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額 ÷ 当該事業年度の月数

(注) 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4～8 省 略

9 法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、確認基準事業年度における付加価値額とする。

10 法人平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額 - 基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、確認基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

11 延長法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(延長終了事業年度において見込まれる付加価値額 - 基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度における付加価値額とする。

12 延長法人平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(延長終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平

均1人当たり給与額 - 基準平均1人当たり給与額) ÷ 基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度における平均1人当たり給与額とする。

(参考4) 情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令 (平成14年内閣府、総務省、経済産業省令第1号)

(令第2条第3号の主務省令で定める事業)

第1条 沖縄振興特別措置法施行令 (以下「令」という。) 第2条第3号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客からの委託によりソフトウェアの開発を行う事業
- 二 顧客からの委託により情報システムの開発を行う事業
- 三 顧客からの委託により情報システムに係る調査、企画、立案及び助言並びに情報システムの構築、維持管理及び運用に関する役務を一括して提供する事業
- 四 電気製品その他の電力供給を受けて動作するものの機能が発揮されるよう制御を行うためのソフトウェアの開発を行う事業
- 五 不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウェアの開発を行う事業

(参考5) 沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等 (令和4年5月内閣府、経済産業省告示第3号) (定義)

第1条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法 (以下「法」という。) において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、そ



れぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十二 省 略

十三 常用労働者 期間を定めず、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四～十六 省 略

十七 事業確認申請 法第50条第2項に規定する主務大臣の確認に係る申請

十八 設立10年経過日 法人の設立の日以後10年を経過した日（当該法人が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、10年からそれぞれ当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過した日）

イ 合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が対象地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合 当該区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

ロ 当該区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該区域内において当該事業を行っていた期間

十九 対象法人 対象地域の区域内において認定特定国際物流拠点事業（以下「対象事業」という。）を営む認定法人（法第44条第1項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）であって、法第50条第2項に規定する主務大臣の確認を受けようとする法人（事業確認申請の日において、設立10年経過日の属する事業年度の直前の事業年度の末日を経過した法人を除く。）

二十 開始事業年度 事業確認申請の日の属する事業年度

二十一 終了事業年度 開始事業年度の初日以後5年を経過した日又は設立10年経過日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度

二十二 対象事業期間 開始事業年度の初日から終了事業年度の末日までの期間

二十三 確認基準事業年度 開始事業年度の直前の事業年度

二十四 既設法人 対象法人のうち、開始事業年度の初日の前日以前に設立された法人

二十五 新設法人 対象法人のうち、開始事業年度に設立された法人（法第50条第2項に規定する主務大臣が定める基準）

第4条 法第50条第2項に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設法人が営む対象事業 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 対象事業に係る法人付加価値額増加率が、対象事業期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める割合以上であること。

(1) 1年 1,000分の15

(2) 2年 1,000分の30

(3) 3年 1,000分の45

(4) 4年 1,000分の60

(5) 5年 1,000分の75

ロ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数が

それぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を下回らないものであり、かつ、当該既設法人に係る法人平均1人当たり給与額増加率が、対象事業期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める割合以上であること。

- (1) 1年 1,000分の15
- (2) 2年 1,000分の30
- (3) 3年 1,000分の45
- (4) 4年 1,000分の60
- (5) 5年 1,000分の75

ハ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を上回ること。

二 新設法人が営む対象事業 終了事業年度において見込まれる当該新設法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額が当該新設法人の開始事業年度において見込まれる平均1人当たり給与額を上回ること。

(確認書の交付)

第5条 主務大臣は、対象法人から事業確認申請を受けた場合であって、対象事業が前条各号のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間を確認書に付記するものとする。

(対象事業期間の延長)

第6条 前条の規定により確認書の交付を受けた法人（終了事業年度が、設立10年経過日の属する事業年度の直前の事業年度となる法人を除く。以下「確認法人」という。）は、対象事業期間の末日の翌日

（以下「延長開始日」という。）以降継続して対象事業を実施する場合は、終了事業年度において、対象事業期間の延長を申請することができる。

2 前項の規定により対象事業期間を延長することができる期間（以下「延長事業期間」という。）は、延長開始日から同日以後5年を経過した日又は当該確認法人に係る設立10年経過日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「延長終了事業年度」という。）の末日までの期間とする。

3 第1項の規定による対象事業期間の延長の申請のあった対象事業に係る主務大臣が定める基準については、第4条第1号の規定を準用する。この場合において、「法人付加価値額増加率」とあるのは「延長法人付加価値額増加率」と、「対象事業期間」とあるのは「延長事業期間」と、「確認基準事業年度」とあるのは「延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度」と、「法人平均1人当たり給与額増加率」とあるのは「延長法人平均1人当たり給与額増加率」と読み替えるものとする。

4 主務大臣は、第1項の規定により対象事業期間の延長の申請を受けた場合であって、延長事業期間における対象事業が、前項の規定により読み替えて準用する第4条第1号の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした確認法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間及び延長事業期間を確認書に付記するものとする。

(備考)

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

- 1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が1年未満である場合は、1年当たりの額に換算した額とし、零

以下である場合は1円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

(注) 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

## 2 省 略

3 平均1人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者1人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額÷当該事業年度の月数

(注) 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

## 4～8 省 略

9 法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額)÷基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、確認基準事業年度における付加価値額とする。

10 法人平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額)÷基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、確認基準事業年度における平均1人当たり給与額とする。

11 延長法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(延長終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額)÷基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年

度における付加価値額とする。

12 延長法人平均1人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(延長終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平均1人当たり給与額－基準平均1人当たり給与額)÷基準平均1人当たり給与額

(注) 基準平均1人当たり給与額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度における平均1人当たり給与額とする。

## 4 適用関係及び経過措置

(1) 上記3(1)及び(2)の改正は、内国法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています(改正法附則45①)。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です(改正法附則60①、68①)。

(2) 上記3(1)及び(2)の改正について、次の経過措置が講じられています(改正法附則45②)。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です(改正法附則60②、68②)。

### ① 情報通信産業特別地区に係る措置

経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された内国法人で旧情報通信産業特別地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものについては、その法人の次の区分に応じて次のとおりとされています(改正法附則45②)。

イ 平成26年改正前沖繩振興特別措置法第29条第1項の規定による指定の日以後に設立された法人(口の法人を除きます。)……上記3(1)①の「提出日以後に設立された内国法人」に該当することとされています。したがって、提出日前に設立された法人であっても、この指定の日以後に設立された法人であれば、他の適用要件を満たすこと

によりこの措置の適用を受けることができます。

ロ 旧認定法人……令和4年4月1日以後に終了する事業年度についても、従前どおりこの措置の適用を受けることができるとされています。

(注1) 経過旧情報通信産業振興計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに情報通信産業振興計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則40②二）。

(注2) 旧情報通信産業特別地区の区域とは、令和4年3月31日において旧提出情報通信産業振興計画（沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（以下「沖振法等改正法」といいます。）第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧沖振法」といいます。）第28条第5項の規定により提出された情報通信産業振興計画をいいます。）に定められている情報通信産業特別地区の区域をいいます（改正法附則45②一）。

(注3) 旧認定法人とは、沖振法等改正法附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧沖振法第30条第1項の規定による認定を受けている法人をいいます。すなわち、旧租税特別措置法第60条第1項の表の第1号の上欄に掲げる法人に該当する法人で、令和4年4月1日以後もその認定が継続しているものをいいます。

## ② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置

経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された内国法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するものについては、その法人の次の区分に応じて次のとおりとされています（改正法附則45②）。

イ 次のいずれかに該当する法人（口の法人を除きます。）……上記3(2)①の「提出日以後に設立された内国法人」に該当することとされています。したがって、提出日前に設立された法人であっても、次のいずれかに該当する法人であれば、他の適用要件を満たすことによりこの措置の適用を受けることができます。

(イ) 平成26年改正前沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する法人でその指定の日以後に設立された法人（ロの法人を除きます。）

(ロ) 旧沖振法第41条第5項の規定による提出の日以後に設立された法人

ロ 旧認定法人……令和4年4月1日以後に終了する事業年度についても、従前どおりこの措置の適用を受けることができるとされています。

(注1) 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間とされています。ただし、同日までに国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、同年4月1日からその提出があった日の前日までの期間とされています（改正法附則28②二、45②二）。

(注2) 旧国際物流拠点産業集積地域の区域とは、令和4年3月31日において旧提出国際物流拠点産業集積計画（旧沖振法第41条第5項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画をいいます。）に定められている国際物流拠点産業集積地域の区域をいいます（改正法附則28②二、45②二）。

(注3) 旧認定法人とは、沖振法等改正法附則第6条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧沖振法第44条第1項の規定による認定を受け

ている法人をいいます。すなわち、旧租税特別措置法第60条第1項の表の第2号の上欄に掲げる法人に該当する法人で、令和4年4月1日以後もその認定が継続しているものをいいます。

- (3) 内国法人で旧認定法人に該当するものは、従前どおり経済金融活性化特別地区に係る措置の適用を受けることができることとする経過措置が設けられています（改正法附則45③）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則60③、68③）。

(注1) 旧認定法人とは、沖振法等改正法附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧沖振法第56条第1項の規定による認定を受けている法人をいいます。すなわち、旧租税特別措置法第60条第2項に規定する法人に該当する

法人で、令和4年4月1日以後もその認定が継続している法人をいいます。

- (注2) 沖縄振興特別措置法の改正により、認定法人は認定特定経済金融活性化事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告することとされました（沖振法56②）。この改正に伴い、旧沖振法第56条第1項の認定を受けている法人のその認定の効力等については、その法人の設立の日から10年を経過する日までの間は従前どおりとする経過措置が設けられています（沖振法等改正法附則7②）。旧認定法人については、旧沖振法の規定による認定の効力が継続する間は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度についても従前どおりこの措置の適用を受けられることを明らかにするために改正税法においても経過措置が設けられました。

## 二 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法に規定する指定（以下「指定」といいます。）を受けた法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）の施行の日（平成28年9月1日）から令和4年3月31日までの間に指定を受けたものに限ります。）が、その各事業年度（その内国法人の設立の日から同日以後5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度に限ります。）において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業（その国家戦略特別区域以外の地域において行われるその特定事業に関連する事業を含みます。以下「特定事業等」といいます。）に係る所得の金額を有する場合には、その金額の20%相当額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法61①）。

(注1) 特定事業とは、産業の国際競争力の強化又

は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次の要件のいずれにも該当するものをいいます（国家特区法27の3、国家特区規11の2）。

- (1) その事業の実施に当たり規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次のもの
    - イ 放射線療法その他の高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品（高度再生医療を行うために必要なものに限ります。）の研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業
    - ロ 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に

供するロボットの研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

ハ 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

ニ 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の運営に関する事業

② 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他その産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次のもの

イ 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の施設の運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限ります。）

ロ 外国語による医療の提供に関する事業

ハ 我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための経営管理の支援、保育サービス又は介護サービスの提供、家事支援活動、外国語による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

ニ 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させる事業その他の外国人旅客の滞在に資する役務を提供する事業

③ 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又はその技術の活用に関する事業（こ

れらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

④ インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及びその情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業であって、次のいずれかのもの

イ 情報を収集、蓄積、解析又は発信する製品の研究開発に関する事業

ロ 収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報の迅速な共有を図るためのネットワークの構築に係る技術の研究開発に関する事業

ハ 収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報を活用し自律的に作動する製品の研究開発に関する事業

ニ 上記イからハまでの事業の成果を活用した事業

(3) 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

(注2) 特定事業等に係る所得の金額は、特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額をいい、全所得金額を限度とすることとされています（措法61①、措令37②）。

## 2 改正の内容

### (1) 対象事業の除外

対象事業である特定事業から次の事業が除外されました（旧国家特区規11の2二ロ(3)(4)）。

① 我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための経営管理の支援、保育サービス又は介護サービスの提供、家事支援活動、外国語による必要な情報の提

供及び助言その他の必要な援助を行う事業（上記1（注1）(2)②ハ）

- ② 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させる事業その他の外国人旅客の滞在に資する役務を提供する事業（上記1（注1）(2)②ニ）

## (2) 指定期限の延長

制度の適用の前提となる内国法人の指定期限

が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法61①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法61①、68の63の2①）。

## 3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正国家特区規附則）。

# 三 交際費等の損金不算入制度

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度において損金の額に算入しないというものです（措法61の4①）。

ただし、接待飲食費に係る損金算入の特例として、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人及び受託法人にあっては、それぞれ資本金の額又は出資金の額に準ずる金額）が100億円以下である法人の支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額を、その損金の額に算入しない金額とすることとされています（措法61の4①、措令1の2③、37の4）。

また、中小法人については、中小法人に係る損金算入の特例として、接待飲食費に係る損金算入の特例に代えて、定額控除限度額（年800万円）を超える交際費等の額を、その損金の額に算入しない金額とすることができることとされています（措法61の4②）。

(注1) 交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（一定の事項を記載し

た書類を保存している場合における1人当たり5,000円以下の飲食等のために要する費用（以下「飲食費」といいます。）等を除きます。）をいいます（措法61の4④⑥、措令37の5、措規21の18の4）。

(注2) 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食費であって、その飲食費であることにつき法人税法上その整理保存を義務付けられている帳簿書類に一定の事項が記載されているものをいいます（措法61の4④、措規21の18の4）。

(注3) 中小法人とは、法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうちその事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等及び外国法人にあっては、それぞれ資本金の額又は出資金の額に準ずる金額）が1億円以下であるもの（普通法人のうちその事業年度終了の日において次の法人に該当するものを除きます。）をいいます（措法61の4②、措令1の2③、37の4）。

(1) 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

- ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ② 保険業法に規定する相互会社（同法に規定する外国相互会社を含みます。）
- ③ 受託法人

(2) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記(1)の法人を除きます。）

## 2 改正の内容

### (1) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法61の4①）。連結納税制度については、本制度は連結親法人事業年度が令和4年3月31日までの間に開始する連結事業年度分の法人税について適用することとされていることから、連結納税制度において延長後の本制度を適用すべき場面がないため、改正されていません。

### (2) 連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行への対応

適用期限の延長に伴い、グループ通算制度の施行に対応した次の見直しが行われました。

#### ① 接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人の範囲

通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合におけるその通算法人は、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人とならないこととされました（措法61の4①）。

すなわち、通算法人については、自己の資本金の額又は出資金の額が100億円以下である場合であっても、他の通算法人の資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合には、接待飲食費に係る損金算入の特例が適用

できないこととなります。なお、この取扱いは、通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限定されていないことから、通算親法人の事業年度の中途において離脱した通算子法人の離脱日の前日に終了する事業年度についても同様となります。

他の通算法人が資本若しくは出資を有しない法人又は受託法人である場合には、通算法人の当該事業年度終了の日における当該他の通算法人の資本金の額又は出資金の額に代えて、通算法人の当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の通算法人の事業年度終了の日における貸借対照表（確定した決算に基づくものに限ります。）に計上されている総資産の帳簿価額からその貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額の60%相当額を用いて判定することとされています（措令1の2③、37の4②）。下記②イの当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額についても同様です。

(注) 総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額は、その貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とします（措令37の4②）。

なお、通算法人の当該事業年度終了の日以前に終了した他の通算法人の事業年度がない場合には、当該他の通算法人の同日における資本金の額又は出資金の額に代えて、当該他の通算法人の設立の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額からその貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額の60%相当額を用いて判定することとされています（措令37の4②）。下記②イの当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額についても同様です。

#### ② 中小法人に係る損金算入の特例の対象法人の範囲



通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が次の法人である場合におけるその通算法人は、中小法人に係る損金算入の特例の対象法人とならないこととされました（措法61の4②二、措令1の2③）。

イ 当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 普通法人のうち当該事業年度終了の日において法人税法第66条第5項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するもの

法人税法第66条第5項第2号又は第3号に掲げる法人は、具体的には、次の法人です。

(イ) 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人(上記(イ)の法人を除きます。)

ハ 受託法人

すなわち、通算法人については、自己の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合であっても、他の通算法人の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える等の場合には、中小法人に係る損金算入の特例が適用できないこととなります。なお、この取扱いは、通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限定されていないことから、通算親法人の事業年度のうちにおいて離脱した通算

子法人の離脱日の前日に終了する事業年度についても同様となります。

### ③ 通算子法人の適用対象年度

通算親法人の事業年度終了の日においてその通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の本制度の対象となる事業年度は、その通算親法人の本制度の適用期間内に開始する各事業年度終了の日に終了するその通算子法人の事業年度とされました（措法61の4③一）。すなわち、通算子法人の事業年度が本制度の対象となる事業年度であるかどうかの判定は、通算親法人の事業年度のうちにおいて加入した通算子法人の加入日に開始する事業年度を含め、その事業年度と終了日と同じくする通算親法人の事業年度が本制度の適用期間内に開始する事業年度であるかどうかによることとされています。ただし、通算親法人の事業年度のうちにおいて離脱した通算子法人の離脱日の前日に終了する事業年度については、その事業年度が本制度の適用期間内に開始する事業年度であるかどうかによって判定します。

### ④ 中小通算法人の定額控除限度額

通算法人に対する中小法人に係る損金算入の特例の適用については、定額控除限度額は、次の算式により計算した金額（以下「通算定額控除限度分配額」といいます。）とされました（措法61の4③二）。

《算式》

$$800\text{万円} \times \frac{\text{その通算法人が当該事業年度において支出する交際費等の額}}{\text{その通算法人が当該事業年度において支出する交際費等の額及び当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額の合計額}}$$

すなわち、800万円を通算グループ内の各通算法人が支出する交際費等の額の比で按分した金額が各通算法人の定額控除限度額となります。換言すれば、800万円を通算グルー

プ内の交際費等の額を支出する各通算法人に配分することとなります。

(注) 通算親法人の事業年度が1年に満たない場合におけるその通算親法人及び他の通算法人に対する上記の算式の適用については、上記の算式中「800万円」とあるのは「800万円に当該事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額」となります（措法61の4③二）。すなわち、通算親法人の事業年度が1年に満たない場合には、その通算グループ内の通算法人の定額控除限度額は、「800万円の月数按分額」を各通算法人が支出する交際費等の額の比で按分した金額となります。この場合の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすることとされています（措法61の4④）。

なお、この④は、通算子法人にあっては、その通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日においてその通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限り適用することとされています（措法61の4③）。したがって、通算親法人の事業年度の中途において離脱した通算子法人の離脱日の前日に終了する事業年度は、定額控除限度額を他の通算法人との間で配分することにはなりません。

#### ⑤ 遮断措置

上記④を適用する場合において、上記④の算式の「交際費等の額」が上記④の通算法人の上記④の算式の事業年度又は上記④の算式の他の通算法人の上記④の算式の事業年度（以下「通算事業年度」といいます。）の期限内申告書に添付された書類にその通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額（以下「当初申告交際費等の額」といいます。）と異なるときは、当初申告交際費等の額を上記④の算式中の「交際費等の額」とみなすこととされています（措法61の4③三）。

すなわち、通算法人（自己及び他の通算法人）の期限内申告における交際費等の額の計算に誤りがあった場合においても、通算定額控除限度分配額は変わらないこととなります。

(注) 転記ミスの場合には、転記先の法人は修正申告又は更正の対象となります。

#### ⑥ 全体再計算

通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の場合のいずれかに該当するときは、上記④の通算法人の上記④の算式の事業年度については、上記⑤は、適用しないこととされています（措法61の4③四）。

イ 上記⑤を適用しないものとした場合における上記④の算式の分母の金額が800万円以下である場合

ロ 法人税法第64条の5第6項（欠損事業年度の全体再計算）の規定の適用がある場合

ハ 法人税法第64条の5第8項（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の規定の適用がある場合

(注1) 通算親法人の事業年度が1年に満たない場合におけるその通算親法人及び他の通算法人に対する上記イの適用については、上記イ中「800万円」とあるのは「800万円に当該事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額」となります（措法61の4③二）。この場合の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすることとされています（措法61の4④）。

(注2) 上記イは、修正申告又は更正後の通算グループ内の通算法人の支出する交際費等の額の合計額が800万円に満たない場合には、上記⑤を適用すれば全ての通算法人の支出する交際費等の額の合計額が800万円に満たなくても修正申告又は更正の

対象となる通算法人については損金不算入となる交際費等の額が生ずる、すなわち、使用されない定額控除限度額が存在することになる可能性があることから、そのような状態にならないように全体再計算するものです。

⑦ 期限内申告額の洗替え

通算事業年度について上記⑥イ又はロに該当する場合に上記⑥を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における上記⑤の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類にその通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額を当初申告交際費等の額とみなすこととされています（措法61の4③五）。

すなわち、上記⑥を適用して全体再計算をした後、通算グループ内のいずれかの法人の申告に誤りが発見された場合に、上記⑤を適用する場合の当初申告交際費等の額は、上記⑥を適用して行った修正申告又は更正による金額に洗い替えるものです。

⑧ 適用要件

通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下「他の事業年度」といいます。）において支出する交際費等の額がある場合における当該事業年度における中小法人に係る損金算入の特例は、次の場合に限り、適用することとされています（措法61の4⑤）。

イ これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合

ロ その通算法人の当該事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合

（注1） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

（注2） 修正申告書とは、国税通則法第19条第3項に規定する修正申告書をいい（措法2②三十一）、更正請求書とは、国税通則法第23条第3項に規定する更正請求書をいいます（措法2②三十二）。

すなわち、通算定額控除限度分配額の計算に用いる交際費等の額を支出する他の通算法人のいずれかがその申告においてイの明細書の添付がない場合には、自己の申告においてロの明細書の添付があった場合でも、中小法人に係る損金算入の特例の適用はできないこととされています。

また、通算グループ内の法人ごとに、中小法人に係る損金算入の特例を適用せず、接待飲食費に係る損金算入の特例を適用する選択をすることが可能です。この場合であっても、通算グループ内に中小法人に係る損金算入の特例を適用する法人が1法人でもある場合には、交際費等の額を支出する法人全てについて、通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

⑨ その他

損益通算制度における欠損事業年度の全体再計算（法第64の5⑥）の適用要件のうち、「通算事業年度のいずれかについて、全体再計算に関する一定の規定を適用しないものとして計算した場合におけるその通算事業年度の所得の金額が0を超えること」との要件について、「全体再計算に関する一定の規定」

に租税特別措置法第61条の4第3項第4号の規定（上記⑥）が追加されています（法令131の7①二）。

また、損益通算制度における法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算（法第64の5⑧）の要件である「遮断に関する規定を適用したならば欠損金額が生ずる等の事実が生じ、その通算法人又は他の通算法人の各事業年度終了の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税

の負担を不当に減少させる結果となると認めるとき」について、「遮断に関する規定」に租税特別措置法第61条の4第3項第3号の規定（上記⑤）が追加されています（法令131の7②六）。

### 3 適用関係

上記2(2)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39）。

## 四 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 欠損金の控除上限の特例

この措置は、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行の日（令和3年8月2日）から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるもの（以下「認定事業適応法人」といいます。）の各事業年度（その認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度であって、一定の要件を満たす事業年度に限ります。以下「適用事業年度」といいます。）において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算するというものです（措法66の11の4①②）。

（注1） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの）に限ります。）を行う産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事

業者をいいます（産業競争力強化法21の28①）。

（注2） 認定事業適応計画とは、産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいい、実施時期とは、同法第21条の15第3項第2号に規定する実施時期をいいます。

（注3） 成長発展事業適応とは、産業競争力強化法第2条第12項第1号に該当する事業適応をいいます（産業競争力強化法21の13②一）。

超過控除対象額とは、次の金額のうち最も少ない金額をいいます（措法66の11の4②）。

- ① その特例事業年度において生じた欠損金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額
- イ 当該欠損金額に相当する金額で法人税法第57条第1項の規定によりその適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額
- ロ 当該欠損金額に相当する金額で当該欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

（注） 特例事業年度とは、経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として一定の証明がされた事業年度をいいます（措法66の11の4①）。

- 一)。  
② イに掲げる金額からロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ その適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額

(注) 上記の投資の額は、具体的には、その適用事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第11条の21の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額とされています（措規22の12の2②）。なお、その適用事業年度の確定申告書等にその適合証明書の写しの添付がある場合の金額に限ることとされています。

ロ その適用事業年度前の事業年度で本特例の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ その適用事業年度前の事業年度で欠損金の通算の特例（下記(2)）の適用を受けた各事業年度における下記(2)②ロに掲げる金額に相当する金額

ニ その適用事業年度におけるその特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

- ③ その適用事業年度の所得限度額から上記②ニに掲げる金額を控除した金額

(注1) 所得限度額とは、欠損控除前所得金額から法人税法第57条第1項ただし書（同条第11項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する損金算入限度額を控除した金額をいいます（措法66の11の4②三）。すなわち、欠損金の繰越控除前の所得金額のうちその50%（中小法人等にあつては、100%）相当額を超える部分の金額です。

(注2) 欠損控除前所得金額とは、法人税法第57条第1項本文の規定を適用せず、かつ、同法第59条第3項及び第4項並びに第62条の5第5項並びに一定の租税特別措置法及び震災税特法の規定を適用しないも

のとして計算した場合における各事業年度の所得の金額をいいます（措法66の11の4①一）。

## (2) 欠損金の通算の特例

この措置は、通算法人でその通算法人又は他の通算法人が認定事業適応法人に該当する場合におけるその通算法人（適用対象法人）が適用対象事業年度において法人税法第64条の7の規定を適用して同法第57条の規定を適用する場合において、同法第64条の7第1項第2号の規定により欠損金額とされる金額のうちに特例通算欠損事業年度において生じたものがあるときは、欠損金の通算の計算において、特例通算欠損事業年度の特定期間算入限度額にその適用対象法人の特定期間超過控除対象額に相当する金額を加算し、特例通算欠損事業年度の特定期間算入限度額の残額にその適用対象法人の特定期間超過控除対象額に相当する金額を、他の通算法人の損金算入限度額の残額に当該他の通算法人の非特定期間超過控除対象額に相当する金額を、それぞれ加算し、特例通算欠損事業年度の特定期間算入限度額の計算における非特定期間算入割合の分子の金額にその適用対象法人及び当該他の通算法人の非特定期間超過控除対象額の合計額を加算するというものです（措法66の11の4③④）。

(注1) 適用対象事業年度とは、認定事業適応法人に該当する上記の適用対象法人である通算法人のその認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度で一定の要件を満たす事業年度又は認定事業適応法人に該当する上記の他の通算法人のその認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度で一定の要件を満たす事業年度終了の日に終了する上記の適用対象法人である通算法人の事業年度をいいます（措法66の11の4①③）。

(注2) 特例通算欠損事業年度とは、上記の適用

対象法人である通算法人の10年内事業年度のうち、その10年内事業年度に係るその通算法人の対応事業年度又は他の通算法人の他の対応事業年度のいずれかが特例事業年度に該当する場合におけるその10年内事業年度（以下「特例10年内事業年度」といいます。）で、その対応事業年度及び他の対応事業年度において生じた欠損金額のうちに特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額がある場合におけるその特例10年内事業年度をいいます（措法66の11の4④）。

（注3） 10年内事業年度とは、法人税法第64条の7第1項第2号に規定する10年内事業年度をいい、対応事業年度とは、同号イに規定する対応事業年度をいいます。

（注4） 上記の他の通算法人は、上記の適用対象法人である通算法人の適用対象事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限り（措法66の11の4④）。下記②ロ(イ)を除き、以下(2)において同じです。

（注5） 他の対応事業年度とは、上記の他の通算法人の事業年度で上記の通算法人の10年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度をいい、その10年内事業年度終了の日の翌日がその通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、その終了の日後に開始した事業年度を含みます（措法66の11の4④）。

特定超過控除対象額とは、次の①から③までの金額のうち最も少ない金額をいいます（措法66の11の4④）。

① その特例10年内事業年度に係るその通算法人の各対応事業年度において生じた欠損金額のうち特定欠損金額からその特定欠損金額に相当する金額でその特定欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の

額に算入されることとなる金額を控除した金額の合計額

（注） 特定欠損金額とは、法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額をいいます。

② その通算法人のイに掲げる金額からロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額（以下「投資額残額」といいます。）

イ 上記(1)②イに掲げる金額

ロ (イ)に掲げる金額と(ロ)及び(ハ)に掲げる金額の合計額のうち上記(1)②イの投資の額に対応する部分の金額の合計額とを合計した金額

(イ) その通算法人の適用対象事業年度前の事業年度で本特例の適用を受けた各事業年度（以下「過去通算適用事業年度」といいます。）における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(ロ) その通算法人の過去通算適用事業年度における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(ハ) その通算法人の過去通算適用事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ハ 上記(1)②ロに掲げる金額

ニ (イ)に掲げる金額と(ロ)及び(ハ)に掲げる金額の合計額のうち上記(1)②イの投資の額に対応する部分の金額の合計額とを合計した金額

(イ) その通算法人の適用対象事業年度におけるその特例10年内事業年度前の各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(ロ) その通算法人の適用対象事業年度にお

けるその特例10年内事業年度前の各特例10年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ハ その通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度におけるその特例10年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

③ その通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から上記②ニ(イ)及びロに掲げる金額の合計額を控除した金額のうちイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額に達するまでの金額

イ その特例10年内事業年度に係るその通算法人の法人税法第64条の7第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額

ロ その特例10年内事業年度に係るその通算法人の各対応事業年度において生じた特定欠損金額に相当する金額でその特定欠損金額につきこの制度を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額の合計額

また、非特定超過控除対象額とは、次の④から⑥までの金額のうち最も少ない金額に⑦の割合を乗じて計算した金額をいいます（措法66の11の4④）。

④ その特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額からその非特定欠損金合計額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額を控除した金額

(注1) 非特定欠損金合計額とは、法人税法第64条の7第1項第2号ハ(1)に掲げる金額をいいます。

(注2) 非特定損金算入割合とは、上記の非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合におけるその特例10年

内事業年度に係る法人税法第64条の7第1項第3号ロに規定する非特定損金算入割合をいいます（措法66の11の4④④）。

⑤ その通算法人及び他の通算法人の投資額残額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ その通算法人の適用対象事業年度におけるその特例10年内事業年度に係るその通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

ロ その通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度におけるその特例10年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（その特例10年内事業年度終了の日の翌日がある通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、その終了の日後に開始した事業年度を含みます。）において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

⑥ 次に掲げる金額の合計額

イ その通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から上記②ニ(イ)及びロに掲げる金額並びに上記⑤イに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち非特定欠損控除前所得金額に達するまでの金額

(注) 非特定欠損控除前所得金額とは、その特例10年内事業年度に係る法人税法第64条の7第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る同項第2号ハ(2)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいいます。

ロ その通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の所得限度額からその事業年度におけるその特例10年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びに上記⑤ロに掲げる金額の合計額を控除した

金額のうち他の非特定欠損控除前所得金額に達するまでの金額

(注) 他の非特定欠損控除前所得金額とは、その通算法人の特例10年内事業年度に係る法人税法第64条の7第1項第3号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る同項第2号ハ(3)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいいます。

- ⑦ 非特定欠損控除前所得金額が非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額のうち占める割合

### (3) 遮断措置

通算法人の適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額は、他の通算法人の期限内申告における数値に誤りがあった場合の遮断措置（法人税法第64条の7第4項）の対象とされ、他の通算法人の各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額と異なるときは、当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額をその各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなすこととされています（措法66の11の4③による読替後の法64の7④）。

(注1) 適用事業年度とは、法人税法第57条第1項の規定の適用を受ける事業年度をいいます（法64の7①一）。

(注2) 当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額とは、それぞれ上記の他の通算法人の事業年度の法人税法第74条第1項の規定による申告書に添付された書類にその各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいいます。

また、通算法人の適用事業年度に係る各特例

通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額と異なる場合は、自己の期限内申告における数値に誤りがあった場合の欠損金の繰越控除額の再計算（法人税法第64条の7第5項）の対象となる場合とされているほか、期限内申告において欠損金の通算の特例（上記(2)）を適用している場合の欠損金の繰越控除額の再計算について、次の調整を行うこととされています（措法66の11の4③による読替後の法64の7⑤）。

(注3) 当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額とは、それぞれ上記の適用事業年度の法人税法第74条第1項の規定による申告書に添付された書類にその各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいいます。

- ① 当初申告の場合における被配賦欠損金控除額の合計額及び当初申告の場合における配賦欠損金控除額の計算上その適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額（上記(注3)）及び当初申告非特定超過控除対象額（上記(注3)）をその各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額とみなすこととされています（措法66の11の4③による読替後の法64の7⑤一・二イ）。

(注) 当初申告の場合における被配賦欠損金控除額の合計額とは、法人税法第64条の7第5項第1号に掲げる金額をいい、当初申告の場合における配賦欠損金控除額とは、同項第2号イに掲げる金額をいいます。

- ② 法人税法第64条の7第5項第2号の金額（自己のみで再計算した場合における欠損金の繰越控除額）の計算上、イの金額をないものとし、ロの金額をその適用事業年度の所得限度額における上記(1)③（注2）の欠損控除前所得金額とすることとし、また、欠損金の通算の特例（上記(2)）を適用しないものとし





各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額は、期限内申告額の洗替え（法法64の7⑨）の対象とされています（措法66の11の4③による読替後の法法64の7⑨）。

## 2 改正の内容

欠損金の通算の特例（上記1(2)）について、次の改正が行われました。

### ① 非特定超過控除対象額の見直し

イ 非特定超過控除対象額の計算の基礎となる金額のうち上記1(2)⑥の金額（以下「所得基準額」といいます。）について、次の(イ)に掲げる金額のうち次の(ロ)に掲げる金額に達するまでの金額とされました（措法66の11の4④六）。

(イ) その通算法人の適用対象事業年度及び他の事業年度の所得限度額の合計額から上記1(2)②ニ(イ)及び(ロ)に掲げる金額並びに上記1(2)⑤イ及び(ロ)に掲げる金額並びに他の事業年度におけるその特例10年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額を控除した金額

(注) 他の事業年度とは、上記の通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度をいいます（措法66の11の4④六イ）。

(ロ) 非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額

改正前においては、適用対象法人である通算法人及び他の通算法人ごとに、所得限度額の残額のうち非特定欠損控除前所得金額に達するまでの金額を計算した上で、その合計額を所得基準額とすることとされていましたが、通算グループ内に特定欠損金を有する法人がいる場合等において、切り捨てられる所得限度額が生ずるケースがあ

ることから、上記のとおり、所得限度額、既控除額及び非特定欠損控除前所得金額についてそれぞれ通算グループ全体の金額を算出する構造に見直されました。これにより、所得基準額が上記1(2)④から⑥までの金額のうち最も少ない金額であるときにおいても、通算グループ全体の所得金額に相当する金額まで通算グループ全体で欠損金の損金算入が可能となります。

ロ 非特定超過控除対象額の計算の基礎となる上記1(2)④から⑥までの金額のうち最も少ない金額（以下「非特定超過控除対象合計額」といいます。）の配賦割合（上記1(2)⑦の割合）について、(イ)に掲げる金額が(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額のうちを占める割合とされました（措法66の11の4④七）。

(イ) 非特定欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額のうち、その非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定によりその通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

(ロ) 他の非特定欠損控除前所得金額からその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金合計額のうち、その非特定欠損金合計額につき本特例を適用しないものとした場合に法人税法第57条第1項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

すなわち、本特例を適用しない場合のその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金の損金算入額を控除した後の非特定欠損控除前所得金額の残額の比で非特定超過控除対象合計額を配分するものです。

なお、上記の非特定超過控除対象額の計算の見直しに伴い、本特例を適用した場合の最終的な欠損金の繰越控除額を各通算法人の所得金額の範囲内の額とするために、本特例を適用する場合の非特定欠損金合計額の配分割合の基礎となる「非特定超過控除対象額に相当する金額を加算した後の損金算入限度額の残額」について、非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額を上限とすることとされました（措法66の11の4③による読替後の法64の7①二ハ(2)(3)）。

- ② 自己の期限内申告における数値に誤りがあった場合の欠損金の繰越控除額の再計算における調整

イ 対象の追加

上記①の改正に伴い、自己の期限内申告における数値に誤りがあった場合の欠損金の繰越控除額の再計算（法人税法第64条の7第5項）の対象に同条第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額が追加されました（措法66の11の4③による読替後の法64の7⑤）。

ロ 調整後損金算入限度額の計算

法人税法第64条の7第5項第2号の金額（自己のみで再計算した場合における欠損金の繰越控除額）の計算上、適用対象法人である通算法人の適用事業年度の損金算入限度額は、(イ)に掲げる金額に(ロ)に掲げる金額を加算した金額から当初申告の場合における被配賦欠損金控除額の合計額を控除した金額とすることとされました（措法66の11の4③による読替後の法64の7⑤二ロ、措令39の23の2③）。

(イ) その適用事業年度の損金算入限度額

なお、当初損金算入超過額（Aに掲げる金額がBに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。）がある場合にはその金額を加算し、当初損金算入不足額（Aに掲げる金額がBに掲げる金額に満たない場合における

その満たない部分の金額をいいます。以下同じです。）に損金算入不足割合を乗じて計算した金額がある場合にはその金額を控除した金額とされています。

A 法人税法第74条第1項の規定による申告書に添付された書類に同法第57条第1項の規定によりその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額として記載された金額

B その通算法人のその適用事業年度の当初申告損金算入限度額に当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額

(注) 損金算入不足割合とは、他の当初損金算入超過額（他の通算法人のAに掲げる金額が当該他の通算法人のBに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。）の合計額が当初損金算入不足額及び他の当初損金算入不足額（他の通算法人のAに掲げる金額が当該他の通算法人のBに掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいいます。）の合計額のうち占める割合をいいます。なお、その合計額が0である場合には、0となります。

A 法人税法第57条第1項の規定により他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

なお、上記の損金の額に算入される金額は、本特例により読み替えて適用する法人税法第64条の7第4項の規定により損金の額に算入される金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額とされています。

B 他の事業年度の損金算入限度額に他の通算法人の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額

を加算した金額

なお、上記の損金算入限度額は、本特例により読み替えて適用する法人税法第64条の7第4項の規定により損金算入限度額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額とされています。また、上記の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額は、同項の規定により特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額とされています。

- (ロ) 当初申告非特定超過控除対象額が自己投資対応金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

(注1) 当初申告非特定超過控除対象額とは、当初申告の場合におけるその通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額をいい、具体的には、その適用事業年度の当初申告損金算入限度額並びにその適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれその適用事業年度の損金算入限度額並びにその各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額とみなし、かつ、その各対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びにその適用事業年度に係る各10年内事業年度に係る当初申告特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれその各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びにその各10年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額並びに租税特

別措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法人税法第64条の7第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額とみなした場合におけるその通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額をいいます（措令39の23の2②）。

(注2) 自己投資対応金額とは、上記の当初申告非特定超過控除対象額及びその特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額にAに掲げる金額がBに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいいます（措令39の23の2②）。

A その当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となったその通算法人の投資額残額からその当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となった上記1(2)⑤イに掲げる金額を控除した金額

B その当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となった上記1(2)⑤の金額

自己の期限内申告における数値に誤りがあった場合の欠損金の繰越控除額の再計算については、期限内申告における配賦欠損金控除額及び配賦投資額の合計額をないものとし、期限内申告の数値により調整した損金算入限度額から期限内申告における被配賦欠損金控除額の合計額を控除した金額を適用事業年度の損金算入限度額とし、欠損控除前所得金額から被配賦欠損金控除額の合計額を控除した金額を欠損控除前所得金額として自己のみで計算した場合の法人税法第57条第1項の規定による損金算入額を計算することとされ、自己が認定事業適応法人である場合には、欠損金の控除上限の特例（上記1(1)）を適用して損金算入限

度額に加算する金額を再計算することとなりますが、この再計算の場合の法人税法第57条第1項を適用する際に使用する損金算入限度額に係る期限内申告の数値による調整について、期限内申告における本特例による損金算入額の上乗せの影響を排除した金額とするものです。すなわち、当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額のうち自己の投資に対応する金額による期限内申告における損金算入限度額の増加をなかったものとした場合の損金算入限度額を調整後の損金算入限度額とした上で、自己の投資に対応する部分の金額は、欠損金の控除上限の特例（上記1(1)）における超過控除対象額として損金算入限度額に加算することとなります。

ハ 認定事業適応計画に従って行った投資の額の調整

上記ロの改正に伴い、適用事業年度以前の各事業年度において自己の期限内申告における数値に誤りがあった場合の欠損金の繰越控除額の再計算（法人税法第64条の7第5項）の適用がある場合における投資の額（上記1(1)②イの投資の額）が、その適用事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第11条の21の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額から被配賦欠損金控除投資額の合計額を控除した金額とされました（措規22の12の2③）。

被配賦欠損金控除投資額とは、その再計算の適用に係る適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の(イ)の金額に(ロ)の割合を乗じて計算した金額をいいます。具体的には、被配賦欠損金控除額のうちに含まれる自己の投資に対応する部分の金額です。

(イ) Aに掲げる金額からBに掲げる金額を控除した金額

A 当初申告の場合における被配賦欠損金控除額

(注) 上記の当初申告の場合とは、租税

特別措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法人税法第64条の7第5項第1号に規定する場合をいい、具体的には、その適用事業年度の当初申告損金算入限度額並びにその適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれその適用事業年度の損金算入限度額並びにその各特例通算欠損事業年度の特定期超過控除対象額及び非特定期超過控除対象額とみなし、かつ、その適用事業年度に係る各対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びにその適用事業年度に係る各10年内事業年度に係る当初申告特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれその各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びにその各10年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額並びに租税特別措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法人税法第64条の7第1項第3号イに規定する欠損控除前所得金額とみなした場合とされています（措規22の12の2③一イ）。

B 欠損金の通算の特例（上記1(2)）を適用しないものとして計算した当初申告の場合における被配賦欠損金控除額  
(注) 上記の当初申告の場合とは、法人

税法第64条の7第5項第1号に規定する場合をいい、具体的には、その適用事業年度の当初申告損金算入限度額をその適用事業年度の損金算入限度額とみなし、かつ、その適用事業年度に係る各対応事業年度の当初

申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びにその適用事業年度に係る各10年内事業年度に係る当初申告特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額をそれぞれその各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びにその各10年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額とみなした場合とされています（措規22の12の2③一ロ）。

(ロ) 自己投資対応金額（上記②ロロ）（注

2）を当初申告非特定超過控除対象額（上記②ロロ）（注1））で除して計算した割合

（注） 上記の割合が1を超える場合には、1とされています（措規22の12の2③二）。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39、改正措規附則11）。

## 五 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例（創設）

### 1 制度創設の趣旨

銀行等保有株式取得機構は、時限立法である銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律によって設立された法人であり、銀行等保有株式取得機構の課税の特例も、10年間の存続期限が定められていることを一つの前提として、同法において規定されていましたが、数度にわたって期限延長が行われ、その政策効果の検証の必要性が生じていると考えられることから、租税特別措置法に移管することとされました。

### 2 改正の内容

(1) 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和14年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度（法法57①）を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越期間の制限はないものとされています（措法66の11の5①）。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条第1項に規定されていた特例が、期限を延長せずに移管されたものです。なお、現時点において期限延長の必要性が見られないことから期限延長はされていませんが、今後一切期限

延長しないことを意味するものではなく、必要に応じて期限延長される可能性があります。

(2) 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和18年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度（法法57①）を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額は、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とされています（措法66の11の5②）。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条第1項に規定されていた特例が、期限を4年間延長して移管されたものです。

（注） 上記(1)及び(2)の措置は、銀行等保有株式取得機構が欠損金額の生じた事業年度の青色申告書である確定申告書にその欠損金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、その事業年度後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用することとされています（措法66の11の5③）。

なお、銀行等保有株式取得機構は3月決算が法定されている法人であり、本改正は下記3で述べるとおり令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされている

ことから、令和2年改正前租税特別措置法において改正後の本制度を適用すべき場面がないため、令和2年改正前租税特別措置法は改正されていません。

### 3 適用関係

上記2の改正は、法人の令和4年4月1日以後

に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。

## 六 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適適用措置

### 1 改正前の制度の概要

この措置は、次の法人（中小企業者等）以外の法人の平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しないというものです（措法66の12）。

(1) 普通法人のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

(注1) 普通法人からは、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除くこととされています（措法66の12一、措令1の2③）。

(注2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものからは、その事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものを除くこととされています（措法66の12一）。

① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社（同法に規定する外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一

の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

(注3) 資本又は出資を有しない普通法人からは、保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除くこととされています（措法66の12一、措令39の24①）。

(2) 公益法人等又は協同組合等

(3) 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもので一定のもの

(注) 具体的には、地方自治法に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合及びマンション敷地売却組合とされています（措令39の24②）。

(4) 人格のない社団等

ただし、中小企業者等以外の法人であっても、その法人の清算中に終了する事業年度及び適格合併による解散以外の解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合のその事実が

生じた日前1年以内に終了した事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額並びに災害損失欠損金額については、特例として、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用できることとされています（措法66の12ただし書）。

## 2 改正の内容

### (1) 銀行等保有株式取得機構の欠損金額の除外

銀行等保有株式取得機構の欠損金額が、本不適用措置の対象となる欠損金額から除外されました（措法66の12①ただし書）。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条第3項に規定されていた特例が移管されたものです。移管の趣旨については前述「**五** 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例（創設）」と同様です。なお、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条旧第3項においては、令和14年3月31日以前に開始する事業年度の措置とされていましたが、本不適用措置が下記(3)の延長後も令和6年3月31日までに終了する事業年度の措置であり、不適用措置の中でただし書として例外を規定する法令の構造においては例外が不適用措置の期限を超えることを規定することはできないため、銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する期間については特に定められておらず、したがって、あえていうなら令和6年3月31日までの措置となります。ただし、これは、今後不適用措置が仮に延長されるとなった場合に銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する例外措置を延長しないことを意味するものではありません。

### (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う整備

上記1(3)の法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもので一定のもの範囲に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する敷地分割組合が追加されました（措令39の24②）。

(注) この改正は、令和2年度税制改正事項です。

### (3) 適用期限の延長

措置の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法66の12①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、同様の改正が行われています（令和2年改正前措法66の12、68の97）。

### (4) 連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行への対応

適用期限の延長に伴い、グループ通算制度の施行に対応した次の見直しが行われました。

#### ① 本不適用措置の対象となる法人の範囲

大通算法人が、上記1(1)の法人から除外されました（措法66の12①一）。すなわち、大通算法人は、原則として欠損金の繰戻しによる還付を受けることができないこととなります。

大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次の法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます（法法66⑥）。

イ 当該各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 当該各事業年度終了の時に次

イに該当する法人

(イ) 相互会社  
(ロ) 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、相互会社、外国相互会社及び受託法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(ハ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのそ



の普通法人（ロの法人を除きます。）

(二) 受託法人

② 通算子法人の清算中に終了する事業年度の取扱い

本不適用措置の対象となる法人である通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度の欠損金額が、本不適用措置の対象とされました（措法66の12①ただし書）。

通算親法人と同じ日に終了する事業年度において生じた欠損金額については、その後の事業年度において欠損金の通算制度の適用があることから、その欠損金額を不適用措置の対象外とすることは欠損金の利用機会がないものを不適用措置の対象外とする租税特別措置法第66条の12第1項ただし書前半の趣旨に合わないため、その欠損金額を本不適用措置の対象から除外しない（上記1ただし書から除外する）こととされたものです。

③ 本不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人と本不適用措置の対象となる欠損金額を有する通算法人から成る通算グループに対する欠損金の繰戻しによる還付制度の適用方法

法人税法においては、通算グループ内の法人の繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額は、その通算法人及び他の通算法人の欠損金額の合計額を、各通算法人の還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とされています（法法80⑦）。

本不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人と本不適用措置の対象となる欠損金額を有する通算法人から成る通算グループに対する欠損金の繰戻しによる還付制度の適用については、欠損事業年度の欠損金額の配分は、本不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人の還付所得事業年度の所得の金額の比で行うこととされました（措法66の12②）。

イ 本不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人と本不適用措置の対象となる欠損金額を有する通算法人から成る通算グループ

この③の措置は、通算法人の事業年度において次の場合に該当する場合において、その事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときに適用されます。

(イ) その通算法人が協同組合等に該当する場合

(ロ) 上記1ただし書（上記②の改正後）の欠損金額（災害損失欠損金額を除きます。以下「還付対象欠損金額」といいます。）が生じた場合

ロ 配分の基礎となる所得の金額の調整

上記イに該当する場合には、その通算法人の当該事業年度及び当該事業年度終了の日に終了する上記イの他の通算法人の事業年度に係る法人税法第80条第7項の規定の適用については、大通算法人である当該他の通算法人（その事業年度において還付対象欠損金額が生じたものを除きます。）の欠損事業年度の欠損金額の配分の基礎となる還付所得事業年度の所得の金額（法法80⑦三・四）は、ないものとされます。これにより、本不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人、すなわち欠損金の繰戻しによる還付を受けることができる法人のみで欠損金額を配分することとなります。なお、配分する欠損金額には、本不適用措置により繰戻しによる還付が不適用となる欠損金額は、含まれません。

④ 設備廃棄等欠損金額に係る経過措置

令和2年度税制改正において本不適用措置の対象外となる欠損金額から設備廃棄等欠損金額が除外され、令和2年4月1日前に農業競争力強化支援法の事業再編計画について認定を受けた法人については経過措置が講じら

れています（令和2年改正法附則91②）。この経過措置に関して、通算法人である認定事業再編法人の特定設備廃棄等欠損金額は、上記③の適用については、還付対象欠損金額とみなすこととされました（令和2年改正法附則91④）。これにより、特定設備廃棄等欠損金額を有する通算法人は、大通算法人であっても、欠損事業年度の欠損金額の配分の基礎となる還付所得事業年度の所得の金額（法第80⑦三・四）がないものとされず、欠損金額の配分を受けることとなります。

## 七 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者と共同して特定事業活動を行うものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額の25%相当額以下の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法により経理したときは、その特別勘定の金額を損金の額に算入できるというものです（措法66の13①）。

（注1） 新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法第2条第6項に規定する新事業開拓事業者をいいます（措法66の13①）。

（注2） 特定事業活動とは、産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定事業活動をいいます（措法66の13①）。

（注3） 特定株式とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う法人の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものをいいます（措法66の13①）。

なお、損金の額に算入する金額は、所得基準額

### 3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、従前どおりとされています（改正法附則39）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正措令附則1）。
- (3) 上記2(4)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39）。

を上限とすることとされています（措法66の13①後段）。

（注4） 所得基準額とは、本制度による損金算入及び益金算入を適用せず、かつ、その事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合におけるその事業年度の所得の金額から繰越欠損金残額（(1)の金額が(2)の金額を超える部分の金額をいいます。）を控除した金額をいい、その控除した金額が125億円を超える場合には、125億円とすることとされています（措法66の13①、措令39の24の2③）。

(1) 次の欠損金額の合計額（前期から繰り越された欠損金額）

① 法人税法第57条第1項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる欠損金額（同条第2項又は第6項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものを含みます。）

② 法人税法第58条第1項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定によりその事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入されることとなる災害損失欠損金額（同条第2項の規定によりその法人の災害損失欠損金額とみなされたものを含みます。）

- (2) 法人税法第57条第1項又は第58条第1項の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額（欠損金の当期控除額）

また、一の出資により取得した特定株式の取得価額は100億円を上限とすることとされています（措法66の13①）。

ただし、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに適格合併に該当しない合併に係る被合併法人のその合併の日の前日を含む事業年度は、この制度の適用を受けることはできません（措法66の13①）。

この特別勘定の金額は、特定株式の取得の日から5年を経過する日までの間は、産業競争力強化法に基づく証明がないことその他一定の事由に該当するときは、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法66の13⑨～⑪、措令39の24の2⑪、措規22の13⑥⑨）。

## 2 改正の内容

### (1) 特定株式の保有見込期間要件の見直し

- ① 制度の対象となる特定株式の保有見込期間要件における株式の保有見込期間が、払込みによる取得の日から3年（改正前：5年）に短縮されました（措令39の24の2①二）。

**(参考1)** 令和4年3月15日の参議院財政金融委員会における大門委員の質問に対する住澤政府参考人の答弁

この税制、2年前に創設をいたしまして、実際に執行いたします中で、ベンチャー企業とこの事業会社などがスピード感を持って協業すると、協力して業務を遂行するという流れが加速している中で、事業会社とベンチャー企業のこの実際の協業実務を踏まえたと、5年間の協業期

間を前提とする、そういった必要性は必ずしもないのではないかといたった声があったものと承知をいたしております。

具体的には、5年以内でこのシナジーがそもそもこの2つの会社の間に存在しないと。協業を進めていく意味が余りないであろうということを双方が了解したような場合に、双方了解の上でこの出資を引き揚げるということが、なかなか、この税制の、今の従前の仕組みですと障害になるといったような声がございます、こうした声を踏まえまして、オープンイノベーションを一層促進する観点から、この保有期間を5年から3年に短縮するという改正にいたしておるものでございます。

- ② 経済産業大臣の証明の要件についても、上記①と同様の改正が行われています（共同化調査省令3①一）。

**(参考2)** 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和2年経済産業省令第36号）

（経営資源活用の共同化に関する調査）

第3条 経済産業大臣は、法第46条第2号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。

- 一 経営資源活用共同化推進事業者が、イ又はロに掲げる者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した株式の額（当該株式が当該経営資源活用共同化推進事業者と特殊の関係のある組合として経済産業大臣が告示で定めるものの組合財産である場合には、当該株式の額に当該組合の組合員たる当該経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額の合計の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。）がそれぞれイ又はロに定める額以上である場合に

おける、当該株式をその取得の日から3年以上継続して保有しようとする事業活動（当該株式の取得が純投資目的に該当するものその他の株式投資として経済産業大臣が告示で定めるものに該当する場合を除く。）

イ 特別新事業開拓事業者（規則第2条第2号の者のうち内国法人に限る。） 1億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当する者である場合には、1,000万円）

ロ 特別新事業開拓事業者（規則第2条第2号の者のうち外国法人に限る。） 5億円

二～五 省略

2 省略

## (2) 特別勘定の取崩期間の見直し

一定の事由に該当することとなった場合に特別勘定を取り崩して益金算入する期間が、令和4年4月1日以後に取得をする特定株式については、特定株式の取得の日から3年（改正前：5年）に短縮されました（措法66の13⑩、措令39の24の2⑩、措規22の13⑨）。

## (3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法66の13⑩）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)①、(2)及び(3)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法66の13⑩⑫、68の98⑩⑪、令和2年改正前措令39の24の2⑩⑪、39の122⑩⑪、令和2年改正前措規22の13⑨、22の76の5⑨）。

## (4) 関係法令の改正

出資の対象となる新事業開拓事業者の要件の

うち設立の日以後の期間に係る要件について、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であり、かつ、営業損失を生じている会社にあつては、15年未満（改正前：一律10年未満）とされました（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二二）。

## (参考3) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）

（新事業開拓事業者）

第2条 法第2条第6項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 省略

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからロのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ～ハ 省略

ニ 次のいずれかに該当する会社

(1) その設立の日以後の期間が10年未満の会社

(2) その設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であつて、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

## (5) 連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行等への対応

適用期限の延長に伴い、グループ通算制度の施行等に対応した次の見直しが行われました。

### ① 所得基準額の整備

所得基準額（上記1（注4））について、本制度による損金算入及び益金算入を適用せず、かつ、その事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合におけるその事業年度の所得の金額から繰越欠損金残額（イの金額がロ

の金額を超える部分の金額をいいます。) を控除した金額とされました（措令39の24の2③）。

イ 法人税法第57条第1項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる欠損金額（同条第2項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものを含みます。）

ロ 法人税法第57条第1項の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

すなわち、令和2年度税制改正における法人税法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の改組に伴い、規定の整備が行われました。

② 通算法人の所得基準額の計算方法の整備

通算法人の各事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「対象事業年度」といいます。）について本制度の損金算入の適用を受ける場合には、上記①の改正後の所得基準額は、その通算法人及び他の通算法人（同日においてその通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。以下同じです。）のその対象事業年度又は他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下「他の事業年度」といいます。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第64条の5及び第64条の7の規定により計算したその通算法人の所得の金額として一定の方法により計算した金額（調整前通算所得基準額）に相当する金額とされ、この調整前通算所得基準額が125億円を超える場合には所得基準額は125億円とすることとされました（措法66の13⑫）。

イ 調整前通算所得基準額

調整前通算所得基準額とは、その通算法人の本制度による損金算入及び益金算入を適用せず、かつ、その対象事業年度におい

て支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合におけるその対象事業年度の所得の金額のうち基準通算所得等金額に達するまでの金額をいいます（措令39の24の2⑬）。

この基準通算所得等金額とは、(イ)の金額に(ロ)の金額が(ハ)及び(ニ)の金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいいます（措令39の24の2⑬）。

(イ) Aの金額からBの金額を控除した金額

A その通算法人のその対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額を控除した金額

B 次の金額の合計額

(A) 法人税法第57条第1項ただし書及び第64条の7の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定によりその通算法人のその対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる欠損金額（同法第57条第2項の規定によりその通算法人の欠損金額とみなされたものを含みます。以下「控除未済欠損金額」といいます。）

(B) 法人税法第57条第1項ただし書及び第64条の7の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる欠損金額（同法第57条第2項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含みます。以下「他の控除未済欠損金額」といいます。）の合計額

(ロ) その通算法人のその対象事業年度の通算前所得金額

(ハ) 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

すなわち、通算法人については、通算グループ全体の通算前所得金額の合計額から通算前欠損金額の合計額を控除した金額（通算グループ内の損益通算後の所得の金額の合計額）から、通算グループ全体の控除未済欠損金額の合計額（通算グループ内の繰越控除前の欠損金額の合計額）を控除した金額を通算グループ全体の所得基準額の上限とし、これを各通算法人の通算前所得金額の比で按分した金額（すなわち基準通算所得等金額）を各通算法人の所得基準額の計算の基礎となる調整前通算所得基準額の上限として、所得基準額を計算することとされました。これは、グループ通算制度を選択した法人については損益通算制度及び欠損金の通算制度の適用があることを踏まえ、グループ通算制度を選択していない法人に比べ過度な所得控除とならないように、通算グループ全体の欠損金の繰越控除後の所得の金額の合計額から通算グループ内の繰越欠損金残額の合計額を控除した金額が、通算グループ全体の所得基準額の上限となるように措置されたものです。

ロ 通算前所得金額及び通算前欠損金額

上記イの通算前所得金額及び通算前欠損金額は、それぞれ法人税法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額をいいます（措令39の24の2⑫）。ただし、この通算前所得金額及び通算前欠損金額は、次の金額を損金の額に算入するものとして計算した金額とされています（措令39の24の2⑭、震災税特令18の3③五）。

(イ) 次の規定によりその通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

- A 租税特別措置法第57条の7第1項（関西国際空港用地整備準備金）
- B 租税特別措置法第57条の7の2第1

項（中部国際空港整備準備金）

- C 租税特別措置法第59条第1項又は第2項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）
- D 租税特別措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）
- E 租税特別措置法第61条の3第1項（農用地等を取得した場合の課税の特例）
- F 震災税特法第18条の3第1項（再投資等準備金）
- (ロ) 法人税法第59条第3項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定によりその通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（法人税法施行令第112条の2第8項の規定により青色欠損金額からないものとされた欠損金額とみなされる金額を除きます。）
- (ハ) 法人税法第59条第4項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第57条第5項の規定により青色欠損金額からないものとされる金額を除きます。）
- (ニ) その通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において支出した寄附金の額の全額
- (注) 具体的には、法人税法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額（同項に規定する通算前欠損金額が生じた場合には、これをマイナスの金額としたもの）から上記(イ)から(ニ)までの金額を減算した金額が、上記の通算前所得金額（マイナスの場合にはその絶対値である通算前欠損金額）となります。
- ハ 遮断措置
  - 上記イを適用する場合において、他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額、

通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額が当初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金額又は当初他の控除未済欠損金額（それぞれ他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除きます。）に添付された書類に他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額として記載された金額をいいます。以下同じです。）と異なるときは、当初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金額又は当初他の控除未済欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額とみなすこととされています（措法66の13⑬、措令39の24の2⑮）。

すなわち、他の通算法人の期限内申告における通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額の計算に誤りがあった場合においても、自己の通算前所得金額、通算前欠損金額又は控除未済欠損金額が変わらない限り、上記イの調整前通算所得基準額は、変わらないこととなります。

（注1） 確定申告書等とは、法人税法第2条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第144条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第2条第31号に規定する確定申告書をいいます（措法2②二十八）。

すなわち、仮決算をした場合の中間申告書及び確定申告書をいい、確定申告書には、その確定申告書に係る期限後申告書を含むこととされています。

（注2） 他の通算法人のうち期限内申告書を提出しなかったものについては、当該他の通算法人の通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額が0となります。ただし、下記ニの適用がある場合はこの限りではありません

ん。

（注3） 通算法人の通算前所得金額、通算前欠損金額又は控除未済欠損金額はハの対象となっていないことから、その通算法人は、修正申告をする際には、その修正申告に基づくその通算法人の通算前所得金額、通算前欠損金額及び控除未済欠損金額並びに期限内申告書を提出した他の通算法人の通算前所得金額、通算前欠損金額及び他の控除未済欠損金額の数値により調整前通算所得基準額を計算することとなります。

また、損益通算制度における法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算（法法64の5⑧）の要件である「遮断に関する規定を適用したならば欠損金額が生ずる等の事実が生じ、その通算法人又は他の通算法人の各事業年度終了の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるとき」について、「遮断に関する規定」に租税特別措置法第66条の13第13項及び租税特別措置法施行令第39条の24の2第15項の規定が追加されています（法令131の7②七・九）。

ニ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算の適用がある場合の上記ハの適用

上記イの通算法人の対象事業年度において、法人税法第64条の5第8項（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の規定の適用がある場合には、上記ハの措置は、その対象事業年度については、適用しないこととされています（措法66の13⑯前段、措令39の24の2⑯）。

③ 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の益金算入

イ 益金算入措置

内国法人の本制度の損金算入措置の適用

を受けた事業年度（その内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限り、以下「適用事業年度」といいます。）後の各事業年度（以下「調整事業年度」といいます。）終了の時において、過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合において、その適用事業年度において損金の額に算入した金額に係るその調整事業年度終了の日における特別勘定の金額のうち、(イ)の金額に(ロ)の割合を乗じて計算した金額から調整前通算所得基準不足額（その損金の額に算入した金額がその適用事業年度の調整前通算所得基準額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいいます。）を控除した金額（その控除した金額につきその調整事業年度前の各事業年度においてこのイの措置により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額とされています。）に達するまでの金額（以下「要加算調整額」といいます。）があるときは、その要加算調整額は、その調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました（措法66の13⑭）。すなわち、内国法人の適用事業年度について過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合には、損益通算の遮断措置の適用があることを前提に、その過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に該当することが判明した事業年度（＝調整事業年度）の所得の金額の計算上、過大申告等により増加した適用事業年度における損金算入額相当額を益金の額に算入することとされています。なお、この益金算入措置の趣旨は、沖縄の認定法人の課税の特例（措法60⑥）及び国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61⑤）と同様です。

（注1） 過大申告の場合とは、他の通算法人（その内国法人のその適用事業年度終了の日（以下「基準日」といいます。）に

おいてその内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいいます。以下同じです。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下「他の適用事業年度」といいます。）において生じた法人税法第64条の5第1項に規定する通算前欠損金額（同法第64条の6の規定によりないものとされたものを除きます。以下「通算前欠損金額」といいます。）が当該他の通算法人の他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合において、その超える部分の金額（以下「通算不足欠損金額」といいます。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合をいいます（措法66の13⑭）。

（注2） 期限後欠損金額の場合とは、期限後欠損金額がある場合をいい、期限後欠損金額とは、他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限り、）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額をいいます（措法66の13⑭）。

（注3） 青色申告書を提出することができない場合の取崩し（措法66の13⑥）又は経済産業大臣の証明がされない場合の取崩し（措法66の13⑨）の適用がある場合には、このイの措置は適用しないこととされています（措法66の13⑥後段⑨後段）。

（注4） このイの措置は、当初の損金算入額が過大であったことを進行年度において是正する措置であることから、特別勘定を取り崩して益金算入する期間（3年又は5年）を経過した後であっても適用があります。この場合において、特別勘定の金額は、本制度の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたも



のをいうこととされ、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とされています（措法66の13②一）。したがって、特別勘定を取り崩して益金算入する期間（3年又は5年）を経過した後に会計上特別勘定を取り崩しても、税法上の特別勘定の金額は減少していないこととなり、この税法上の特別勘定の金額がこのイの措置による益金算入額の計算の基礎となります。

（注5） このイの措置は、適用事業年度後の各事業年度終了の時において、過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合が要件とされているため、その適用事業年度に係る更正決定の除斥期間（通法70）内の日の属する事業年度（＝調整事業年度）について適用があります。

（イ） 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限りません。以下「事由該当通算法人」といいます。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

（ロ） 事由該当通算法人につき法人税法第64条の5第5項の規定を適用しないものとした場合のその内国法人のその適用事業年度の同項の規定を適用した同条第2項の割合

（注） 上記の割合は、当初申告における事由該当通算法人の通算前所得金額につき損益通算の遮断措置を適用しないでその内国法人のその適用事業年度について計算した法人税法第64条の5第2項の割合です。

すなわち、通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に本制度の損金算入の適用を受けた内国法人の損益通算に係る欠損分配割合を乗じて計算した金額を損益通算されるとしたならばその内国法人の通算前

所得金額を減少させることとなる金額と考えて、その減少させることとなった金額を控除した後の通算前所得金額を基礎とした調整前通算所得基準額が特別勘定の当初損金算入額に満たない場合のその満たない部分の金額まで益金算入することとされています。

ロ 上記イの遮断措置

上記イの内国法人の調整事業年度の上記イの措置の適用において、事由該当通算法人の他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（その調整事業年度終了の日以前に提出された他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に係る同法第28条第2項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいいます。以下同じです。）と異なる場合には、その既確定通算前欠損金額を他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなすこととされています（措法66の13⑤）。

また、損益通算制度における法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算（法第64の5⑧）の要件である「遮断に関する規定を適用したならば欠損金額が生ずる等の事実が生じ、その通算法人又は他の通算法人の各事業年度終了の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるとき」について、「遮断に関する規定」に租税特別措置法第66条の13第15項の規定が追加されています（法令131の7②七）。

ハ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算の適用がある場合の上記イ及びロの適用

上記②ニの場合において、その対象事業

年度を適用事業年度とする上記イの内国法人の調整事業年度については、上記イ及びロの措置は、適用がないものとしてとされています（措法66の13<sup>⑩</sup>後段）。

## ニ 法人税法の規定等との調整

法人が上記イの措置の適用を受けた場合には、法人税法の規定等の適用については、本制度における他の益金算入措置と同様に、次のとおりとされています。

### (イ) 特定同族会社の留保金課税

特定同族会社の留保金課税における留保金額及び留保控除額の計算上、上記イの措置の適用を受けた法人のその益金算入額は、その基礎となる所得等の金額に含まれないものとされています（措法66の13<sup>⑨</sup>）。

### (ロ) 利益積立金額

利益積立金額の計算上、上記イの措置の適用を受けた法人のその益金算入額は、その基礎となる所得の金額に含まれないものとされています（措令39の24の2<sup>⑰</sup>）。

## ホ その他

上記イの措置の適用がある場合には、次の各制度における所得金額を基礎とする基準額等については、本制度における他の益金算入措置と同様に、上記イの措置の適用をしないで計算することとされました（措令39の24の2<sup>⑱</sup>）。

(イ) 欠損金の繰越控除制度における欠損金控除前所得金額（法人税法第57条第1項ただし書）

(ロ) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度における欠損金控除前所得金額、調整前所得金額及び調整前欠損金額（法人税法第59条第2項、第3項及び第5項）

(ハ) 損益通算制度における通算前所得金額及び通算前欠損金額（法人税法第64条の5第1項）

(ニ) 欠損金の通算制度における欠損控除前

所得金額、他の欠損控除前所得金額及び益金算入後所得金額（法人税法第64条の7第1項第3号イ、同号イ(3)、同条第7項第1号）

(ホ) 契約者配当の損金算入制度における所得基準額（法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第106号）附則第5条第1項第2号）

また、同様に、寄附金の損金算入限度額の計算（法令73<sup>②</sup>二十一）、関西国際空港用地整備準備金の所得基準額の計算（措令33の4<sup>③</sup>）、中部国際空港整備準備金の所得基準額の計算（措令33の5<sup>①</sup>）、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除における所得基準額の計算（措令35<sup>②</sup>③）、沖縄の認定法人の課税の特例における所得基準額の計算（措令36<sup>⑮</sup>）、国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例における所得基準額の計算（措令37<sup>⑦</sup>）、農業経営基盤強化準備金の所得基準額の計算（措令37の2<sup>②</sup>）、農用地等を取得した場合の課税の特例における所得基準額の計算（措令37の3<sup>③</sup>）、対象純支払利子等に係る課税の特例における調整所得金額の計算（措令39の13の2<sup>①</sup>）、組合事業等による損失がある場合の課税の特例における組合等益金額の計算（措令39の31<sup>④</sup>）及び再投資等準備金の所得基準額の計算（震災税特令18の3<sup>②</sup>）の規定がそれぞれ整備され、これらの金額については、上記イの措置を適用しないで計算することとされました。

## 3 適用関係

(1) 上記2(1)<sup>①</sup>の改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得する株式について適用し、法人が同日前に取得した株式については、従前どおりとされています（改正措令附則20<sup>①</sup>）。令和2年改正前租税特別措置法施行令についても同様です（改正措令附則30、36）。

(2) 上記2(1)<sup>②</sup>の改正は、令和4年4月1日以後

に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明については、従前どおりとされています（改正経産省産競法規則等附則②）。

- (3) 上記2(4)の改正は、令和4年4月1日から施行されています（改正経産省産競法規則等附則①）。

- (4) 上記2(5)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39）。なお、連結欠損金個別帰属額に関する経過措置（令和2年改正法附則20①）により内国法人の欠損金額とみなされた金額は、上記2(5)①イの欠損金額並びに上記2(5)②イ(イ)B(A)及び(B)の欠損金額に含むこととされています（改正措令附則20②）。

## 八 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をして、かつ、これをその中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（取得価額が10万円未満であるもの及び他の特別償却制度等の適用を受けるものを除きます。以下「少額減価償却資産」といいます。）を有する場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の全額を損金の額に算入できるというものです（措法67の5①）。

(注1) 中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（事務負担に配慮する必要があるものに限ります。）をいいます（措法67の5①）。

(注2) 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（これらの法人のうち受託法人に該当するものを除きます。）をいいます（措法42の4⑧七、措令1の2③、27の4②）。

- (1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じで

す。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

なお、大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- ① 大法人（次の法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

- ② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記①の法人を除きます。）

- (2) 上記(1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大

規模法人の所有に属している法人

(注3) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（設立後3年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付制度の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑧八）。

(注4) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4⑧九）。

(注5) 事務負担に配慮する必要があるものとは、常時使用する従業員の数が500人以下の法人（連結法人に該当するものを除きます。）をいいます（措法67の5①、措令39の28①）。

ただし、その中小企業者等のその事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を上限とすることとされています（措法67の5①後段）。

## 2 改正の内容

### (1) 対象資産の見直し

対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外されました（措法67の5①、措令39の28②③、措規22の18）。

(注) 上記の改正の背景及び主要な事業として行

われるものの具体的内容については、前掲「法人税法等の改正」の「四 その他」の「5 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」をご参照ください。

### (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました（措法67の5①）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法、令和2年改正前租税特別措置法施行令及び令和2年改正前租税特別措置法施行規則についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法67の5①、令和2年改正前措令39の28②③、令和2年改正前措規22の18）。

### (3) 連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行への対応

対象法人から通算法人が除外されました（措法67の5①）。

(注) なお、単体納税制度に係る規定を適用する連結法人に該当する法人を対象法人から除外する規定について、連結納税制度の廃止への対応として削除されています（措令39の28①）。

## 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、中小企業者等が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用し、中小企業者等が同日前に取得又は製作若しくは建設をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています（改正法附則48）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則62）。

(2) 上記2(3)の改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則39）。

(注) グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるため（令和2年改正法附則14①）、通算法人が本制度の適用を受ける機会はないこととなります。

## 九 農業協同組合等の合併に係る課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、平成13年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われる次の(1)から(3)までの合併のうち、共同事業合併に該当するものについては、法人税法の適格合併の要件の1つである共同事業要件（法法二十二の八八、法令4の3④）を満たすこととするというものです（措法68の2）。

- (1) 農業協同組合と農業協同組合との合併
- (2) 森林組合と森林組合との合併
- (3) 漁業協同組合と漁業協同組合との合併

### 2 改正の内容

#### (1) 対象となる合併の除外

対象となる合併から出資を有しない法人のみで行う合併が除外されました（措法68の2）。除外されるのは、出資を有しない法人のみで行う合併ですので、いずれか一方の組合が出資組

合である場合の吸収合併や、いずれか一の組合が出資組合である場合の新設合併は、引き続き本制度の対象となる合併となります。

#### (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、令和7年3月31日まで3年延長されました（措法68の2）。

なお、令和2年改正前租税特別措置法についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（令和2年改正前措法68の2）。

### 3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和4年4月1日以後に行われる合併について適用し、同日前に行われた合併については、従前どおりとされています（改正法附則50）。令和2年改正前租税特別措置法についても同様です（改正法附則63）。